

平成 26 度 学位論文

マドリッド宣言（1904 年）の成立過程に関する研究

Study on the process of forming the recommendation
“Preservation and Conservation of Architectural Monuments” (1904)

横浜国立大学都市イノベーション学府都市イノベーション専攻

田村央貴

目次

第1章 序論

第1節 研究の目的と背景	2
第2節 マドリッド宣言の概要と参考文献	3
第3節 研究の範囲	12
第4節 研究の資料と議事録の形式	13
第5節 本論の構成	15

第2章 国際建築家会議に関する分析と考察

第1節 会議の起源	17
i) フランス中央建築家協会	
ii) 第1回国際建築家会議の開催とその目的	
第2節 会議の公認化と組織化	20
i) 主催者について	
ii) 政府公認の会議へ	
iii) 会議の組織機構	
第3節 常任委員会の発足	23
第4節 会議の参加者と参加国	24
第5節 会議プログラム	26
第6節 議題と勧告	26
第7節 小結	27

第3章 マドリッド宣言の成立過程における建築保存論の変遷

第1節 序論	35
第2節 第4回国際建築家会議におけるデワールの提案	36
第3節 デワール案への批判1：各ケースに応じた措置の必要性	38
第4節 デワール案への批判2：カイペルスによる批判	39
i) 構造的欠陥の是正	
ii) 作者の理念を尊重した修復	
第5節 クロケの建築保存論：「生きた記念建造物」「死んだ記念建造物」	42
第6節 マドリッド宣言の成立過程におけるクロケ案の意義	45
第7節 小結	47

第4章	マドリッド宣言の成立過程における建築保存の行政的施策に関する議論の変遷	
第1節	序論	53
第2節	記念建造物保護の行政的施策に関する議論と勧告	53
	i) 建築学校における記念建造物保護教育の導入	
	ii) 各国の記念建造物保護に関する法律の統一	
	iii) 専門委員会による修復工事の監督	
	iv) 第5回会議におけるボーンシュテッドの議案書	
第3節	勧告に対する反論	57
	i) 各国の記念建造物保護法の統一に関する勧告への反論	
	ii) 専門委員会への委任に関する勧告への反論	
第4節	第6回国際建築家会議におけるカベロの提案に関する考察	59
	i) カベロの勧告案の目的	
	ii) カベロ案採択の経緯	
第5節	小結	65
第5章	結論	70

資料編

- 1 国際建築家会議における記念建造物の保存修復に関する勧告等
 - 1-1 第4回国際建築家会議（1897年、ブリュッセル） 議題3「記念建造物の修復について」
 - 1-2 第5回国際建築家会議（1900年、パリ） 議題5「記念建造物の保存について」
 - 1-3 第6回国際建築家会議（1904年、マドリッド） 議題2「記念建造物の保存と修復」
- 2 その他の記念建造物の保存修復に関する勧告等
 - 3-1 第一回国際美術品及記念建造物保護会議（1889年、パリ）の勧告
 - 3-2 「古きモニュメントと遺構の保存」（王立英国建築家協会、1862年）
- 3 国際建築家会議における記念建造物の保存修復に関する議論の全訳
 - 4-1 第4回国際建築家会議（1897年、ブリュッセル） 議題3「記念建造物の修復について」
 - 4-2 第5回国際建築家会議（1900年、パリ） 議題5「記念建造物の保存について」
 - 4-3 第6回国際建築家会議（1904年、マドリッド） 議題2「記念建造物の保存と修復」
- 4 国際建築家会議比較表

凡例

1 本論文は、著者による既発表の論文3編に新たな考察の章（第2章、第4章）を加えたものである。各論文の再録にあたっては、下記に示すように、必ずしも発表順に従っていない。また用語・文体を統一したり、新たに書き改めた部分もある。

2 第3章に関する既発表論文は、田村央貴「国際建築家会議における建築保存論の変遷：マドリッド宣言（1904）の成立過程の考察（1）」（『日本建築学会計画系論文集』、vol.78、No.692、pp.2261-2266）、田村央貴「第6回国際建築家会議（1904、マドリッド）「記念建造物の保存と修復」憲章の成立について」（『日本建築学会学術講演梗概集 F-2』2012、pp. 279-28）である。

第4章に関する既発表論文は、田村央貴「「マドリッド宣言」の成立過程にみられる多様な議論について」（『日本建築学会学術講演梗概集 F-2』2014、pp. 787-788）である。

3 「」は著者による引用、もしくは作品や論文などの題名をあらわし、『』は単行本の表題、雑誌名、あるいは引用文中の「」をあらわす。（）は註を付さない場合の著者による補足事項、もしくは参照する図書番号や図番号をあらわし、引用文の省略は「（中略）」、引用文中の著者による補足事項は「（：引用者註）」により表記した。

4 各章の註は章末にまとめて掲載した。

5 「資料編」に掲載した各文献の和訳はすべて著者による。

第 1 章

序論

第1節 研究の目的と背景

本研究は1904年にマドリッドで開かれた第6回国際建築家会議(Congrès international des architects)において採択された文化遺産保護憲章、いわゆるマドリッド宣言の成立過程を分析することで、その国際憲章としての一般的性質を明らかにし、さらに国際憲章の形成史における意義について考察するものである。

1945年の創立されたユネスコは当初から記念建造物(monument)の保護とそれに関わる国際条約の締結を主要な任務の一つとして掲げていた。その代表的なものが1972年に採択(発効は1975年)された世界遺産条約だろう。2013年にこの条約の批准国は190カ国に達し、2014年に世界遺産リストの登録数は1000件を越えた。世界遺産条約が「人類共有の遺産」という考えを広く普及させ、公の文化遺産保護への関心を喚起させるのに多大な貢献をしているのはいうまでもない。またユネスコの支援をうけて1965年に発足した国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites、略称ICOMOS、以下イコモスとよぶ)も国際憲章の作成などを通じて、国際的な保存理念、保存技術の基盤整備、普及活動をおこなっている。1994年に開かれた奈良カンファレンス以降は、石造建造物を主たる対象として構築された西欧のオーセンティシティの考えが必ずしも国際的普遍性をもつわけでないことが確認され、近年では、国際理念との整合性を保ちつつ、各地域や各文化圏に適した基本的指針を作成することが求められている。すなわち「人類共通の遺産」という考えが国際的普及する一方、近年ではその保存の考え方の文化的多様性が認められつつあるといえる。

こうした現在において、依然として国際的文化遺産保護の理念的基盤とされるのは1964年に制定された「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章」、いわゆる「ヴェニス憲章」である。ヴェニス憲章に示された「人類共有の財産」という考え、そしてオーセンティック価値を後世に受け継ぐための厳格な手法の推奨と安易な修復や再建行為を退ける、という考えの有効性は未だ失われていないとされる。

本研究のテーマとなるマドリッド宣言はこのヴェニス憲章よりも60年ほど前に制定された国際文化遺産保護憲章である。マドリッド宣言はこれまでヴェニス憲章に示された理念の形成過程における最初の国際文化遺産保護憲章として重要視されてきた。しかし、既往研究においてマドリッド宣言は条文の内容のみによって解釈されており、会議で交わされた議論や宣言文が採択される過程、会議の性質や出席者といった背景までは明らかにされておらず、従来の評価は限定的なものといえる。マドリッド宣言は6条項からなる短い憲章で、そこで扱われるテーマも非常に狭小であり、条文の内容からだけでは他の国際憲章と安易に比較することはできない。従って最初の国際文化遺産憲章という歴史的重要性に

もかわらず、マドリッド宣言がヴェニス憲章をはじめとする後世の国際憲章へ与えた影響については明確とはいえず、ここに研究の余地が残されていると筆者は考える。

本研究ではマドリッド宣言の条項そのものよりも、それが成立するまでの「過程」にこそ注目する。会議に出席していた建築家たちが建築保存とその国際協力について如何なる考えをもっていたかを検証することによって、マドリッド宣言の歴史的な意義が一層鮮明になることはいうまでもない。また、マドリッド宣言が議論や審議によって成立したものである以上、採択に至るまでには条文には反映されなかった意見にも、国際憲章の形成史という観点からみれば着目すべきものがあるかもしれない。実際、本研究で明らかになるように、国際建築家会議は宣言文の制定までに非常に多くの議論を交しており、その内容も条文からは想像できないほど豊かなもので、そこにはヴェニス憲章に記された現代の保存理念に通じる考えを確認することができるのである。

以上のように、本研究は、国際建築家会議の分析と考察及び成立過程における議論の整理と検証という2つの新たな観点からマドリッド宣言を再評価するものである。これによって、これまで注目されてこなかったマドリッド宣言の国際憲章の歴史における重要性がヴェニス憲章やアテネ憲章に決して劣らないものであることを示したいと思う。

第2節 マドリッド宣言の概要と参考文献

マドリッド宣言は6項目で構成されるが、テーマの観点からは、モニュメント保存の理論について述べた第1～4項と、保存関係者に関連する事柄や保存の行政的施策について述べた第5、6項に大別することができる。前者はベルギーの建築家ルイ・クロケ(Louis Cloquet, 1849-1920)の提案によるもので、後者はスペインの建築家カベロ(Luis Maria Cabello y Lapiedra, 1863-1936)の提案を基礎として作成されたものである。

第1項では、記念建造物が当初から意図された目的に役立つ「生きたモニュメント」と、今では廃れてしまった目的のために役立つ「死んだモニュメント」とに分類すべきことが訴えられている。第2項では「死んだモニュメント」が最小限の措置とりわけ補強によって保存されるべきことが述べられ、第3項では「生きたモニュメント」が使われ続けるよう修復されるべきことが述べられる。第4項では、第3項での修復の原則についての記述であり、修復における様式の統一と様式の多様性の尊重がともに「美しいもの」として肯定される。第5項では保存修復工事が「国家資格」をもつ建築家のみに任されるべきことを説き、第6項では各国において記念建造物保存のための団体を設立し、協力して目録作際に取り組みべきことが述べられている。

- 1 記念建造物はふたつの種類に分けられる。死んだ記念建造物、それらは過去の文明に属しているか、あるいはもう廃れてしまった目的に仕えているものである。生きた記念建造物、それらは本来意図された目的に仕えつづけているものである。
- 2 死んだ記念建造物は、廃墟と化してしまうのをくい止めるために、必要な諸部分を補強することによってのみ保存されるべきである。なぜならこのような記念建造物の重要性は、その歴史的・技術的価値にあり、それらの価値は記念建造物自体とともに消滅してしまうものだからである。
- 3 生きた記念建造物は、使われ続けるように修復されるのが適切である。なぜなら建築にとって、有益性は美しさの根拠のひとつである。
- 4 このような修復は、記念建造物はその統一性を保持できるように、本来の様式によってなされるべきである。なぜなら、様式の統一もまた、建築にとって美しさのもう一つの根拠であり、また基本的な幾何学形態は完全に再現することが出来るからである。もし、全体とは異なる様式でつくられた部分が本質的な長所を有しており、この記念建造物の審美的均衡を崩さないのであれば、この部分は尊重されるべきである。
- 5 記念建造物の修復と保存は、「国家資格を得た」建築家か、あるいは特に権限を与えられ、国家による美的・考古学的・技術管理下で働く建築家のみ、委ねられるべきである。
- 6 歴史的、美的記念建造物を保存するための団体を各国につくるべきである。彼らは、国そして地方の財産の一目録作成に際して、共通の努力のために一団となり、共同して働くだろう。

マドリッド宣言の6条項

(日本イコモス国内委員会憲章小委員会『文化遺産保護憲章 研究・検討報告書』より)

マドリッド宣言の成立過程について論考した既往研究が存在しないことは既に述べた。しかし一方でマドリッド宣言は、国内外を問わず、ヨーロッパの建築保存史や国際憲章の形成史においてしばしば取り上げられる国際憲章である。ここでは各参考文献についての概要を述べ、これらにおけるマドリッド宣言の位置付けと、マドリッド宣言についてこれまで明らかにされてきた情報について整理にすることで、本研究の意義をより明確にしたいと思う。

・日本イコモス国内委員会憲章小委員会『文化遺産保護憲章 研究・検討報告書』、1999

この報告書は、ヴェニス憲章が求める国際的基盤に基づいた各国独自の憲章の制定、1994年の奈良ドキュメントが求める地域独自のオーセンティシティの規定の制定等、各国イコモス国内委員会が負う国際的な責務を背景に、日本独自の憲章制定へ向けた基礎資料の一として作成されたもので、21点の国際憲章の邦訳が掲載されている。対象となる憲章は主にイコモス関連のものだが、「国際憲章の形成の歴史を知る観点から」ヴェニス憲章に先行する古い時代のものとしてマドリッド宣言（1904年）、歴史的記念建造物の修復のためのアテネ憲章（1931年）、CIAMによるアテネ憲章（1933年）の三点が取り上げられている。

著者の一人である清水重敦氏は、本書におさめられた論考「文化遺産の保護に関する国際憲章等の原理、原則とその展開」において、国際憲章の制定過程がヴェニス憲章制定以前と以後に分けることができることを指摘し、マドリッド宣言を前者において最初に制定されたものとして位置づけている。また、清水氏は「生きている記念建造物」「死んだ記念建造物」の分類にみられる様式・芸術重視の姿勢を19世紀のリヴァイヴァリズムの継承と捉え、こうした考えは後の国際憲章で批判されていくとしている。

本書では、「マドリッド宣言」という呼称は用いられず、第6回国際建築家会議の議題「記念建造物の保存と修復」が勧告のタイトルとして用いられている。一方で、著者の一人である益田兼房氏は、本書におさめられた論考「海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討作業報告」において「マドリッド憲章」という呼称を使用している。なお、本書におけるマドリッド宣言の翻訳は池亀彩氏による。

・伊藤延男「世界における文化財保護」『新建築学大系 50 歴史的建造物の保存』彰国社、1999

この論考はギリシア・ローマ時代から 20 世紀のユネスコの活動までの世界の文化財保護の歴史を概観するものである。資料としてマドリッド宣言、歴史的記念物修復のためのアテネ憲章、ヴェニス憲章、世界遺産条約等の邦訳が掲載されている。

マドリッド宣言は第 9 節の「20 世紀における文化財保護のひろがり」で登場する。ここで伊藤氏は、20 世紀における文化財保護の新しい傾向として「文化財を修理修復する技術者の台頭」と「ユネスコの主導による文化財保護の世界戦略化」の 2 つをあげ、マドリッド宣言を前者の最初の例として取り上げ、さらに各項目の内容を簡潔に紹介する。

「(マドリッド宣言は) 管見の及ぶ限りでは、あらゆる文化財修理保存関係者による宣言として最初のものであり、重要な意味がある。」(括弧内は筆者注)

また伊藤氏は、記念建造物を「生きた記念建造物」「死んだ記念建造物」に二分する考え方が現代の技術者にも残っていること、あるいは第 4 条に示された様式の統一に関わる修理の原則が「現代もなお問題となるところ」であることを指摘している。こうした考えからは、伊藤氏がマドリッド宣言を現代とのつながりの中で捉えていたことが窺い知れる。

なお本論文で用いる「マドリッド宣言」という呼称は本書に依っている。伊藤氏は「日本ではこれを「憲章」と記すことが多いが、しかしこの会議に公的性格が認められないので、ここでは任意性のある文書と解し、「宣言」とした」と記している。しかし本研究で明らかにするように、国際建築家会議は「公的」な会議であった。名称については今後検討する余地があるだろう。

- ・ Gevat Erder, *Our Architectural Heritage: from Consciousness to Conservation*, UNESCO, Paris, 1986

ヨーロッパにおける建築保存の歴史を広範かつ詳細に記述した最初期のものである。著者は考古学者で 1981-1988 年にかけてイクロム (ICCROM) の所長をつとめた経歴をもつ。

本書は「古代 Antiquity」と「中世以降 From the Middle Ages Onward」の二部構成となっており、「古代」ではエジプト及メソポタミア、ギリシャ、ローマのそれぞれの時代について、「中世以降」ではイタリア、フランス、イギリスの各国内で中世以降どのような建築保存の政策、理論がどのように発展したのか社会的背景を交えながら考察される。

マドリッド宣言について言及されるは第二部第二節「フランス：中央集権的機構」である。ここにおいて Erder 氏は、国家資格取得者への修復工事委託を定めたマドリッド宣言第 5 条が採択された背景を示す一つの証左として、1887 年の文化財保護法、いわゆる「歴史上美術上の価値をもつ建造物および美術品の保護に関する法律」の制定による当時のフ

ランス国内の情勢変化をあげている。Erder 氏はこの法律がフランスの建築保存行政における一層の中央集権化を招いたことを指摘している。

「国に権力を与えることによって、この法律は中央集権の精神を尊重したが、しかし、中央にいながら工事を監督する者と、地方行政や地方専門家のように実際に工事を遂行する責任者との間には明らかな不和が生じた。地方の職人に対する不信感が中央側に募ると、修復工事を専門家にゆだねようとする考えが生まれた。」

但し、この記述は、後述の Bordwin の著書『古建築の保護 The Care of Ancient Monuments』（Cambridge University Press、1905）の記述にもとづいており、Erder 氏自身の調査によるものでないことには注意が必要である。

また、本書では「資料編 Appendices」として、ヴィオレ・ル・デュクの『中世建築事典』の「修復」の項、マドリッド宣言（1904）、歴史的記念建造物の修復のためのアテネ憲章（1931）、イタリアのカルタ・デル・レスタウロ（1931）、CIAM によるアテネ憲章（1933）、ヴェニス憲章（1964）の6点の国際憲章等の英訳が収録されており、著者がマドリッド宣言を国際憲章の形成の歴史の重要な一端として位置づけていたことが想像される。なお、この資料編では「第六回国際建築家会議、マドリッド（1904）」というタイトルが用いられている。

Jukka Jokilehto, A History of Architectural Conservation, Oxford :
Butterfworth-Heinemann, 1999

本書は、古代から現代に至るまでの西ヨーロッパにおける建築保存の理念と実践の歴史を包括的かつ体系的にまとめた大著である。邦訳に秋枝ユミ・イザベル氏による『建築遺産の保存その歴史と現在』（アルヒーフ、2005、立命館大学歴史都市防災研究センター叢書）がある。

本書では18世紀から19世紀にかけてのイギリス、フランス、ドイツ、オーストリア、イタリアにおける文化財保護の政策と理論の変遷が中心的に記されているが、さらにこれらの政策や理論が他の地域に与えた影響についても記されており、その検証の対象としてスペイン、ベルギー、オランダ等のその他の西ヨーロッパ諸国、北欧諸国、アメリカ、イラン、インド、日本が取り上げられている。

マドリッド宣言への言及は、第9章「国際的影響と国際協力」におけるベルギーの建築保存の歴史について記した箇所のみみられる。ここでヨキレット氏は、ヴィオレ・ル・デュクによる様式統一の理論のベルギーへの影響関係を示す証左として、ルイ・クロケの

「生きている記念建造物」「死んだ記念建造物」の分類を取り上げ、その上で、こうしたクローケの提案を取り入れたマドリッド宣言が「様式を重視した修復の諸原則を反映したものとなった」としている。

なお、ヨキレット氏は修復の歴史を概観する為の参考文献として次の7点をあげているが、これらのうちでマドリッド宣言への言及がみられるのは、後述の3)のみであった(但し、5)、7)については参照できていないため未確認)。とりわけ4)のChoay氏は1931年のアテネ会議を歴史的モニュメントの保存に関する最初の国際会議と位置づけており、近年まで19世紀における国際憲章の研究が不十分であったことが推測される。

- 1) Carla Ceschi, *teoria e storia del restauro*, Rome, 1970
- 2) David Lowenthal, *The Past is a Foreign Country*, Cambridge University Press, Cambridge, 1985
- 3) Cevat Erder, *Our Architectural Heritage: from Consciousness to Conservation*, UNESCO, Paris. 1986
- 4) Françoise Choay, *L'allégorie du patrimoine*, Seuil, Paris, 1992
- 5) Wim Denslagen, *Architectural Rstauration in Western Europe*, Architectura and Natura Press, Amsterdam, 1994
- 6) Sette, Maria, Piera, 'Prifilo storico', in *Trattato di restauro architettonico*, UTET, Turin, 1996
- 7) Giovanni Carbonara, *Avvicinamento all restauro, teoria, storia, monumenti*, Liguori editore, Naples, 1997

- ・ John H. Stubbs ; foreward by Sir Bernard M. Feilden, *Time Honored : A Global View of Architectural Conservation : Parameters, Theory, & Evolution of an Ethos*, John Wiley & Sons, 2009.

本書は4部構成になっている。マドリッド宣言への言及があるのは、第4部「現代における建築保存の実践」の第15章「国際活動と国際協力」の「現代における国際的建築保存の実践と起源」の項である。ここで、Stubbs氏は国際的建築保存の起源として、フランスのヴィオレ・ル・デュクの様式統一の理論、イギリスのラスキンによる半修復の思想、そして両者の中間的態度をとるイタリアのカミロ・ボイトをあげる。さらにボイトの思想については、それがジョヴァンノーニへと引き継がれ、彼の建築保存への哲学的・科学的ア

プローチがアテネ憲章の基礎となっていることを指摘する。その上で、1883年のカミロ・ボイトによる第四回イタリア技術者建築家会議の結論とマドリッド宣言は「アテネ憲章の先例としてみなせるかもしれない」としている。

- ・ Astrid Swenson, *The Rise of Heritage: Preserving the Past in France, Germany and England, 1789-1914*, Cambridge University Press, 2013

本書は建築保存ではなく社会科学の分野で書かれた論考である。国際的文脈において「遺産 heritage」の概念が如何に登場し発展したのかを明らかにすることを目的としている。

著者は、従来の保存概念の通史が「国際的観点」に乏しいものであることを指摘し、その上で、フランス革命から第一次世界対戦勃発までを対象とした、フランス、イギリス、ドイツの三か国における「遺産の興起 rise of heritage」を、三国間の「絡み合いの歴史」として記述する。専門家たちのグローバルなネットワークを明らかにするために、国家組織間の交流だけでなく、イギリスの「古建築保護協会 Society for Protection of Ancient Buildings」やフランスの「モニュメントの友 Amis des monuments」等の団体による民間レベルの交流を重点的に描き出している点、また後述するように、19世紀末から20世紀初頭に開かれた数々の国際博覧会や国際会議を専門家たちの交流を加速させた場として捉えることで従来とは異なる新たなアプローチから保国際憲章の形成史を記述している点が本書の大きな特徴といえる。

「遺産の出現の説明が国史における重要な問題との関わりの中で探求されてきた為に、歴史家たちは各国の様々な民間団体が遺産を広く評価していたことを見逃してきただけでなく、異なる国内状況の中に、類似したアイデアや実践が現れていることを軽視し、それらのつながりを無視したのである。」

本書は3部構成となっているが、本研究と関連するのは第2部「国際的合意点 International meeting-point」である。ここでは国際博覧会と国際会議に焦点が当てられ、それぞれが関係者の交流や概念の交換の場として如何に機能していたのかが明らかにされる。国際会議の主たる研究対象となっているのは、1889年にパリで開かれた「第一回美術品及記念建造物保護のための国際会議 Congrès international pour la protection des œuvres d'art et des monuments」、パブリックアート会議、ランドスケープ会議、ハーグ条約に関する三つの会議、そして国際建築家会議である。とりわけ Swenson 氏が重要視しているのが「第一回美術品及記念建造物保護のための国際会議」（以下では「第一回保護会議」と略記）で、その会議開催の起源、参加者、開催の背景等について詳しく研究され

ている。

本書は国際建築家会議を数ある国際会議の一つとして扱っているに過ぎないが、一方で Swenson 氏は国際建築家会議の議事録を参照しており、それまで知られていなかった以下の諸点が明らかとなったことは重要である。

- ・ 国際建築家会議におけるモニュメントの関する議論は「主に各国の法律の比較と、国民に保存の興味を喚起するための施策」に費やされたこと。
- ・ 保存派と修復派の力関係が、次第に保存派優勢にシフトすること。
- ・ 参加者や考え方において 1889 年の「第一回美術品及記念建造物保護のための国際会議」を引き継いだ感があるが、一方で、第一回会議では各国間の国際協力が強調されたのに対し、国際建築家会議では参加者の不和が目立つこと。

本書によって 19 世紀の保存関係者たちが有していた多様なネットワークが明らかとなり、これは本研究の視野を広げてくれた。また国際会議等に関する新たな資料を提示してくれたことも事実であり、その意味において、本研究が本書に負うところは少なくない。さらに本書によって、マドリッド宣言が必ずしも最初の国際憲章とはいえないことが明らかになったことも重要である。しかし、本書の目的はあくまでこうした国際交流を経て「遺産 heritage」の概念が如何に現代へと受け継がれたかを解明することであり、本研究の目的となる国際建築家会議における議論の整理、あるいは会議機構の整理という観点からの検証については極めて不十分であることは言うまでもない。

- ・ 鈴木博之『ヴィクトリアン・ゴシックの崩壊』中央公論美術出版、1996

本書の原型となるのは鈴木氏の学位請求論文である。鈴木氏は、本書において、19 世紀後半の英国建築を様式論と建築保存論の両面から研究し、両者が表裏一体の関係にあったことを明らかにした。マドリッド宣言が取り上げられるのは第 II 章「過去への意識」第 4 節「S.P.A.B の建築保存論」である。古建築保護協会 (S.P.A.B) はウィリアム・モリス (William Morris, 1834–1896) が 1877 年に設立した民間団体であるが、本節の表題からも明白なように、マドリッド宣言は S.P.A.B の建築保存論との関わりにおいて登場する。鈴木氏が着目しているのは、マドリッド宣言によって古建築の「修復」が、部分的ではあるものの、国際的に認められた点である。S.P.A.B は設立当初「修復ではなく保存を！」というマニフェストを掲げ、修復を一切認めない厳格な理念のもとに活動していたが、鈴木氏によれば、そうした偏狭な保存理論は 20 世紀初頭から一定の修復を認めるという妥協をせざるをえなく

なる。マドリッド宣言はこうした S.P.A.B の建築保存論の転換期を示す一つの証左として引用されるのである。

なお、本書の発行年は 1996 年であるが、マドリッド宣言に関する部分は、鈴木氏の 1977 年の論文「ヴィクトリアン・ゴシック末期の建築保存論 その 4. S.P.A.B. の建築保存論」(日本建築学会論文報告集、第 257 号) がもとになっており、これが我が国におけるマドリッド宣言の最初の紹介だと思われる。

なお、上記にあげたもの以外に文化財保護の歴史についての主要な文献として以下のものがあげられる。しかしながら、いずれもマドリッド宣言に関する言及はみられない。

- ・ 河野靖『文化遺産の保存と国際協力』、風響社、1995
- ・ Stanley-Price, Nicholas, M.Kirby Talley, Jr., and Alessandro Melucco Vaccaro, eds. 1996.
Historical and Philosophical Issues in the conservation of Cultural Heritage.
Reading in Conservation. Los Angeles: Getty Conservation Institute.
- ・ John H. Stubbs and Emily G. Makas ; foreword by Mounir Bouchenaki, Architectural Conservation in Europe and the Americas : National Experiences and Practice, John Wiley & Sons, 2011
- ・ Allen Cunningham, Modern Movement Heritage, aylor & Francis, 1998
- ・ Theodore H. M. Prudon, Preservation of Architecture, John Wiley & Sons, Inc, 2008
- ・ Trevor Garnham, Architecture Re-assembled: The Use (and Abuse) of History, Routledge, 2013
- ・ Miles Glendinning, The Conservation Movement: A History of Architectural Preservation: Antiquity to Modernity, Routledge, 2013
- ・ English Heritage, Practical Building Conservation: Conservation Basics, Ashgate, 2013

以上から、本研究では参考文献におけるマドリッド宣言の位置づけを次のように捉える。

- 1 既往研究においてマドリッド宣言は、しばしば保存関係者による最初の国際憲章とみなされてきたが、近年では必ずしもそうではないことが明らかになった。
- 2 「生きている記念建造物」「死んだ記念建造物」というクロケの保存論に主たる焦点が

あてられマドリッド宣言の全体を一つの国際憲章として取り上あげた参考はなかった。

- 3 アテネ憲章（1931）とヴェニス憲章（1964）の先例としての可能性が指摘される。
- 4 一般的な呼称の不在
- 5 認知度や重要度には差がみられる。アテネ憲章やヴェニス憲章が取り上げられていても、マドリッド宣言は必ずしも取り上げられていない。

第3節 研究の範囲

本研究はマドリッド宣言が採択された第6回国際建築家会議だけでなく、その他の国際建築家会議における記念建造物の保存の議論も研究の対象としている。というのも、後に明らかになるように、マドリッド宣言に示された保存の理念は、それ以前の会議におけるこの一連の議論の中で形成されていったものと考えられるからである。国際建築家会議は1867年にパリで第1回会議が開かれ、第2回会議（1878年、パリ）、第3回会議（1889年、パリ）、第4回会議（1897年、ブリュッセル）、第5回会議（1900年、パリ）、第6回会議（1904年、マドリッド）、第7回会議（1906年、ロンドン）、第8回会議（1908年、ローマ、第9回会議（1911年、ウィーン）、その後第一次世界大戦による一時中断があったものの1922年の第10回ブリュッセル会議で再開し、第11回会議（1927年、アムステルダム）、第12回会議（1930年、ブタペスト）、第13回会議（1935年、パリ）、第14回会議（1937年、ローマ）、そして1939年の第15回ワシントン会議で終焉する（これは議事録の発行状況からみたものである。第15回会議以降も継続したかどうかは定かではないが、国際建築家会議の発議者で中心的役割を果たしていたフランス中央建築家協会が1953年に「建築アカデミー」と名を変え組織改正がなされているため、20世紀中頃には開かれなくなったと推測される）。およそ70年間にわたって開かれたことになる。歴史的記念建造物の保存に関する議論は第2回、第4回、第5回、第6回、第7回、第8回、第10回にみられる。しかし本研究は、あくまでマドリッド宣言の成立過程の検証を目的としているため、第7、8、10回会議は対象としていない。第7回以降の会議の検証は今後の研究課題としたい。

第4節 研究の資料と議事録の形式

既述の参考文献におけるマドリッド宣言に関する情報は主として次の文献に依っている。

W.J.Locke, 'The 6th International Congress of Architects, 1904, Madrid; Report of the Secretary of the Institute', *Journal of the Royal Institute of British Architects*, Vol.XI, Third Series, 1904, pp.343-346.

これは当時王立英国建築家協会の書記をつとめていたウィリアム・ジョン・ロック(William John Locke, 1863-1930)による会議の報告である。第2議題「記念建造物の保存と修復」に関する部分では、ベルギーのクロケによる基調報告があったこと、会議はそれをめぐる議論に終始したこと、そして採択されたマドリッド宣言の6項の条文が記されるのみである。また会議そのものの詳細や、参加者等に関する記録もみられない。これまでこの文献のみが参照されていたことが、マドリッド宣言についての詳細が語られなかったことの一つの理由と考えられる。本研究の特徴の一つはこれまで参照されてこなかった国際建築家会議発行の議事録を検証することにより、マドリッド宣言の成立過程あるいは国際建築家会議の実態を明らかにすることにある。これを可能にしたのは近年普及しつつある博物館、美術館、図書館等における所蔵物のデジタルアーカイブ化とその公開である。これによって欧州の古い文献をインターネット上で閲覧することが可能になってきている。本研究で利用する国際建築家会議の議事録は、第1回、第3回、第5回、第6回会議のものについてはアメリカの非営利団体「インターネットアーカイブ Internet Archive」

(www.archive.org) が運営する電子図書館から、第2回会議のものについてはフランス国立工芸院 Conservatoire national des arts et métiers の運営する電子図書館「CNUM (Conservatoire numérique des Arts et Métiers)」(www.cnum.cnam.fr/) から入手している。第4回会議の議事録のみ東京大学図書館所蔵のものを用いている。第4回会議を除いた各議事録の情報は以下の通りである(タイトルはサイト上の表記に従っている)。

- ・ 第1回国際建築家議事録

Société impériale et centrale des architectes, Conférence internationale, juillet, 1867, E. Thunot, Paris, 1867

所蔵元: Harvard University

スキャン日時: 2005/05/06

URL: <https://archive.org/details/confrenceintern00fragoog>

- 第2回国際建築家議事録
 Exposition universelle. 1878. Paris, Exposition universelle internationale de 1878, à Paris. Congrès et conférences du Palais du Trocadéro. Comptes rendus sténographiques. Congrès international des architectes tenu à Paris du 29 juillet au 3 août 1878, Paris : Imprimerie nationale, 1881
 所蔵元 : Conservatoire national des arts et métiers
 スキャン日時: 不明
 URL: <http://cnum.cnam.fr/CGI/redir.cgi?8XAE244>
- 第3回国際建築家議事録
 Congrès international des architectes (3e : 1900, Paris), Congrès international des architectes, troisième session tenue à Paris du 17 au 22 juin 1889, organisation, compte-rendu et notice, Exposition universelle internationale de 1889, Paris, Imprimerie Chaix, 1896.
 所蔵元 : University of Michigan
 スキャン日時: 2007/10/08
 URL: <http://cnum.cnam.fr/CGI/redir.cgi?8XAE244>
- 第5回国際建築家議事録
 Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), cinquième session tenue à Paris du 29 juillet au 4 août 1900 organisation compte rendu et notices (1906), Paris, Impr. Chaix, 1906
 所蔵元 : University of Michigan
 スキャン日時: 2007/10/08
 URL: <http://cnum.cnam.fr/CGI/redir.cgi?8XAE244>
- 第6回国際建築家議事録
 Congrès international des architectes (6e : 1904 : Madrid, Spain), Congrès internationale des architectes, sous la haute protection de S.M. le roi d'Espagne et le patronage du gouvernement sixième session tenue à Madrid du 6 au 13 avril 1904. organisation. compte rendu et notices (1906), Madrid, J.Sastre y c.a, 1906
 所蔵元 : University of Michigan

スキャン日時: 2009/1/25

URL: <http://cnum.cnam.fr/CGI/redir.cgi?8XAE244>

これらの議事録は会議終了後に主催者が発行する（主催者については後述する）。議事録は3部構成である。第1部では会議開催の起源、登録者リスト、会則、会議プログラムが示される。第2部は各会議の議事録であり出席者による各発言が記されている。第3部は補遺として登録者による研究報告等が記載される。議事録は第5回会議まではフランス語のみで書かれていたが、第6回議事録ではフランス語とスペイン語が併用されている。なお、各議事録の頁数は第1回が207頁、第2回が421頁、第3回が413頁、第4回が510頁、第5回が338頁、第6回が492頁である。

第5節 本論の構成

本研究は序論を含め5つの章で構成される。第1章では研究の目的と背景、マドリッド宣言の従来への位置づけ、研究の範囲と方法について記し、本研究の目的がマドリッド宣言の成立過程の解明とその意義についての考察にあることを示す。第2章では、国際建築家会議の組織機構を明らかにし、それが各国のアカデミー会員を主たる構成員とした組織だったこと、また国際的観点からみればフランス中心的な組織だったことを指摘する。第3章と第4章では、それぞれ別の観点からマドリッド宣言の成立過程について考察する。第3章では建築保存の理論的問題をあつかったマドリッド宣言の第1条から第4条に焦点をあて、その成立に関わる議論を整理する。第4章では建築保存の行政的施策の問題をあつかったマドリッド宣言の第5条と第6条に焦点をあて、その成立に関わる議論を整理する。第5章では、マドリッド宣言の成立過程を、建築教育と職能確立という国際建築家会議におけるその他の議論や勧告との関係において考察する。結論となる第6章では、第5章までに得た知見をふまえて、マドリッド宣言の文化遺産保護憲章としての性質と、ヨーロッパにおける国際憲章の形成史における意義について考察する。

第2章

国際建築家会議に関する分析と考察

第1節 会議の起源

i) フランス中央建築家協会

国際建築家会議はフランス中央建築家協会 La Société centrale des architectes（以下では「中央協会」とよぶ）によって始められた。この協会は1840年のパリで発足し、現在も「建築アカデミー Académie d'Architecture」と名をかえて存続している。国際建築家会議の起源について述べる前に、まずは、この中央協会の起源と活動についても述べる必要があるだろう。中央協会の起源や活動を知る上でもっとも重要と思われる資料は、協会の機関紙『Bulletin』であるが国内では入手困難であるため、本研究ではダリ（Cesar Daly, 1811-1894）による『建築公共事業総合誌 Revue générale de l'architecture et des travaux publics』（以下『建築総誌』とよぶ）の記事を主たる参考文献としている。¹⁾

19世紀のヨーロッパは、産業革命による工業の発達、技術者の台頭、様式の相対化等によって建築家の仕事が多様化し、建築家たちが自らの職能確立のために奮闘した時代である。従って19世紀には、多くの国や都市で、建築家たちが自らの職能を守ることを目的とした団体が設立された。こうした団体の中でもっとも著名でかつ最初期のものとしてあげられるのは、1834年に設立されたイギリスの王立建築家協会 Royal Institute of British architects だろう。その他の国の中央協会としてはベルギーが1872年、ドイツが18、スペインが、ポルトガルの Associação dos arquitetos portugueses が1863年、イタリアのが1855年に設立されている。フランスでは中央協会に先駆けて1830年にリヨンで建築家19名による「建築アカデミー協会」が設立されている。

パリでは、1839年頃にアントワーヌ・マルタン・ガルノー(Antoine Martin Garnaud, 1796-1861)が中央協会の設立を提案し、彼を中心とした数名の建築家による暫定委員会が発足した。さらに1840年6月9日には、ジャン=ニコラ・ユイヨ(Jean-Nicolas Huyot, 1780-1840)を委員長とした9名で構成される委員会が発足し、協会設立に向けた検討会が開かれた。³⁾ 11月15日に開かれた会議では協会がめざすべき目標として次の3つが掲げられ、決議として採択された。⁴⁾

- 1 教育、経験、技能、倫理について必要な条件と保証を示す、すべての建築家たちによる中央組織を結成すること。
- 2 協会の会員たちを監督し指導すること。
- 3 建築および建築家に関わる芸術、実践、積算、法律、および行政の諸問題、原則的にそれと結びつくあらゆる種類の物質的利益との関連で検討された諸問題、に取り組むこと。

協会の主たる任務は建築家の職能を保護するためのディプロマを制定することだった。1864年に協会は建築家の職能に必要なすべての学識を列挙したディプロマ設立の必要に関するレポートを付託された。しかし、実際には、1867年以降のボザールによる国家認定の建築資格の発行、1877年のこの資格の取得者による政府認定建築家協会(S.A.D.G)の設立、1913年3月13日の政令による政府公認建築士(D.P.L.G)の制定、そして1940年の建築士法の制定、によって協会はその役割は次第にその役割を失っていった。

ii) 第1回国際建築家会議の開催とその目的

中央協会は1866年7月6日の総会で、協会の交流関係の拡大と認知度の向上を目的に、翌年にパリで開催される予定の万国博覧会にあわせ、国内外の建築家による国際会議を開くことを決めた。この決議をうけて、協会の執行部はフランス学士院 *institute imperial de France* や王立英国建築家協会をはじめ、フランス国内外の主要な関係機関に案内状を送付した。これには1867年、の時点でフランス学士院、王立英国建築家協会、アイルランド建築家協会、グラスゴー建築家協会、リヨン建築アカデミー、ヴズール建築家協会、ナント建築家協会、ハンブルク建築家協会から参加を表明する旨が伝えられた。

この会議は1867年7月22、24、26、29日の4日間にわたって、パリのエコール・デ・ボザールで開かれた。議長は当時中央協会の会長だったヴィクトール・バルタール(Victor Baltard, 1805-1874)だった。バルタールは開会式において「この会議が芸術と我々の職業にとってよいものなることを願います。また会議に参加して下さった皆さんが、パリに在住の人だけでなく、地方と国外からの参加者の間でよい関係が築ければ幸いです」と述べた。⁵⁾

議事録には参加者の正確な数が記されていないが、出席者の一人だったダリによる『建築総誌』のレポートによれば、会議後に催された祝賀会の出席者は110人だったという。これは後の会議の参加者が250～900人であるのに比べて非常に少ないといえる。⁶⁾

また、フランス国外からの出席者も数えるほどで、ロシアから子ブリューロフ(Alexandre Pavlovitch Brioulov, 1798-1877)、アメリカからウィリアム・ロバート・ウェア(William Robert Ware, 1832-1915)、プロイセンからヴィルヘルム・ベックマン(Wilhelm Böckmann, 1832-1902)、ポルトガルからシルバ(Joaquim Possidónio Narciso da Silva, 1806—1896)、ベルリンから Stier と Kilmann、ウィーンから Koch、の計8名が参加するのみであった。案内状が送られたものの王立英国建築家協会からは結局一人の出席者もなかった。

会議で取り上げられた議題は「各国における建築の現況（正確には：異国の建築の現況とその傾向は如何に？ *Quel est l'état actuel de l'architecture chez différents peuples contemporains, et quelle en sont les tendances?*）」、「各国における建築教育（正確には：

現代における各国の教育法は如何に？ Quelles sont les méthodes d'enseignement en usage a notre époque dans chaque pays?）、「建築家の職能（正確には：職能の観点からみた社会における建築家の役割を示す Exposer le role de l'architecte dans la société au point de vue professionell）」、「建築の工業製品への影響 Traiter de l'influence de l'architecture sur les productions de l'industrie」の4つである。会議は各議題について一人の発表者が基調講演を行った後に意見を仰ぐという形式で進められた。しかし、海外参加者が少なかったこともあり、各テーマについて国際的レベルで議論がなされたとは言い難い。発言者はフランスからの出席者が主であり、フランス以外ではベックマンによるプロイセンの建築教育システムについての報告と、シルバによるポルトガル建築の歴史と現状についての報告がみられるのみである。また議事録の発言からは議論そのものもあまり活発ではなかった印象をうける。

第1回国際建築家会議に対する当時の風評は如何なるものだったのだろうか。ダリは、『建築総誌』において、開催の周知不足と海外参加者の不足を指摘しているものの、次のように述べ、この会議が「成功を取めた」としている。

「王立中央建築家協会は20年前に設立された。創立時ははなはだ虚弱な機関ではあったが、たくましく力強い時期が協会に訪れた。協会はそのことを意識していたようにもみえる、というのも今回の国際会議は、概して成功を取めたからである。しかし、もしもっと配慮、準備、行政へのはたらきかけがあったなら、この成功はより大きく完璧なものであったろう。参加者の数は、すでに甚大な数にのぼり、当協会の通常会議にも席がない状態である。各機関の機関紙だけでなく、とりわけ号外的な出版物によって、各国の建築家に通達が適切になされ、この国際会議について十分に繰り返し通達がなされていたら、容易にこの2、3倍になっていたかもしれない。実際、かなりの数の海外参加者、地方参加者、そしてパリからの参加者が本誌の編集者に対し、この会議の開催を後々に知ったことに激しい遺憾をあらわにしていた」⁷⁾

しかしこれに対して『Gazette des architectes et du bâtiment』におけるヴィオレ・ル・デュクの見解は全く異なるものである。デュクは第一回会議の参加者の少なさが「痛々しい印象を与えるほどだった」と感想を述べた上で、こうした「協会の組織としての根本的な悪習と協会が陥っている孤立化」があらわれている現状を『建築雑誌』が批判できていないことを指摘し、中央協会の現状を「無能かつ不動 impuissante et immobile」と評した。また、デュクは、本来若手の建築家たちによってアカデミーに対抗する組織として生まれた協会が現在ではアカデミーに吸収されてしまっている現状も批判した。実際のところ、中央協会の歴代の会長にはアカデミーの会員が着任していた。⁸⁾

以上のことをふまえると、中央協会と第1回国際建築家会議については次のことが言え

らだろう。1840年に建築家の職能確立を目的として若手建築家たちによって設立されたフランス中央建築家協会は、その存在感を国内外に示すために第一回国際建築家会議を開催した。第一回会議は、国際会議と銘打ってはいるものの、海外参加者数とその発言力の点からみてフランス中心的で極めて国際性に乏しいものであった。また、第1回会議では、後の会議にみられるような勧告の発布もみられないが、これは、第1回会議の主たる目的が国際的課題に対して普遍的な原則をうちたてることよりも、中央協会の各国の諸建築団体やフランス国内の地方団体との交流および自らの活動のアピールにあったためだと考えられる。

第2節 会議の政府公認化と組織化

i) 主催者について

第1回会議はフランス中央建築家協会の主催によって開かれた。続く1878年の第2回パリ会議と1889年の第3回パリ会議も、同じく中央協会の主催のもとに開かれた。1897年にブリュッセルで開かれた第4回会議はベルギー中央建築家協会の主催である。1900年の第5回会議と1904年の第6回会議は「国際建築家会議常任委員会 comité permanent du Congrès international des architectes」の主催である。この委員会は第4回会議の閉会式で発足したもので、参加各国からの代表者たちで構成される。第5回以降の国際建築家会議は、開催国の常任委員を中心としながら、この常任委員会が運営するようになる。

ii) 政府公認の会議へ

国際建築家会議の沿革における一つの大きな転換は第2回会議における会議の政府公認化である。第1回会議は中央協会の交流関係の拡大を主たる目的とした非公式の会議だったといえるが、第2回会議以降、国際建築家会議は開催国政府の公認で開かれるようになるのである。

1878年の第2回会議は同年に開催予定だった第3回パリ万国博覧会にあわせて企画された。第3回パリ万博では国際建築家会議だけでなく、「女性の権利に関する国際会議」、「国際技術者会議」、「国際平和会議」など様々な分野における国際会議が政府（第二回会議では農商省 Le Ministre de l'agriculture et du commerce の管轄）によって開かれ、こうした万博と国際会議の併催は以後も受け継がれた。⁹⁾ パリでは1889年の第4回パリ万博で第3回会議が、1900年の第5回パリ万博で第5回会議が、それぞれ商工省 le Ministre du Commerce et de l'industrie の公認により開かれている。1897年の第4回会議もブリュッ

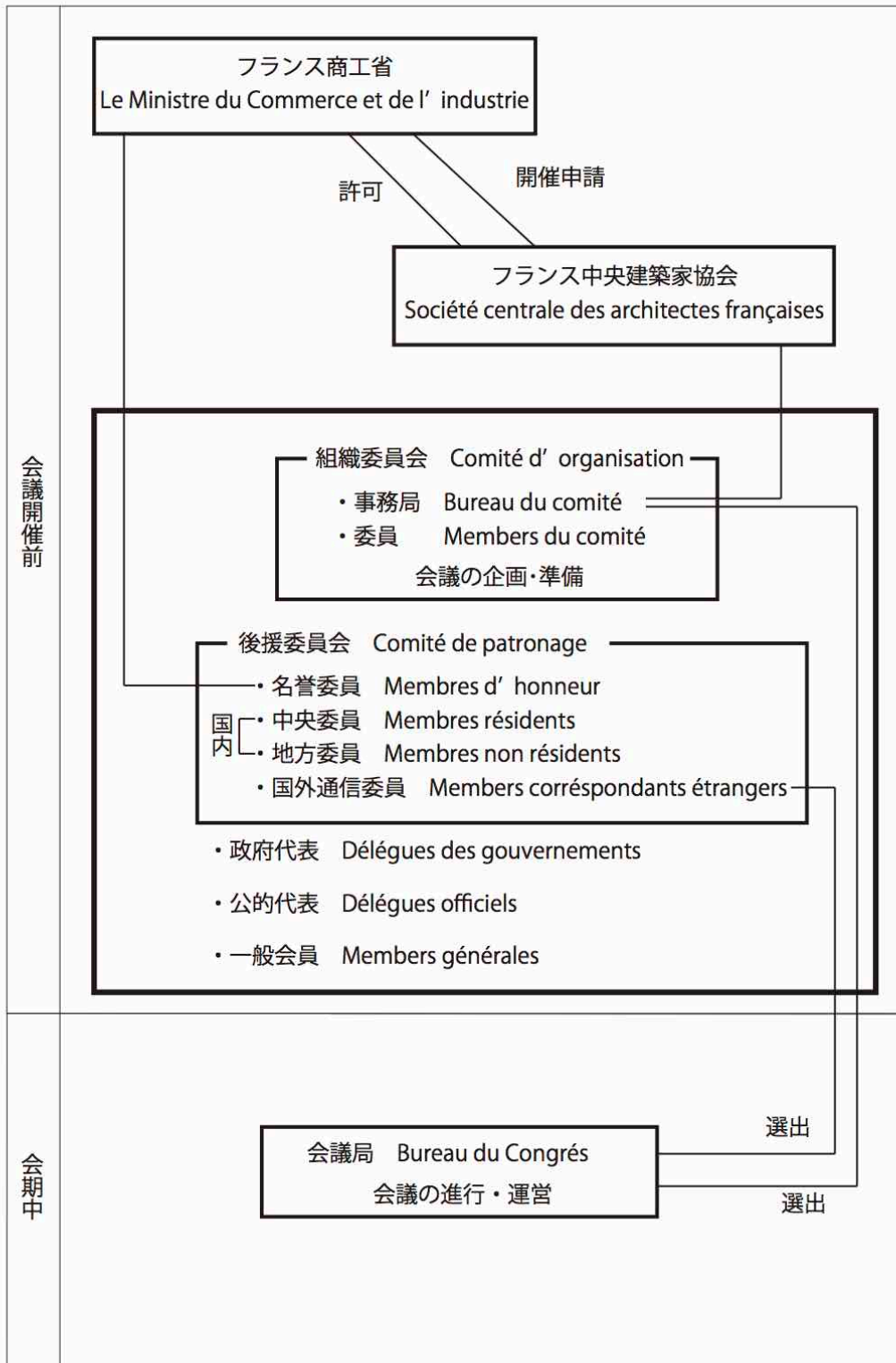
セルでの万国博覧会にあわせてベルギー中央建築家協会によって企画され、ベルギー政府とレオポルド2世 (Léopold II、1835 -1909) の公認で開かれた。1904年の第6回会議はスペイン政府とアルフォンソ13世 (Alfonso XIII、1886-1941) の公認で開かれた。¹⁰⁾ 既往の参考文献においては国際建築家会議には公的性格がなかったとの指摘もみられるが、議事録から実際には政府公認の会議であったことが明らかとなった。¹¹⁾

iii) 会議の組織機構

第1回会議では主催者である中央協会の執行部が会議の運営を行っていたようである。しかし、第2回会議での政府公認化に伴い、主催者は「組織委員会 Comité d'organization」とよばれる執行委員会を組織して会議の企画や準備にあたるようになる。さらに、組織委員会は国内外の建築家による「後援委員会 le comité de patronage」を任命し、主催者側に国外の建築家たちを取り込むようになる。こうした会議運営側の組織化の背景には、第1回会議での国外の建築家の参加が少なかった失敗があったのかもしれない。この組織機構は以後もほとんど変化なく受け継がれており、国際建築家会議の組織機構はこの第2回会議に確立されたといっていよう。

組織委員会は「委員会執行部 Bureau d'comité」と「委員 Member du comité」から構成される(図参照)。「委員会執行部」は委員長 président が1名と、それぞれ複数名の副委員長 vice-président、事務委員 secrétaire、財務委員 trésorier で構成される(第2回会議ではこれに名誉会長 président d'honneur が加わる)。組織委員会は、委員会執行部のメンバーを中心とした「執行委員会 commission exécutive」を発足し、会議のプログラムの検討や議題の選定を行う。とりわけ、第2回会議の執行委員長にはヴィオレ・ル・デュクが任命されており、この時に作成された会則は以後の会議規則の基礎となっていることは注目される。¹²⁾ 「後援委員会」は国内委員と国外委員、そして名誉会長と名誉会員で構成される。国内委員はリストの上ではさらに中央と地方とにわけられる(例えばフランス開催時は「パリあるいはセーヌ県のメンバー」、スペイン開催時は「マドリッドのメンバー」というように)。名誉会長には開催国政府の要人が就任する。

組織委員会は開会式で活動報告や会費の支出報告等を行うと一旦解散される。それに代わって、今度は「会議執行部 Bureau du Congrès」が編成されて会議の運営にあたる。「会議執行部」は「委員会執行部」のメンバーと「後援委員会」内の国外建築家たちによって構成される。会議執行部には会長、副会長、事務局長、財務局長といった委員会執行部と同様の役職が設けられるが、各役職には委員会執行部のメンバーがそのまま着任し、国外建築家たちが副議長として着任するのが慣例である。すなわち、名前が変わるものの実質的には組織委員会の主要メンバーが会議を運営していたといっていよう。会議執行部のメン



国際建築家会議 組織図 (第3回会議、1889、パリ)

バーは各会議における議長および副議長に着任し会議を進行する。議事録によれば、国際建築家会議における会議執行部の発言力は極めて強く、会議が発する勧告には実質的には彼らの意見が強く反映されたようである。

第3節 常任委員会の発足

国際建築家会議の沿革における大きな転機の一つは「国際建築家会議常任委員会 comité permanent du Congrès international des architectes」発足である。これは第4回ブリュッセル会議の閉会式の際に、会議執行部会長のデュモルティエ(Valère Désiré Joseph Dumortier,1948-1903)が提案したものである。

「第4回会議の閉会となる本会議において、私は国際建築家会議が他の多くの人々に引き継がれることを想定した勧告を提案したい；この目的に従い、我々の間に、一種の系統 filiation を獲得するために、私はみなさんにこの最後の集まりを本会議の宣伝する常任委員会の設立のために費やすことをお願いしたい。この委員会は各国から少なくとも1名以上の建築家で構成されねばならない。」¹³⁾

フランスのシャルル・リュカ (Louis-Charles-Achille Lucas,1838-1905) はこの提案に賛成の意を表明し、さらに常任委員会のメンバーが第4回会議における名誉会長で構成されることを提案した。デュモルティエも賛同し次のような提案を審議にかけた。

「私はこの常任委員会の執行部が、例えば、次回の国際建築家会議の組織委員会と協力するメンバーによる国際常任小委員会として、現在の会議の名誉副会長によって構成されることを提案する。すなわち、次回のパリ 1900 年で開催されるでは、企画を任されるフランスの小委員会、只今より、国際常任委員会の各メンバーと協力して、これに取り組むようになる；彼らは、本会議にもっと多くの人が参加できるように、活発な宣伝を行わなくてはならない。」¹⁴⁾

この提案は採択され国際常任委員会が発足することになった。これによって第5回以降の国際建築会議では、開催国の常任委員を中心とした組織委員会が組織され、会議の企画・準備に取り組むようになった。

常任委員会は 1897 年の発足当初は 11 ヶ国 22 名によって組織されていたが、¹⁵⁾ 参加国とその構成員はその後の国際建築家会議が開かれるたびに更新された。1900 年の第5回会議時には 11 カ国 22 名（ただしポルトガルが脱退し新たにスペインが加わる）と大きな変化はみられないが、1904 年の第6回会議時には 17 カ国 75 名とかなり増員された。委員数は会則により上限 100 名とされており、その後常任委員会は 1906 年の第7回会議時に

18カ国97名まで増えている。

フランス主導のもとにはじめられた国際建築家会議も常任委員会の発足によって名実ともに国際的な会議へと変化と遂げたように見える。しかし実質的には国際建築家会議の組織機構がフランス中心的であることに変わりはない。例えば常任委員会の各国の委員数には差異があったが、常にその最多数をフランスのメンバーが占めており、その割合は年代が下るにつれ徐々に低下したものの状況は変化しなかった。1897年の発足当初は11カ国22名中6名(約27%)、1900年時には11カ国22名中5名(約22%)、1904年時には17カ国75名中12名(16%)、1905年時には17カ国84名中13名(約15%)、1906年時には18カ国97名中15名(15%)、1908年時には18カ国90名中14名(約15%)であった。なお、次回開催予定国の常任委員は新たに追加任命される傾向にあり、その結果、開催経験のあるベルギー、スペイン、イギリス、ローマなどはフランスについて常任委員数が多く、特に発足当初は2名だったイギリスは、1906年に開催を控えた1905年時の総会時には11名まで増え、委員数の上ではフランスに比肩するまでになった。また開催を経験しなかった国の中でもドイツは別でフランスに次ぐ委員数を誇っていた。

常任委員会の執行部もフランスのメンバーが独占していた。1905年12月15日に開かれた常任委員会の総会では任期7年の執行部が組織された。これは会長(1)、副会長(6)、事務局長(1)、事務委員(7)、財務局長(1)、財務委員(11)の計27名で構成されたが、そのメンバーをみると、会長にはドメ(Pierre Jérôme Honoré Daumet, 1826-1911)、副議長にはジュリアン・ガデ(Julien Guadet, 1834-1908)、事務局長にはプピネル、財務局長にはバルトミューが着任し、すべてフランスのメンバーで占められていた。

国際建築家会議がフランス中心的であったことが象徴的に示されているのは1904年4月13日に開かれた第6回会議の会議執行部会である。この会議ではシャルル・リュカが常任委員会の本部をパリに置くことを提案したが、ロシアのシュゾールによって反対され実現しなかった。議事録にはシュゾールが「この中央集権化 centralisation に対し抗議した」とあり、常任委員の間でもフランスが主導権を掌握することに対する懸念があったことがわかる。

第4節 会議の参加者と参加国

国際建築家会議にはどのような人が出席していたのだろうか。まずは「政府代表 Délégués gouvenerments」とよばれる各国政府から派遣された代表者である。次に各国の芸術アカデミーや建築家協会等の代表者があげられる。彼らは、議事録の中は「公的代表 Délégués

officiels」に分類される。第2回会議においては、中央委員会は各国の関係団体へ参加を呼びかけたが、その結果、イギリスからは王立芸術院 Royal Academy of Arts や王立英国建築家協会など6団体が、オーストリアからはウィーンロイヤルアカデミーや王立技術者建築家協会など3団体、ベルギーからはブリュッセルロイヤル美術アカデミーなど5団体が参加を表明した。以後の会議では、各国の建築関係の諸団体が参加するのが慣例となった。また参加者の多くが建築家であるのはもちろんのことだが、数は少ないものの会議には芸術家や作家、学者、雑誌編集者なども参加していた。

会議の討論に参加するためには組織委員会のメンバーを含めた全員が会費を納めなければならなかった。会議はこの会費を運営の財源としていた。会員は納めた額によって寄贈会員 *donateur* (100フラン以上) と一般会員 *adherent* (20~30フラン程度) とに分けられた(但し、第二回会議は一般会員のみ)。但し例外もあり、「政府代表」は会費が免除され、また、会則によって指定された建築学校の生徒や特別招待を受けた者なども、聴講者としてなら会費を納めずに出席することができた。

国際建築家会議にはどれだけの国が参加していたのだろうか。第1回会議では6カ国からの参加者があるにすぎなかった。第2回会議以降については、政府代表と公的代表、すなわち公的な参加者の国籍から判断するか、それとも単に会員の国籍から判断するかによって参加国数は異なる(この他に後援委員会内の国外建築家の国籍で判断するという方法もあるが、後援委員は必ずしも会議に出席しているわけではないことに注意しなければならない)。前者で判断すれば、第4回会議では10カ国、第5回会議では13カ国、第2、3、6回会議では14カ国である。何れにしても、参加国数は開催当初に比べて2倍以上に増えている。また、最も参加数が多いのはフランスで第6回会議までのすべての会議に参加している。

参加者数も第1回会議では100名ほどだったが、会議の政府公認化に伴い飛躍的に増大した。第2回会議における会員数はおよそ450名で、政府代表や聴講者等の非会員をふくめるとその数は900名にのぼった。第3回会議の会員数はおよそ250名、第4回会議ではおよそ340名、第5回会議ではおよそ450名、第6回会議ではおよそ550名だった。但し、国際性という観点から見ると、国際建築家会議は発足当初は国外参加者に乏しかったのは既に述べたとおりである。第2回会議以降、国際建築家会議は後援委員会を設置することで国外からの参加者を誘致したが、結果として第2回会議では35名、第3回会議に至っては25名しかなかった。国外参加者が飛躍的に増えるのは、ベルギー中央建築家協会によって開催された1897年の第4回会議である。ここでは会員数336名のうち半数以上の184名が国外参加者だった。但し、多くの国の参加者が1~5名程度なのに対し、フランスとドイツからの参加者がそれぞれ67名と70名と圧倒的に多く、参加者の内訳にはかなり

の偏りが見られる。第5回会議での国外参加者は会員数451名中136名、第6回会議では550名中196名であった。但し、議事録によれば、会議で発言する者は毎回限られており、会員すべてが同等に会議に参加していたわけではない。

第5節 プログラム

国際建築家会議では第2回会議以降、各種の議題に関する話し合いの他にいくつかのプログラムが組まれていた。ヴィオレ・ル・デュクを委員長とした第2回会議組織委員会の小委員会「専門委員会」が会則とプログラムを作成し、これらは以降の会議へ受け継がれた。多くの会議で行われたのが開催国のモニュメントの見学会である。第2回会議ではランスを訪問し大聖堂や凱旋門（「マルスの門」とよばれるローマ支配ガリア時代に建てられた門）を見学した。この他にも、第5回会議ではシャンティイ観光、第6回会議ではトレド観光が行われた。また万国博覧会と併催された場合にはその会場見学がプログラムに組み込まれていた。国際建築家会議の会員たちに配布される参加証は万博への無料招待券を兼ねていた。また会議にあわせ企画展示会も開催された。

第6節 議題と勧告

国際建築家会議ではどのような問題について検討をおこなっていたのだろうか。話し合われる議題については「組織委員会」が選定していた。但し、会員たちは事前に組織委員会に申請をすることによって自らの議題を議論の俎上にあげることができた。

会議では毎回4つから9つの議題が設定されていた。会議をまたいで継続的に話し合われるものもあった。建築保存の問題もその1つである。とりわけ頻繁に取り上げられたのは「教育」「職能」「資格 *diplôme*」「芸術的所有権 *propriété artistique*」であり、歴史的記念建造物の保存や修復に関する問題は、登場回数の上ではこれらに継ぐ課題であった。国際建築家会議は、こうした各種の議題に対し、議論と審議を通じて一つの結論に達した場合にはそれを「勧告 *vœux*」として発布していた。第6回会議までに国際建築家会議が採択した勧告は、「教育」に関するものが4つ、「資格」に関するものが2つ、職能に関するものが2つ、芸術的所有権に関するものが4つ、記念建造物の保存に関するものが3つある。

第7節 小結

国際建築家会議はフランス中央建築家協会の主催によって1867年にはじまった。その後、各国の代表者による常任委員会の発足とともに主催者がかわり、1939年の第15回会議まで存続した。当初、会議は中央協会の活動を国内外にアピールすることを主たる目的として企画された非公式の会議だったが、第2回会議以降は19世紀中頃から頻繁に開催されるようになった万国博覧会とむすびつくことによって、政府公認の下に開かれるようになった。また会議の公認化に伴い組織機構も整えられた。会議の企画と準備を行う「組織委員会」の幹部は美術アカデミーの会員が着任していた。また「後援委員会」を組織することで政府関係者や海外の建築家を主催者側にとりこんでいた。第1回会議では100名程度だった参加者も政府公認化にともない増加し、250から500名ほどが参加するようになった。海外参加者も次第に増加した。参加者の多くは建築家だが、数は少ないものの芸術家や作家、学者、雑誌編集者、学生などもいた。会議では毎回複数の議題が設定されて話し合われた。会議における主要な議題は「教育」「職能」「資格」「芸術的所有権」だった。記念建造物の保存修復に関する問題は第3回会議より話し合われるようになった。第6回会議では議題2として優先的にあつかわれた。国際建築家会議は設定された議題について議論と審議を重ね、会議としてまとまった一つの結論に達した場合は「勸告 vœux」を発売していた。

第1章 註

1) 協会名は時代とともに変わっている。発足時は「中央建築家協会 Société Centrale des Architectes」
1867年 から 1870 は「帝立中央建築家協会 Société Impériale et Centrale des Architectes」、1871年
から 1883年には「中央建築家協会」に戻り、1888年から 1894年は「フランス中央建築家協会 Société
Centrale des Architectes Français」となり、その後 1894 から 1953年まで再び「中央建築家協会」に
もどり、1953年以降は「建築アカデミー Académie d'Architecture」となっている。

2) 土居義岳『アカデミーと建築オーダー』、中央公論美術出版、2005、p.85

3) ユイヨ以外の8名は以下の通り。

ギヨーム=アベル・ブルエ(Guillaume-Abel Blouet,1795-1853)

ジャン=アントワーヌ・クッサン(Jean-Antoine Coussin,1770-1849)

デュラン(Durand Billion, -1880)

シモン=クロード コンスタン=デュフォー (Simon-Claude Constant-Dufeux ,1801-1870)

エミール・ジャック・ジルベール(Émile Jacques Gilbert,1793 -1874)

アントワーヌ・マルタン・ガルノー(Antoine Martin Garnaud,1796-1861)

アルベール・ルノワール (Albert Lenoir,1801-1891)

ピエール・シャルル・グルリエール(Pierre Charles Gourlier,1786-1857)

4) この決議には次の22名の建築家が署名している。

ルイ・ピエール・バルタール(BALTARD Louis Pierre,1764-1846) 、

ギヨーム=アベル・ブルエ(Guillaume-Abel Blouet,1795-1853)、

フェデリック・ブシェ(Jules Frédéric Bouchet,1799-1860)、

シャルル・フォルツネ・ルイ・ブルーネ=デベネ(Charles Fortuné Louis Brune-Debaines,1801-1862)、

ジャン=バプティスト・フィリップ・カニシエ(Jean-Baptiste Philippe Cannissié,1799-1877)、

アンドレ・シャティロン(André Châtillon,1782-1859)、

ジャン=アントワーヌ・クッサン Jean-Antoine Coussin (1770-1849)

ジュール・ジャン=バプティスト・ド・ジョリー(Jules Jean-Baptiste de Joly,1788-1865)、

エティエンヌ・テオドール・ドミー (Etienne Théodore Dommy,1801-1872)、

ルイ・アンブロワーズ・デビュー(Louis Ambroise Dubut,1769-1846)、

シモン=クロード コンスタン=デュフォー、デュラン(Durand Billion, -1880)、

アントワーヌ・マルタン・ガルノー(Antoine Martin Garnaud,1796-1861)、

ピエール・ジョセフ・ガレ (Pierre Joseph Garrez,1802-1852)

エミール・ジャック・ジルベール(Émile Jacques Gilbert,1793 -1874)、

ピエール・シャルル・グルリエール(Pierre Charles Gourlier,1786-1857)、

Hubert、

テオドール・ラシェ(Theodore Lachez, -1885)、

アルベール・ルノワール (Albert Lenoir,1801-1891) 、

ジャン・アルノルド・レヴェイユ(Jean Arnould Léveil, 1806-1866)、

アンヌ・ジャン・ムティエール(Anne Jean Moutier,1791-1874)、

アンドレ・マリエ・ルニエ(André Marie Renié,1790-1855)

アレクサンドル・ヴィゴロー(Alexandre Vigoureux,1808-1881)

5) 『第1 国際建築家会議議事録』、1867 年、p.5

6) Revue générale de l'architecture et des travaux publics: journal des architectes, des ingénieurs, des archéologues des industriels et des propriétaires,1867, pp.87-90

7) Ibid.,pp.87-90

8) Gazette des architectes et du bâtiment: annuaire de l'architecte et du constructeur, 1867, p153-156

9) 平野繁臣『国際博覧会歴史事典』内山工房、1999 年、p.35

10) 普仏戦争に敗れて第三共和制となったフランスは、文明大国としての存在感を国内外に再び知らしめるため、第3回パリ国際博覧会を開催した。シャン・ド・マルスを中心とするセヌ川一帯を会場としたこの博覧会では、ダヴィウーとブルデの設計によるトロカデロ宮の建設、各種パビリオンの建設、アレキサンダー・グラハム・ベルの電話機やエジソンの蓄音機、自動車が展示されたことが知られる。中央協会の執行部は1878年5月18日付で農商省あてに会議開催を申請する手紙を送り、この申請を承認する旨の文書が「会議中央委員会 comité central des congrès et conférences」のシャルル・ティリオン(Charles-Alexandre Thirion, 1827-1901)より5月25日付で送られた。会議の公認化に伴い中央協会は「組織委員会 comité d'organisation」を発足し、開催への準備に着手した。組織委員会は12名の役員による「委員会執行部 Bureau du comité」、主としてパリ在住の委員65名による「委員 members du comité」、地方委員16名による「国内通信員 members correspondants français」、そして国外建築家13名による「国外通信員 members correspondants étrangers」で構成された。これは、主催側に地方・国外メンバーをとりこんで、前回会議の課題であった地方・国外参加者の獲得を意図したのかもしれない。また、組織委員会は7月29日の会議でヴィオレ・ル・デュク(Eugène Emmanuel Viollet-le-Duc, 1814-1879)を委員長とする「実行委員会 commission exécutive」をたちあげ、会則、議題、会議次第の作成にあたらせた。

11) 新建築学大系編集委員会『新建築学大系 50 歴史的建造物の保存』彰国社、1999、p.82

12) 例として、第2回会議の会則を以下に記す。

1 会議の発足と目的

- 第一項 この国際建築家会議は、フランス中央建築家協会により発議され、フランス政府の庇護のもとパリにおいて、7月29日月曜日から8月3日土曜日にかけて、トロカデロ宮で開催される。
- 第二項 この会議の目的は、1867年の国際博覧会の時のように、建築の発展に関する問題とそれに関連する芸術と工業の問題について議論をのぞむ世界各国の建築家と芸術家を集めることである。政府と行政機関、建築家協会、学術団体、共済組合や労働組合等がこの事業に協力し、また代表者が参加するよう求める。

2 会議の役割

- 第三項 組織委員会は、本会則と一緒に添付されたプログラムに記載されたいくつかの議題について特に議論することを決めた。
- 第四項 だが、建築に関するその他の議題を会議で討議することができる。[議題の] 作者は、遅くとも7月15日が、これらのお知らせについて審査する残された唯一の機会であろう。
- 第五項 本会議は以下のような日程で行われる。
- 7月29日月曜日、3時から5時
 - 7月30日火曜日、9時から11時と3時から5時
 - 7月31日水曜日、9時から11時と3時から5時
 - 8月1日木曜日、ランス訪問、8時半に北駅集合
 - 8月2日金曜日、9時から11時と1時から3時
 - 8月3日金曜日、9時から11時と1時から3時
- 第六項 本会議の仕事は記録され、組織委員会により議事録が発行される。

3 会議の構成と会費

- 第七項 本会議は国内会員と国外会員、国外政府代表者で構成される。本会議のメンバーであることは、「個者登録カード」によって証明される。このカードは、1878年国際博覧会総責任者の証印がおされ、7月22日以降、Horloge 通り 23 「中央建築家協会」本部の組織委員会書記より送付される。
- 第八項 すべての会員は、国内であろうと国外であろうと、20フランの会費を支払い議事録を受け取る。
- 第九項 本会議は非公開である。会員と代表者のみが会議と見学会に参加することができ、また討論と審議に参加することができる。聴講への招待状は、会員あるいは代表者からの紹介の上、本会議の組織委員会によって送ることができる。

なお、執行部の構成員の変遷は以下の通りである。

第2回会議執行部

名誉会長

ジャン・ルシュウール (Jean-Baptiste Lesueur, 1794-1883)

委員長

エクトール・ルフエエル (Hector-Martin Lefuel, 1810-1880)

副委員長

アントワーヌ・ベイリー (Antoine-Nicolas Bailly, 1810-1892)

エルネスト・デスジャルダン (Ernest Desjardins, 1823-1886)

ルイ・エルマン (Louis-Antoine-Achille Hermant, 1823-1903)

エドモンド・ジョリー (Edmond-Jean-Baptiste-René Joly, 1824-1892)

ミレー (Miller, ???)

ヴィオレ・ル・デュク (Eugène Emmanuel Viollet-le-Duc 1814-1879)

事務委員

レオポルド・セルヌソン (Léopold Cernesson, 1831-1889)

シャルル・リュカ (Louis-Charles-Achille Lucas, 1838-1905)

ギュスターヴ・ロラン (Gustave-Laurent Raulin, 1837-1910)

財務委員

レオン・リヴィエール (Léon Rivière, ???)

第3回会議執行部

委員長

アントワーヌ・ベイリー (Antoine-Nicolas Bailly, 1810-1892)

副委員長

シャルル・ガルニエ (Charles Garnier, 1825-1898)

ウジェーヌ・ギヨーム (Eugène Guillaume, 1822-1905)

ルイ・エルマン (Louis-Antoine-Achille Hermant, 1823-1903)

事務委員

シャルル・リュカ (Louis-Charles-Achille Lucas, 1838-1905)

ウジェーヌ・ミュンツ (Eugène Müntz, 1845-1902)

財務委員

シャルル・バルトミュー (Charles-Victor Bartaumieux, 1832-1907)

第4回会議執行部

委員長

ヴァレール・デュモルティエ (Valère Désiré Joseph Dumortier, 1948-1903)

第5回会議執行部

委員長

アルフレッド・ノルマン (Alfred-Nicolas Normand, 1822-1909)

副委員長

フランツ・ブロンデル (Frantz Blondel, 1843-1919)

シャルル・リュカ (Louis-Charles-Achille Lucas, 1838-1905)

ルイ・クルトワ・シュフィット (Louis Albert Octave Courtois-Suffit, 1856-1902)

事務局長 Secrétaire general

ジャック・モリス・プピネル (Jacques-Maurice Poupinel, 1855-???)

事務委員

シャルル・ジョルジュ・ロッシ (Charles-Georges Roussi, 1847-1934,)

ルイ・アンリ・ピュシー (Louis Henri Pucey, 1849-1900)

アルフレッド (Alfred Newnham, ???)

財務委員

シャルル・バルトミュー (Charles-Victor Bartaumieux, 1832-1907)

第6回会議執行部 (Comission exécutive d'organisation et propagande)

副委員長 (委員長なし)

リカルド・ボスコ (Ricardo Velázquez Bosco, 1843-1923)

ベラーダ (José Urioste y Velada José, 1850-1909)

バルガス (Enrique María Repullés y Vargas, 1845-1922)

(Fernando Arbós y Tremanti, 1840-1916)

事務委員 Membres

(Luis de Landecho Jordán de Urríes, 1852-1941)

(Paz Martín Alberto de Palacio y Elissague, 1856-1939)

(Manuel Vega y March,1871-1931)

財務委員

カベロ(Luis Maria Cabello y Lapiedra, 1863-1936)

13) 『第4 国際建築家会議議事録』、1897 年、p.176

14) Ibid.,p.177

15) 発足当初の加盟国と委員数の内訳は以下の通り。

ドイツ (2)、オーストリア (1)、ベルギー (3)、アメリカ (2)、フランス (6)、イギリス (2)、イタリア (1)、オランダ (2)、ポルトガル (1)、ロシア (1)、スウェーデン (1)

第3章

マドリッド宣言の成立過程における 建築保存論の変遷

第1節 序論

1904年にマドリッドで開かれた第6回国際建築家会議では、歴史的建造物の保存修復に関する6つの条項が採択された。この6条項は鈴木博之氏、伊藤延男氏、日本イコモス国内委員会(池上彩氏)によって既に翻訳されており、¹⁾ わが国では「マドリッド宣言」、あるいは「記念建造物の保存と修復」として知られている。文化遺産保護に関する国際憲章の制定過程は、大きくヴェニス憲章(1964年)制定以前と以後に分けることができるとされるが、マドリッド宣言はヴェニス憲章に至るまでの制定過程を検討する上で非常に重要な国際憲章の1つである。しかし、その成立の背景についてはこれまでほとんど注目されておらず、未だ明らかでないことも多い。つまり、会議がどのようなものだったか、誰が出席していたのか、どのような議論が展開されていたのか、そして如何に宣言文が採択されたのか、という問題を詳しく取り上げた研究はみられないのである。

そこで、本研究では、これまで参照されることのなかった国際建築家会議発行の議事録によって、²⁾ 会議の実態を明らかにするとともに、マドリッド宣言の成立過程について1つの考察を試みる。著者は既に、マドリッド宣言が全6条項のうち、保存修復の理論に関連する第1項から第4項をベルギーの建築家クロケ(Louis Cloquet, 1849-1920)の提案から採り入れ、修復建築家の選定を規定した第5条と国際協力関係について述べられた第6項をマドリッド出身の建築家カベロ(Luis Maria Cabello y Lapiedra, 1863-1936)による提案から採り入れて作成されたことを明らかにした。⁴⁾ しかしながら、マドリッド宣言が採択された背景をよく理解するためには、第6回会議の検証だけでは十分ではない。というのも、国際建築家会議は、こうした歴史的建造物の保存修復の問題を、1897年にブリュッセルで開かれた第4回会議以降、議題の1つとして毎回取り上げており、マドリッド宣言に示された保存の理念もこの一連の議論の中で形成されていったものと考えられるからである。⁵⁾

本章では、まずマドリッド宣言の第1条から第4条に焦点をあて、保存修復の「理論」をめぐる議論が、第4、5回会議を通じて如何に展開されマドリッド宣言の採択に至ったのかを検証する。第2節では第4回会議で発表されたデワール(Joseph De Waele, 1844-1910)による提案を整理する。第3節と第4節では、オランダの建築家カイペルス(Petrus Josephus Hubertus Cuypers, 1827-1921)の主張を中心としたデワール案への反論を整理する。第5節では、以上の考察をもとに、クロケの提案が既存の課題の解決と自身の建築美論の実現を目的として提出された可能性を指摘する。

第2節 第4回国際建築家会議におけるデワールの提案

第4回国際建築家会議はベルギー中央建築家協会設立30周年を記念して、同協会主宰のもと、1897年の8月28日から9月2日にかけてブリュッセルで開かれた。会議には15カ国が参加し、⁶⁾ 参加会員の登録数は国外184名、国内153名の計337名だった。この会議の第3議題でとり上げられたのが「記念建造物の修復について」で、国際建築家会議が歴史的建造物の保存修復の問題を議題として扱ったのはこれが初めてだった。そこでは、ベルギーのデワール(Joseph De Waele, 1844-1910)によって3つの問題が提起され、⁷⁾ これをめぐって議論が交わされた。まずは3つの問題の内容とそれに対するデワールの主張を整理する。

デワールが提起した第1の問題は「記念建造物の修復において、古人の構造的な誤りや欠陥は尊重すべきか、それとも訂正すべきか？」である。この問題に対してデワールは「訂正すべきではない」という見解を示した。彼は、古い建物の構造的な誤りとは、現代の人間の目にはそう映るだけであって、それによって当時の建築家を責めることはできないとする。それは「13世紀の騎士が銃砲を知らなかったことを責めることができない」と同じである。⁸⁾ そして、デワールは建築の技術と表現とが密接な関係にあることを指摘し、その時代の建築の特徴を生みだしていると主張する。

「古くから建築技術の各段階はその時代に対応しており、それぞれの芸術表現と密接な関係にあるので、施工のそのような素朴さは、しばしば建築様式の最も特徴的な雰囲気を与えていると言える。」⁹⁾

従ってデワールは、この特徴を残すためにも技術的・構造的な誤りや欠陥を訂正すべきではないとし、次のように結論する。

「建物の技術段階は、芸術的フォルムの変化と同じく、中世とルネッサンスという異なる時代の特徴を示している。本来の構造的諸要素の改善、すなわち現代化を望み、建物の建築的様式を生み出しているこの2つの要因を引き離すことは非難されるべきである。」¹⁰⁾

第2の問題は「記念建造物の修復において、古人の作品の未完成部分は仕上げるべきか？」である。この問題についてデワールは、記念建造物を2つに分類し、それぞれに対応した措置を提案している。まず1つは彫刻芸術と建築芸術が密接な関係にある時代の記念建造物(デワールはこれを「過渡期の作品」と呼んでいる)で、これは彫刻家と建築家の仕事と共存しており「その縫合を見分けることが困難」なほど複雑である。デワールはこうした共同作品を現代の芸術家が完成させることは不可能だとしている。

「1人の現代芸術家が、その才能がいかなるものであっても、彼の個性のみによって、ある1つの作品の制作に共存していた諸要因の差異を埋めることができるとは認め難い。」¹¹⁾

もう1つは建築的要素が支配的な時代の作品(デワールによればこれらの作品は「彫刻的装飾は縫い付けられているよう」に見える)で、これは建築的構成が規則的であるために、些細な断片から諸部分を完全に再現することが可能であるとしている。以上の考えからデワールは第2の問題について次のように結論する。

「記念建造物が単純かつ少数の諸要素で成っており、またそれが完成可能であるような保存状態にあるならば、完成されるべきである。しかしこの要件が疑わしいものなら、完成は控えなくてはならない。」¹²⁾

第3の問題は「記念建造物の修復において、様式統一のために構造物や家具調度の一部を取り除くべきか？」である。これについてデワールは、後の時代の改修部分が歴史的な建造物に1つの魅力を与えていると主張し、その例としてアーヘンの大聖堂をあげる。

「この記念建造物の現状を成り立たせている様々な諸部分を一体どのような様式に戻すべきだろうか。非常にすばらしいバラスターをもつシャルルマーニュによる八角のドーム、9世紀の銅製の扉、あるいは14世紀の合唱席、一体これらの中からどれを選んだらよいだろうか？そして11世紀の説教台、12世紀の照明設備、15世紀の教会譜面台など、これらの尊重すべき価値をもったすべてのものを取りのぞく必要があるのだろうか？答えは疑いもなく明白である。意見を求められたすべての人が現状維持という結論をだすだろうと私は信じている。」¹³⁾

従って、デワールは様式の統一を実現するために後世に付け加えられた諸部分を破壊する行為を否定し、次のように結論する。

「古い記念建造物の多くは建立以来継承されてきた諸様式の跡を残している。この多様性は記念建造物に1つの魅力をあたえているが、もしこれら付加物を十分な補償なしに犠牲にしたならば、その魅力は失われてしまうだろう。」¹⁴⁾

これらの発言から、デワールが記念建造物の歴史的価値を重視しており、また、それに手を加えることに消極的な態度だったことが窺える。これは彼の「私は記念建造物に手を加える事は危険だと考えるし、なぜその記念建造物のもつ歴史の一部を消してしまうのか理解しかねる」という発言によくあらわれている。¹⁵⁾そして、第4回会議では、こうしたデワールの見方と一致する発言がいくつみられる。例えばベルギーのブルス(Charles Buls, 1837-1914)はヴィレスの修道院を例にあげ、「建築家が追求する目的とは、この記念建造物を発見された時の状態に維持することであり、それを完成させることや、部分的に再構築することは問題外である」と述べているし、¹⁶⁾ドイツのスチューベン(Hermann Josef Stübgen, 1845-1936)もデワールの意見に賛成し「できる限り記念建造物をそのままの状態に維持すべきである」と述べている。¹⁷⁾

実際のところ、これら3つの問題に対するデワールの主張は最終的にすべて採択された。

つまり第4回会議の決議は、保存における構造的補強や修復における様式の統一について、マドリッド宣言の保存理念とは相反するものだったと言えるだろう。そして、こうした「記念建造物は発見された時の状態のままに維持されるべき」という第4回会議の見解は、後述するように、オランダの建築家カイペルス(Petrus Josephus Hubertus Cuypers, 1827-1921)によって批判されることになる。¹⁸⁾

第3節 デワール案への批判(1)：各ケースに応じた措置の必要性

第4回会議ではデワールの提案は可決されたが、一方で反対の声もないわけではなかった。それは、こうした歴史的建造物の保存修復に関する問題をデワールが提案したような一般原則によって解決することは難しいとする見解である。

「記念建造物の修復の為に明確な規則を制定することは、非常に微妙な問題である。」

エイチソン(George Aitchison, 1825-1910)¹⁹⁾

「デワール氏が提起した問題は、氏が強く勧めるような一般原則では決して解決できない複雑な問題である。」

サントゥノワ(Paul Saintenoy, 1862-1952)²⁰⁾

特にカイペルスは、実務建築家として多くの修復現場を経験した立場から、修復にはそれぞれの記念建造物についての調査研究と各ケースの検証が不可欠であることを訴えた。

「我々は(デワール氏によって)提案されたような規則を承認したことによって、後に嘆くことのないよう慎重にならねばならない。我々は慎重さをもって行動しなければならないし、そしていかなる記念建造物もその歴史、その設立、あらゆるその建築構造について調査研究がなされ、それぞれケースが専門的な方法によって検証されなければ修復する事はできない、という私の意見に皆が賛同してくれると信じている。これらの問題は現場で研究されねばならないし、現場においてのみ記念建造物の修復の為にすべきことがあると言えよう。」²¹⁾

この意見については、デワールの主張に賛同したスチューベンもカイペルスに一致する態度を示している。

「この問題については確固たる規則によって解決しようとするのではなく、議論を通じて皆の意見をきくのが望ましい。そしてこの問題は各記念建造物に応じてとりわけ検証されねばならない。」²²⁾

こうした反対意見を考慮し、議長のデュモルティエ(Valère Désiré Joseph Dumortier, 1948-1903)²³⁾は最終的に次のように結論づけた。

「記念建造物の修復という問題において、根本的すぎる規則を定めることは慎重なことで

はなく、個々のケースを検証し、それぞれに最もふさわしいと考えられる解決策を講じなければならない。」²⁴⁾

第4回会議では、このデュモルティエの提案も決議の1つとして採択された。しかし先のデワール案も同じく決議として採択されている以上、これら2つの決議は互いに矛盾するものであったと言わざるをえない。

第4節 デワール案への批判(2)：カイペルスによる批判

こうした「各ケースに応じた措置」の訴えは、一般原則の確立というデワールの問題解決のアプローチに対する批判だったが、カイペルスはさらに「記念建造物に手を加えるべきではない」とするデワールの主張そのものに対しても反発した。カイペルスは時代や建物の種別、偉大さとは関係なく、「歴史的価値と芸術価値をもつすべての記念建造物」を保存しなければならないとする一方で、²⁵⁾ 第4回会議の決議を「古い芸術的な建造物を後世に伝えるという名目のもとに、それに手を加えることを禁止し、保存よりも絵画的な廃墟と化すことを好む思潮」と批判した。²⁶⁾ このことは、彼がヴィオレ・ル・デュクの著作から大きな影響を受け、自らも多くの歴史的建造物を修復した建築家であったことを考慮すれば当然のことだと言える。カイペルスは、続いて1900年にパリで開かれた第5回会議の議題5「記念建造物の保存について」でも、第4回会議の際と同趣旨の批判を繰り返している。²⁷⁾ これらのカイペルスの主張は、第4、第5回会議の宣言文には反映されなかったが、国際建築家会議が第4回会議の決議からマドリッド宣言へ転換する大きな原動力になったと考えられる。従って、以下に彼の主張を整理する。

i) 構造的欠陥の是正

既に見てきたように、第4回会議の決議では、記念建造物の構造的な誤りや欠陥は過去の建築の特徴を示すものであり、その改善は否定された。これに対してカイペルスは構造的欠陥の是正が記念建造物を保存する上でも必要不可欠であることを訴えた。彼は建物の基礎を特に例としてあげ、次のように述べている。

「なによりもまず、あらゆる記念建造物が保存されなければならない。しかしながら、そのための最も基本的な要素は基礎である。基礎は地中であって目に見えないことから、それは建造物とは関係ないと人は言うかもしれない。それにもかかわらず、もし基礎に欠陥があったなら、それは修正せねばなるまい。この基礎の構造的欠陥によって、記念建造物そのものが損害を被るのである」²⁸⁾

この見解はカイペルス自身の修復経験に基づくものである。彼は、誤って沖積土の上に建設されていた12世紀の教会を、その基礎や基壇を改善することによって倒壊から防いだ例をあげ、構造欠陥の改善を「現代化」とみなして非難したデワールの意見に反論した。

「私はこの修復が決議の意味における構造の改善あるいは現代化とは考えていない。それは必要なことであった。」²⁹⁾

こうした記念建造物の保存において構造的補強を是認するカイペルスの姿勢は、マドリッド宣言の第2条に示された考え方と基本的には一致するものといえよう。

しかし一方で彼の主張がマドリッド宣言と異なっているのは、マドリッド宣言が構造補強を施すことの根拠を記念建造物の「歴史的価値・技術的価値」の喪失に求めているのに対し、カイペルスはその根拠を記念建造物の「特性 son caractère」の喪失に求めている点である。彼は次のように述べている。

「記念建造物は保存しなければならない。しかし、例えば屋根の状態を改善しなければ、それは不可能である。多くの場合、屋根や庇、軒樋は損なわれていた。それらを修繕しなければ、終には記念建造物の堅牢性は失われ、それ故にその特性も失われてしまう。」³⁰⁾

また、先にあげた教会の修復の例についても、カイペルスは基礎を改善して建物の堅牢性を回復させることによって、その教会の「特性」が奪われてしまうのを避けたことを強調している。つまり、カイペルスが構造的欠陥の是正の必要性を訴えたのは、単にそれが記念建造物におよぼす物質的な悪影響を懸念していたからだけでなく、建物の堅牢性の低下に伴って引き起こされる記念建造物の「特性」の喪失を危惧していたからだと考えられるのである。

第4回会議において構造的欠陥の是正を否定していた国際建築家会議がマドリッド宣言において是認の方向へ転換した背景には、こうしたカイペルスによる強い訴えの影響があったであろうことは想像に難くない。しかしながら、構造的欠陥を改善する根拠を記念建造物の「特性」の喪失に求めている点は、マドリッド宣言の保存理念とは区別されるものであるといえよう。³¹⁾

ii) 作者の理念を尊重した修復

またカイペルスは、発言の中で、あらゆる記念建造物は何かしらの目的をもって建てられたのであり、「なによりもまず、要求 besoin に応えるものでなければならない」ことを強く訴えている。この見解こそ、「絵画的な廃墟と化すことを好む思潮」に、カイペルスが反発した主たる理由だったといえるだろう。しかし、カイペルスは単に記念建造物が活用されることを訴えたのではない。彼はデワールが提起した第2の問題「古人の作品の未完成部分は仕上げるべきか？」について次のように述べている。

「あらゆる記念建造物はある1つの目的 but に従って建てられた。建てられた本来の目的が存続しているにもかかわらず、そして完成できるだけの何世紀もの時がすぎているにもかかわらず、この記念建造物はいくらか未完成である。こうしたケースでは、記念建造物が建てられた本来の目的を達成するために必然的に完成が求められる。記念建造物は考古学者達のために建てられるのではない、それらは要求に応えるのである。」³²⁾

ここで言及される要求とは、カイペルスによれば、「現代の要求」ではなく、記念建造物を建てる契機となった「本来の要求」である。つまり、カイペルスにとって、ある記念建造物が「要求に応ずる」には、それが単に活用されるように修復されるのではなく、それを建てた作者の理念 *idée* に一致するように修復されなければならない。彼は第2の問題について次のようにも述べている。

「この欠落している一部分が実際には別の用途だったと思われる場合には、とりわけ記念建造物の本来の作者の理念 *idée* に一致させなければならない。もしこの欠落している部分が満たすべき要求に気づいたなら、当然これから行う拡張事業や竣工事業の中で、それに応えるよう努力しなければならない。」³³⁾

こうしたカイペルスの「本来の作者の理念」を尊重する態度は、デワールによって提起された第1、第3の問題に対する発言にもみられる。たとえば、第1の問題「古人の構造的な誤りや欠陥は尊重すべきか？」では、「当初の建築家はその記念建造物に与えたと信じていた堅牢性」を取り戻すために基礎を修復した自らの経験を語っているし、また第3の問題については次のような見解を示している。

「例えば、兵舎に変えられた教会が、その後、礼拝への場へ戻される。これはありうることである。しかし別の例もある。それはある教会が、数世紀の間、ある共同体の所有となり、その教会を建てた本来の共同体とは別の用途につかわれる場合である。では、この2番目の共同体が減び、本来の共同体が再び所有者となった場合、何をすべきか？それは歴史によって記念建造物をその本来の用途、その本来のフォルムに戻してやらなくてはならないのである。」³⁴⁾

このようにカイペルスは、記念建造物が「本来の要求」に応じるためには、その建物の成立根拠となる「本来の作者の理念」に一致するように修復されねばならないという見解から、デワールの提案に対して全面的に反発したのだった。

さて、マドリッド宣言では「本来意図された目的」に仕えつづけている記念建造物（生きた記念建造物）にかぎり修復が認められているが、そこでは残念ながらカイペルスが強調した「本来の要求」や「作者の理念」には言及されていない。しかし、カイペルスが先述の第2の問題に対する発言の中で、「本来の目的」が存続している記念建造物に対して完成を訴えていることを考慮すると、「本来意図された目的」というマドリッド宣言の表現には

少なからずカイペルスの影響があったように感ぜられる。³⁵⁾ また、修復において「作者の理念」を尊重するカイペルスの姿勢そのものも、生きた記念建造物は使われるように修復されねばならない、とするマドリッド宣言の考え方と基本的には一致するものとみなせるだろう。

以上、第4回会議および第5回会議におけるカイペルスの発言をみてきた。彼が主張した記念建造物の保存における構造的是正の必要性、そして修復において記念建造物が建てられた「本来の要求」や、「作者の理念」を尊重する基本姿勢は、マドリッド宣言に示された保存の理念に通ずるものがある。これらのカイペルスの主張は決議に反映されることはなかった。³⁶⁾ しかしながら、修復に対し消極的な態度を示していた国際建築家会議が、マドリッド宣言において、限定的ではあるが修復容認へと転換した背景には、こうした第4回会議の決議に対するカイペルスの強い批判の影響があったと考えられる。

第5節 クロケの建築保存論：「生きた記念建造物」「死んだ記念建造物」

ここまで第6回会議に至るまでの議論を整理してきた。次にこうした背景を踏まえた上でマドリッド宣言の基礎となったクロケの勧告案について検証したいと思う。ルイ・クロケ (Louis Cloquet, 1849-1910) はベルギーの建築家で、ベルギーにおけるゴシック・リヴァイヴァル運動を牽引したベテュム (Jean-Baptiste Béthune, 1821-1894) に師事した。19世紀末にヘントを中心に活躍し、代表作としては中央郵便局 (ヘント)、ヘント=シント=ピーラルス駅などがあげられ、その作品は概して折衷主義といえるが、まだ中世主義の影響が色濃く、またルネッサンス様式のモチーフもみられる。クロケはヘント大学理学部教授だった。

クロケの提案の核となるのは「生きた記念建造物 monuments vivants」と「死んだ記念建造物 monuments morts」という記念建造物の実用性に焦点をあてた分類である。マドリッド宣言には、「本来意図された目的」のまま使われている「生きた記念建造物」は修復し、それに対し「本来意図された目的」を失った「死んだ記念建造物」は補強によって保存されるべきことが記されている。また前者は修復にあたって様式の「統一性」と「多様性」の両方を尊重されるべきことが述べられ、後者については補強によって記念建造物のもつ「歴史的・技術的価値」の消失を回避すべきことが述べられている。

・「生きた記念建造物」と「死んだ記念建造物」の建築保存史における位置付け

このクロケの建築保存論は建築保存史の中でしばしば取り上げられてきた。ヨッキレー

ト氏は『建築遺産の保存その歴史と現在』（アルヒーフ、2005、立命館大学歴史都市防災研究センター叢書）の中で、この理論をヴィオレ・ル・デュクの修復における「様式統一」の考えと、ラスキンによる反修復思想が国際的に普及したことを示す一例として用いている。Madsen氏の『修復と反修復：英国の修復哲学の研究』は18世紀以降のイギリスにおける建築保存論の発展とその大陸への伝搬・影響をまとめたものだが、ここでクロケの理論はラスキンの思想を受け継いだ英国的保存論の国外への伝搬のひとつの証左として示される。すなわちMadsen氏はクロケの「生きたモニュメント」「死んだモニュメント」の分類に英国修復哲学の痕跡をみるのである。³⁶⁾

「最も重要なことはイギリス的考えが、少しづつ、この2つの分類において優勢だったことである。そこでは変更に関する保留があったし、それはモニュメントが歴史的ドキュメントであるという根本的態度が保持されていた」³⁷⁾

またジョバンニ・カルボナーラ編による『建築修復論』の中に収められたマリア・ピエラ・セッテ氏による「歴史的概観」においてもクロケの理論が取り上げられている。セッテ氏は19世紀について、ヴィオレ・ル・デュクを中心としたフランスの様式修復、ラスキンを中心としたイギリスのロマン主義、フランスイギリスの影響をうけたイタリア（とりわけカミロ・ボイト Camillo Boito, 1836-1914）の「文献学的修復」を主軸としている。とりわけセッテ氏はその後のアテネ憲章を、文献学修復からジョバンノニの科学的修復というイタリアの建築保存論の継承という流れの中で捉えている。ここでクロケの保存論は文献学的修復の時代と科学的修復のはざまにあるものと位置付けられる。セッテ氏はボイトに代表される文献学的修復の考えと通ずるものがあると指摘している。

「こうした原則において、クロケが実質的に文献学的修復の基準との共有を表明していることを検証するのは有益である。修復において彼が主張するのは、概して建設中においてすべての現存する様式を尊重する必要がある、ということである。」

セッテ氏は同時にクロケの理論には未だに19世紀的な様式重視の考えが残っていること指摘する。

「しかしながら、この考えの内に、18世紀の作品の工事を行った修復建築家たちに共有なものとしての「様式の方向付け（様式の選択）」の認可が、欠如している訳ではない」

このように、既往研究におけるクロケ理論の位置付けは著者によっても様々ではあるが、概してそれをフランスやイギリス、イタリアで発展した保存論の国際的普及の一つの証左とする見方は共通しているといえるだろう。

・「生きた記念建造物」と「死んだ記念建造物」の理論

「生きた記念建造物」「死んだ記念建造物」が広く知られるようになるのは1901年と1902

年の2回にわたって雑誌『キリスト教芸術 Revue de l'art chrétien』にクロケが掲載した小論「古き記念建造物の修復 restauration des monuments anciens」である。しかし、その元となる論文は既に1893年の『ヘント歴史考古学会会報 Bulletin du Cercle historique et archéologique de Gand』に掲載されていた。

これらの論考の中でクロケは、「死んだ記念建造物」について「もはや廃れた時代の記憶として、また純然たる芸術のドキュメントとしてのみ存続しえる」もので、また「本来の用途に戻ることはない」ものとし、その例としてピラミッド、ギリシャ神殿、ローマの円形闘技場をあげる。それに対して「生きた記念建造物」については「いまだ人が住んでいるか、そうでなくても活用されている」もので、「歴史や考古学の分野には属さない」と説明し、その例としてパンテオン、中世の大聖堂、ルネッサンス時代のシャトーや市庁舎をあげている。

クロケはラスキンに代表されるような「何人も記念建造物に手を加えてはならない」とする姿勢をイギリスの定式とみなし、ラスキンの思想を受け継いだモリスによる古建築保護協会の「修復ではなく保存を！ Conservation not restauration!」というマニフェストを「ひどく偏狭な意見である」と批判している（クロケは先のマニフェストを「なによりもまず保存し、慎重に修復せよ！」と捩っている）。

また、ラスキンの思想のフランスへの伝搬としてしばしば取り上げられるのが次のディドロ（Didron, 1806-1867）の言葉である。

「古き記念建造物に関しては、強化 consolider するほうが、修理 reparer するより好ましく、修理するほうが修復 restaurer するより好ましく、修復するほうが復原 refaire より好ましく、復原するほうが装飾するより好ましい。いずれにせよ、何も付け加えてはならない。それ以上に何も取り去ってはならない。」

クロケは、「保存し、修復し、そしてしばしば改築をしなければならない」という主張のもと、この言葉を次のように（Madsen氏によれば「幾分陳腐に」）ゆがめて主張した。

「死んだ記念建造物に関しては、強化するほうが修理するより好ましく、修理するほうが修復するより好ましい。＜中略＞生きた記念建造物に関しては、修復するほうが復原するより好ましく、復原するほうが装飾するより好ましい。」

すなわちクロケの考えは以下のようにまとめることができよう。

死んだ記念建造物： 強化 consolider > 修理 reparer > 修復 restaurer

生きた記念建造物： 修復 restaurer > 復原 refaire > 装飾

こうしたクロケ自身の記述からも、「生きた記念建造物」「死んだ記念建造物」にラスキンあるいはそれを受け継いだモリスやディドロによる反修復的態度への反抗を伺うことができる。その一方でクロケの立場は、デュクの『中世建築事典』における「修復 Restauration」

の定義「修復とは建物を、いずれの時代にも存在しなかったかもしれない、完全な状態に復位させることである」という考えとも異なるものだとはいえる。Madsen氏はクロケが「生きた記念建造物」「死んだ記念建造物」の「オリジナルの発案者ではない」としつつも、「クロケの業績は主として、(反修復対修復の：筆者注) 論争を明確にするのに役立ったことである。」と評価している。

第6節 第6回国際建築家会議におけるクロケの提案の意義

第6回国際建築家会議は1904年の4月6日から13日にかけてマドリッドで開催された。会議には欧州を中心に17カ国が出席し、参加登録者数は955名だった。³⁷⁾ マドリッド宣言が採択されたのは、議題2「記念建造物の保存と修復」においてであり、これは4月7日の午前から午後にわたって行われた。会議は主に、クロケとカベロによって提出された異なる2つの提案の審議に費やされた。その結果、国際建築家会議は2人の案を折衷して決議を作成することに決めた。すなわち、保存理論に関係している第1項から第4項まではクロケ案を採用し、修復建築家の選定に関する第5条と国際協力に関する第6条はカベロの提案をもとに作成されたのである。なお、「はじめに」で述べたように、以下ではクロケの案だけを検証するが、クロケの提案は全6項のうち第5項を除くすべての項目がほぼ原文のままマドリッド宣言に反映されている為、マドリッド宣言の検討がそのままクロケ案の検討になると考えて差し支えない。³⁸⁾

さて、議事録にはクロケが自身の提案の趣旨を説明した記録が残されていないので、残念ながら、その意図を直接に知ることはできない。しかし、マドリッド宣言の条文から明らかのように、クロケはカイペルスに賛同する立場からこの提案を発表したのだと考えられる。そこにはカイペルスが訴えてきた保存における構造補強の必要性や修復を是認する態度が示されているのに対し、デワールが主張したような英国的な保存の考え方の痕跡はみられないからである。また、既にみたように、国際建築家会議は第4回会議において、デワールによる保存の一般原則を認める一方で、それぞれの記念建造物がおかれている状況にふさわしい措置を推奨するという矛盾した見解を示していた。これをふまえれば、クロケ案の最大の特徴ともいえる「生きた記念建造物」と「死んだ記念建造物」の分類によって保存の措置をかえるという手法は、この未解決の問題に対して1つの解答を与えるものだったといえないだろうか。クロケは、発言の記録こそないものの、第4、5回会議ともに出席していた。つまり、あくまで推論の域をでないが、彼はカイペルスに賛同する立場から、第4回会議以降並存していた複数の意見を総合した新たな原則を案出し、これを提

案したと考えられるのである。それは、クロケの提案がカイペルスやスュゾールら第4、5回会議の議論に深く関わった人物の署名とともに採択されたことから窺える。³⁹⁾

一方で、マドリッド宣言には第4、5回会議の議論にはみられなかった新たな考え方が示されている。それは記念建造物の修復において「美しさ」を評価する態度である。すなわち、マドリッド宣言の第3項では、有用性 *utilité* の美しさを根拠に記念建造物の活用がうたわれているし、第4項では、その美しさ故に様式の統一が認められている。さらに、第4項では、美の均整 *equilibre esthétique* についても言及されている。確かに、カイペルスにも建物が本来使用されるものであることを強調する発言はみられるが、その根拠として「美しさ」に言及したことはなかったし、修復における様式の統一についても、それを美的な観点から是認したわけではなく、作者による本来の意図に従って様式の統一を実行しなければならないケースがあることを主張したにすぎない。もちろんデワールにもこの有用性や統一性を、建築における美しさの要因の1つとみる発言はみられない。

こうした建築美に対する考え方は、1894年に発行されたクロケの著書『建築における美の原理についての試論』に確認することができる。⁴⁰⁾ 同書の中で、クロケは建築における美しさにとって、最も重要な条件の1つに「調和 *harmonie*」をあげている。そして、建築の美しさが完全なものとなるには、クロケによれば、次の3つの調和が満たされていなければならない。すなわち、対象とその目的との調和、対象の各部分間の調和、対象とそれを観る者との調和、である。クロケはこの第1と第2の調和を、知性と理性によって生み出される絶対美、それに対して第3の調和を、観る者の美的能力に関わる相対的な美と定義し、次のように述べている。

「第1の調和（対象と目的との調和）は、建物の有用性と適合性 *convenance* に関連し、第2の調和（対象の各部分間の調和）は、構造的安定性、合理的な均整、フォルムの純粹さ、と関連する。」⁴¹⁾

また、クロケは第4節「美しさの特殊条件」の中で、建築美の要因として「調和」を含む7つの項目を列挙しているが、その3番目に「統一性 *unité*」をあげている。⁴²⁾

「統一性、それは同一の思考によって秩序づけられた諸部分の総体を支配している。そして、それは調和の源である。」⁴³⁾

このようにクロケは、建築の有用性や統一性、そして建物の各部分における均整を、建築美の最も重要な条件となる「調和」の実現に不可欠な要因と考えていたことがわかる。彼がこの考えを建築保存の理論に応用させたとしても不思議ではないだろう。つまり、マドリッド宣言にみられる記念建造物の修復において「美しさ」を重視する考え方は、提案者であるクロケ自身の建築美論を直接に反映したものであったのである。

第6節 小結

以上、マドリッド宣言の第1条から第4条が、第4、5、6回会議の議論を通してどのように形成されたのかをみてきた。以下に本稿で明らかになったことをまとめる。

国際建築家会議は、1897年の第4回会議以降、記念建造物の修復保存を議題の1つとして取り上げて審議していた。そして、既に第4回会議において、会議は記念建造物の保存修復について1つの結論に達していた。それは記念建造物に手を加えることに保守的な姿勢を示したデワールの提案を基礎としたもので、保存における構造補強や、修復における様式の統一を否定しており、マドリッド宣言の保存の考え方とは大きく異なるものだった。

しかし、採択はされたものの、第4回会議の決議には当初から批判も存在していた。1つは、歴史的建造物の保存修復に関する問題を一般原則によって解決することは難しいとする見解である。この意見をふまえて、第4回会議は、記念建造物の保存には各状況に応じた措置が必要であるとする決議をデワールの提案とともに採択した。もう1つは、デワールの反修復的態度に対するカイペルスの批判である。彼は、デワールが非難するところの構造的欠陥の改善が、記念建造物を保存する上で必要不可欠であることを強調した。また、記念建造物が本来何らかの「要求」に応えるために建てられたことを理由に、それを建てた作者の理念を尊重した修復の必要性を訴えた。カイペルスは第4回会議だけでなく、第5回会議でもこの主張を繰り返したが、両会議において宣言文に反映されることはなかった。しかし、そこにはマドリッド宣言の保存理念に通ずる考え方を既に認めることができることから、カイペルスの批判は、国際建築家会議が修復容認へと転換する契機になったと考えられる。

マドリッド宣言に示された建築保存論は、こうした前々会議から続く議論の蓄積の上に成立したものであった。クロケの提案に示された保存における構造補強の必要性の訴えや、修復において記念建造物の「本来意図された目的」を尊重する態度には、カイペルスからの影響が窺える。しかし一方で、マドリッド宣言には、有用性や統一性、各部分の均整を美しさの要因とみるクロケ自身の建築美論が反映されている。すなわち、クロケは採択当初から存在していたデワール案への批判と自身の建築論から新たな保存の原則を案出し、これによって国際建築家会議における修復保存の問題に1つの解決を与えたのである。

次章では、マドリッド宣言の第5条と第6条が如何に成立したのかを検証する。

第3章 註

- 1) 鈴木博之「ヴィクトリアン・ゴシック末期の建築保存論 その4. S.P.A.Bの建築保存論」(『日本建築学会論文報告集』第257号、pp.144~145、1977.7)、新建築学大系編集委員会『新建築学大系 50 歴史的建造物の保存』(彰国社、p.89、1999)、日本イコモス国内委員会憲章小委員会『文化遺産保護憲章研究・検討報告書』(1999)
- 2) 第4回会議については Congrès international des architectes (4e: 1897, Brussels, Belgium), Congrès international des architectes : compte rendu septembre 1897 à l'occasion du XXVe anniversaire de la fondation de la Société centrale d'architecture de Belgique, Éd. Lyon-Claesen, 1897 を、第5回会議については Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), cinquième session tenue à Paris du 29 juillet au 4 août 1900 organisation compte rendu et notices (1906), Paris, Impr. Chaix, 1906 を、第6回会議については Congrès international des architectes (6e : 1904 : Madrid, Spain), Congrès internationale des architectes, sous la haute protection de S.M. le roi d'Espagne et le patronage du gouvernement sixième session tenue à Madrid du 6 au 13 avril 1904. organisation. compte rendu et notices (1906), Madrid, J.Sastre y c.a, 1906 をそれぞれ参照した。なお、第5、6回会議の議事録はインターネット上で入手した版(<http://archive.org/index.php>)を用いている。
- 3) 翻訳は前述の池上彩氏による。但し第4項については、第3項との繋がりと原文(仏語)の表現を考慮し、文章の順序を一部変更した。
- 4) 拙稿「第6回国際建築家会議(1904、マドリッド)「記念建造物の保存と修復」憲章の成立について」(『日本建築学会大会 学術講演梗概集』、2012年9月)
- 5) 第1回国際建築家会議は、フランス中央建築家協会の発意によって、1867年にパリで開かれた。その後、1878年(パリ)、1889年(パリ)、1897年(ブリュッセル)、1900年(パリ)、1904(マドリッド)、1906年(ロンドン)、1908年(ウィーン)、1911年(ローマ)と継続して開かれた。特に、第2回から第5回会議は、万国博覧会が併催する国際会議の一つに組込まれていた。
- 6) 参加国は、ドイツ、オーストリア、ベルギー、アメリカ、エジプト、フランス、イギリス、ルクセンブルク、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、スウェーデン、スイス、トルコである。
- 7) この時のデワールの肩書きは、「建築家、王立美術アカデミー教授、王立記念建造物委員会会員」である。
- 8) Congrès international des architectes (4e : 1897, Brussels, Belgium), op. cit., p.67
- 9) Ibid., p.67
- 10) Ibid., p.68
- 11) Ibid., p.69
- 12) Ibid., p.70

- 13) Ibid.,p.71
- 14) Ibid.,p.72
- 15) Ibid.,p.80
- 16) Ibid.,p.81 ブルスのこの時の肩書きは、「ブリュッセル市長、王立英国建築家協会名誉会員、中央建築家協会名誉会員」である。
- 17) Ibid.,p.87 スチューベンのこの時の肩書きは、「建築家、建造物管理王室評議員、ドイツ建築家技術者連盟会長、王立英国建築家協会名誉会員、ベルギー中央建築家協会名誉会員」などである。
- 18) カイペルスのこの時の肩書きは、「オランダ政府建築家、国立美術館設計者、フランス学士院会員、王立英国建築家協会名誉会員、ベルギー中央建築家協会名誉会員」などである。
- 19) Ibid.,p.83 エイチソンのこの時の肩書きは、「王立建築アカデミー教授、王立英国建築家協会会長」である。
- 20) Ibid.,p.84 サントゥノワのこの時の肩書きは、「ブリュッセルアカデミー教授、スカールベークアカデミー教授、フランス中央建築家協会会員」である。
- 21) Ibid.,p.74
- 22) Ibid.,p.88
- 23) デュモルティエのこの時の肩書きは、「フランス中央建築家協会会員、ベルギー中央建築家協会会長」などである。
- 24) Ibid.,p.89
- 25) Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), op. cit.,p.160
- 26) Ibid.,p.156
- 27) 第5回国際建築家会議は1900年の7月29日から8月4日にかけてパリで開催された。参加登録者数は7月20日の時点でフランス国内外あわせて451人だった。会議への参加を公式に表明したのは、ドイツ、オーストリア、朝鮮、エクアドル、スペイン、アメリカ、メキシコ、フランス、ハンガリー、イタリア、オランダ、ルーマニア、ロシアの13カ国である。なお一般参加者の国籍には、ベルギー、イギリス、ギリシア、ポルトガル、モナコ公国、スウェーデン、デンマーク、ルクセンブルク、スイス、トルコがみられる。議題5「記念建造物の保存について」は、8月2日の午前9時半から11時45分まで、エコール・デ・ボザールの半円形会議場でカイペルスを議長に据えて開かれた。会議はカイペルスの演説で始まり、続いてドイツのボーンシュテット(Alfred Bohnstedt, 1851-1906)、ドイツのガイミュラー(Heinrich von Geymüller, 1839-1909)、イタリアのカニッツァーロ(Edouard Cannizaro, 生没年不明)、ロシアのスュゾール(Pavel Yulievich Suzor、ロシア語では Павел Юльевич Сюзор, 1844-1919)がそれぞれテーマに関する報告および提案を行っている。しかし理論の問題に関する発言はカイペルスだけにみられるため、本稿ではカイペルスの発言のみを取り上げている。なお、第5

回会議、続く第6回会議の参加者リストにデワールの名はみられない。

28) Congrès international des architectes (4e : 1897, Brussels, Belgium), op. cit., p.73

29) Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), op. cit., p.157

30) Ibid., p.156

31) カイペルスが記念建造物の保存において歴史的価値や芸術価値を重要視していたことは彼の発言の節々から窺うことができる。しかしながら、マドリッド宣言のように、構造補強によって歴史的価値や技術的価値の喪失を避けようとする趣旨の発言はみられない。

32) Congrès international des architectes (4e : 1897, Brussels, Belgium), op. cit., pp.73-74 第4回会議録には、この「目的 but」という言葉の使用が多くみうけられるが、それは大きく2つの意味で用いられているように思われる。まず1つはカイペルスが用いたような過去における作者の目的であり、もう1つはブルスが用いたような現在における修復の目的である。「古い記念建造物の修復は、いつも同等の条件下で行われるものではない。当然、これらの修復を行おうとする行政当局が目指すところの目的を考慮しなければならないし、この目的というのは行政当局によって異なるであろう」(Ibid., p.81)。こうした言葉の混同による誤解をさけるためか、第5回会議のカイペルスの発言には「目的」という言い回しは用いられていない。

33) Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), op. cit., p.159

34) Congrès international des architectes (4e : 1897, Brussels, Belgium), op. cit., p.74

35) 但し、カイペルスが「but 目的」と表現しているのに対し、マドリッド宣言では「objet 目的」が用いられている。

36) Tschudi-Madsen, Stephan. *Restoration and Anti-Restoration: A Study in English Restoration Philisophy*. Oslo: Universitetsforlaget. 1976。クロケの理論が取り上げられるのは19世紀におけるイギリスと大陸（主にフランス）との影響関係が論考される第7章である。Madsen氏は両国の交流の主要な媒体として『エクレジオリジスト』『教会史』『モニュメント友の会』やなどの雑誌をあげる。1878年にイギリスではラスキンを継承したモリスによってSPABが設立（設立の二年目にそのマニフェストがフランス語、ドイツ語、オランダ語、イタリア語に翻訳）するが、Madsen氏によればその影響が大陸へ伝搬するのは主に1890年代以降であり、また『建築の七灯』の「記憶の灯」が仏訳されるのは1895年10月の「建築総誌」で、『建築の七灯』に全文が仏語で出版されるのは1900年である。またMadsen氏はSPABとモニュメントの友との交流についても指摘しており、モニュメントの友の機関誌「L'ami des monuments et des art」は英国的理論が大陸で広まる足がかりとなったとしている。

37) p.99

38) Sette, Maria, Piera, 'Prifilo storico', in *Trattato di restauro architettonico*, UTET, Turin. 1996

39) Sette, Maria

40) Sette, Maria

41) Tschudi-Madsen, Stephan.

42) 同様の考えは J-J.ブラッセのに認めることができる。

36) カイペルス意見に意義を唱えたのはデワールだけであり、決して会議に受け入れられなかったわけではなかった。むしろ、作者の理念を尊重するというカイペルスの態度には賛同する意見が多かった。たとえば、スジュールは、第4回会議で次のように述べている。

「この問題は作者、すなわち死者の権利の問題である。彼らはもはやこの問題に関して自身の意見を述べる事はできない。私は次のようなことを考えた。非常に優れた才能をもった今の若い人達は、もし後の時代に自分たちの作品を変えられてしまうとしたらどんな顔をするだろうか、と。私は、本来の作者の理念を尊重しなければならないという意見は、なにより正しいと思う」(Ibid.,p.88)

37) 第6回会議の開催は、第5回会議の閉会式で決定された。この決定をうけて「国際建築家会議常任委員会」のスペイン代表だったボスコ(Ricardo Velázquez Bosco, 1843-1923)、ベラーダ(José Urioste y Velada José, 1850-1909)、バルガス(Enrique María Repullés y Vargas, 1845-1922)の3名は、スペインの公共教育美術省に対して会議に向けた委員会設置の許可を求めた。1902年3月9日にこの要望は認められ、名誉会員と54名の建築家で構成される「国際建築家会議準備宣伝中央委員会」が発足した。この委員会は各国の建築家協会を中心に会議への参加を呼びかけた。翌年の1903年2月18日に、スペイン政府とアルフォンソ13世の後援による第6回 国際建築家会議の開催が正式に発表された。会議参加者数の内訳は、スペイン(650)、フランス(76)、ドイツ(56)、イタリア(47)、ポルトガル(27)、メキシコ(26)、アメリカ(17)、オランダ(12)スウェーデン(10)、オーストリア(9)、イギリス(6)、ベルギー(5)、スイス(5)、デンマーク(4)、ロシア(3)、カナダ(1)、モナコ公国(1)となっている。なお公的代表者が出席しているのは上記からデンマーク、カナダ、モナコ公国を除いた14カ国である。

38) 削除されたクロケの提案の第5項は「修復家の個人的な趣味 *goût* が影響しないようにせねばならない」というものである。なお、一方のカベロの提案は、採用はされているものの、大きく変更が加えられている。それは、カンニツァーロやラザロ(Juan Bautista Lázaro de Diego, 1849-1919)、ウガルデ(Frédéric Ugalde y Echevarria, 1874-1968)らから賛同を得たクロケ案に対し、カベロの案にはその実現性を疑問視する声が多かった為である。これについては次稿で取り上げる。

39) 議事録には、2人の他に、カンニツァーロ、オーストリアのヘドウル(Theodore Hödl, 生没年不明)が署名したことが記されている。

40) L.Cloquet, Essai sur les principes du beau en architecture, Desclée, de Brouwer et Cie, 1894

41) Ibid.,p.2

42) 調和 *harmonie*、秩序 *ordre*、統一性 *unité*、多様性 *variété*、明瞭さ *clarté*、規則性 *regularité*、対称性 *symétrie* の7つである。

43) Ibid.,p.16

第4章

マドリッド宣言の成立過程における 建築保存の行政的施策に関する議論の変遷

第1節 序論

前節では、第4回国際建築家会議(1897年、ブリュッセル)と第5回国際建築家会議(1900年、パリ)での議論を検証することにより、マドリッド宣言の基礎となったクロケの勧告案が、第4回会議以来の修復-反修復の対立に解決を示したことを明らかにした。このことは、マドリッド宣言そのものが第6回国際建築家会議(1904年、マドリッド)での議論だけでなく、第4回会議以降続けられてきた一連の議論の成果として捉えられるべきことを示唆しているように思われる。

前稿の続きとなる本稿では、マドリッド宣言のもう一つの基礎となったカベロ(Luis Maria y Lapiedra, 1863-1936)の勧告案に目を向け、別の視点からマドリッド宣言の成立過程を検証したいと思う。カベロの勧告案は、主として記念建造物に対する「行政的施策」に関する提案であり、これは保存修復の理論的課題に取り組んだクロケの勧告案とは対照的である。また、カベロの勧告案は、第i項で「修復建築家の国家資格」、第ii項で「記念建造物保護のための国際連盟の創立」および「民間団体と公的委員会の協力」、第iii項で「国際法にもとづく政府からの援助」および「目録作成の必要性」、第iv項で「記念建造物に対する愛着心の普及」および「財源の確保」というように、取り上げられているテーマが広範にわたっていることも注目される。¹⁾

第2節では、まず第6回会議以前の国際建築家会議にみられる行政的施策に関する主要な論点を抽出し、それぞれの論点を巡って議論がどのように展開したのかを検証する。次の第3章では、マドリッド宣言成立過程に散見される意見相違に着目し、それぞれ要旨を整理し、これを国際建築家会議の特質の一つとして位置づける。第4節では、以上の考察をふまえて、第6回会議におけるカベロの勧告案提出の意図とその採択の過程について検証する。なお、本研究が「マドリッド宣言」としている勧告には複数の呼称が存在し、とりわけ「マドリッド宣言」が一般的であるとはいえないが、本研究では便宜上、これを『新建築学大系 50 歴史的建造物の保存』にならい「マドリッド宣言」と呼ぶことにする。

カベロ案が提出されたを検証することにより、マドリッド宣言の第5条と第6条が如何なる目的のもとに採択されたのかを明らかにしたいと思う。

第2節 記念建造物保護の行政的施策に関する議論と勧告

i) 建築学校における記念建造物保護教育の導入

1889年6月17日から22日にかけてパリで開かれた第3回国際建築家会議では、記念

建造物の保存に関する議題はみられないが、後援委員会のスイス海外通信員の一人として出席していたガイミュラー (Heinrich von Geymüller, 1839-1909) によって「歴史的記念建造物の修復」という議案書が会議に提出されている。³⁾ 国際建築家会議では、運営組織である「組織委員会」が協議事項を選定しており、第3回会議では「教育」、「同業者の保護」、「芸術的所有権」の3つが主要議題として設定されていた。「歴史的記念建造物の修復」は追加の協議事項として申請されたものの一つだった。⁴⁾

この議案書でガイミュラーが訴えたのは、建築学校の教育過程に、記念建造物の保存と修復について学ぶための講習会を導入することだった。その目的は、「建築家、また建築家を通じて職人や所有者が、無意識と無知によって現代の破壊者となることを防ぐ」ことにあったが、それと同時に、ガイミュラーは、この講習会によって保存修復工事に際した「心構え」を建築家に学ばせようとした。ガイミュラーによれば、記念建造物の保存や修復において建築家に求められるのは「私欲のなさ」であり、それは「創造者 créateur」としての建築家の職能と相反するものである。従って、「建築家たちに、教養課程の適当な時期において、こうした自らの職業の難しい一面、すなわちインスピレーションの炎に反する状態にあるという一面について、特別な注意を促す必要がある」とガイミュラーは考えた。⁵⁾ 実際、ガイミュラーが提案した講習会は、「壁やヴォールトのひびわれと亀裂の理論」について学ぶ前半部と「古建築に手をいれるというこの神聖な使命のもとに召集された際に従うべき実践的指針と遵守すべき慎重さ」について学ぶ後半部で構成されていた。しかし、こうした訴えは第3回会議では審議されず、議案書が別紙資料として議事録に収録されるのみに終わってしまった。

ガイミュラーは、第5回会議の議題5「記念建造物の保存について」において、再び講習会の導入を訴えるための新たな勧告案を提出した(図)。この勧告案は第3回会議の議題書を基礎としているが、ここでは新たに講習会が記念建造物を「かけがえのない国家の遺産」と「美学および技術革新の観点から見た建築の発展において真正な指標」という2つの視点から取り上げるべきことが強調され、「壁やヴォールトのひびわれと亀裂の理論」に関する主張は取り下げられた。また、授業のテキストとして1865年に王立英国建築家協会が発行した修復のガイドライン『古き記念建造物と遺構の保存 Conservation of Ancient Monuments and Remains』を推奨するとともに、その理念が各国に普及することが訴えられた。⁹⁾ その後、ガイミュラーの勧告案は、副執行部長を務めたフランスのリュカ(Charles Louis Achille Lucas, 1838-1905)によって次のように修正され、審議にかけられた。¹⁰⁾

「本会議は、過去の記念建造物及びその破壊を防ぐための方法を簡潔に学ぶ場が、すべての教育段階の建築学校に設けられることを望む」¹¹⁾

審議にあたって、ロシアのスュゾール(Pavel Yulievich Suzor,1844-1919)が「いくぶんプラトニックなことが心配である」と否定的な見解を示したが、カイペルス (Petrus Josephus Hubertus Cuypers, 1827-1921) とイタリアのカンニツァーロ (Edouard Cannizaro, 生没年不明) が同意を示し、第5回会議の勧告として採択された。

ii) 各国の記念建造物保護に関する法律の統一

国際建築家会議は第4回会議と第5回会議の二度にわたり各国の文化財保護法を統一するための勧告を採択している。この「法律の統一」に関する議論は、第4回会議の議題3「記念建造物の修復について」において、フランスのアルマン (Georges Harmand) が発した勧告案を端緒とする。¹²⁾ アルマンは「優れた方策の普遍化は必ず好ましい結果をもたらす」という見解から、この国際的な議論の場を利用して、記念建造物の保存の行政面での実践について「世界で普遍的な方法」を確認したいと考えていた。アルマンはこの「優れた方策」の一つとして、1887年のフランスの法律、いわゆる「歴史上美術上の価値をもつ建造物及び美術品の保護に関する法律」(以下フランス法)で定められた「指定 classement」の制度をあげ、各国が指定記念建造物の目録 inventaire を作成することを求める次のような勧告案を提示した。¹³⁾

「本会議は、目録を作成し、記念建造物及発掘による発見物等を含む美術品を確実に保存し指定する為の最良の措置が諸国で取られることを望む。また、このために現行の法律が早急に統一されることを望む。」¹⁴⁾

第4回会議ではこの提案に対する反論はなく、全文が採択された。

第5回会議では、スュゾールとルーマニアのステリアン (George Stérian, 生没年不明) が、この勧告が実現に至っていないことを指摘し、「国際建築家会議常任委員会 Comité permanent des Congrès Internationaux d'Architectes」による各国政府への周知と実現への協力関係の構築を訴えた。¹⁵⁾ 彼らの主張は「国際建築家会議常任委員会に関する勧告」として次のように採択された。

「国際建築家会議常任委員会は、可能な限り過去の記念建造物の保存と修復に関する法律の統一に努め、各国政府に対し、1900年会議の勧告と決議を遵守することを望む。」¹⁶⁾

iii) 専門委員会による修復工事の監督

第5回会議では、カンニツァーロが「一つの芸術的歴史的記念建造物の修復が行われる度に、建築家の仕事を監督する委員会が常に存在すること」を訴えた。¹⁷⁾ カンニツァーロは、第4回会議でデワールが示した反修復的態度には異を唱えたが、建築家の修復における再現行為 reproduction に対しては「人間の能力に対する思い上がりである」という

見解を示した。このため、カンニツァーロは、修復が一人の建築家の個人的考えによってではなく、「複数の専門家が議論して生まれた考え」によって行われるためにも、「専門委員会 *commission speciale*」に保存修復工事の監督が任されることを訴えた。カンニツァーロの主張は、ガイミュラーと同様、リュカによって明文化され、第5回会議の勧告の後半部分として採択された。

「本会議は、過去の記念建造物の保存あるいは修復、そして必要ならば、その為に必要な工事の監督が、専門委員会に任されることを望む。」¹⁸⁾

iv) 第5回会議におけるボーンシュテットの議案書

最後にドイツのボーンシュテッド (Alfred Bohnstedt, 1851-1906) が第5回会議で発表した議案書を取り上げる。¹⁹⁾ ボーンシュテッドは第5回会議の議題5「記念建造物の保存について」の発議者である。この議案書は勧告を要請するものではなかったが、そこで示されたボーンシュテッドの保存行政に対する幅広い問題意識は、カベロの勧告案の作成の背景を考える上で非常に重要だと考えられる。

ボーンシュテッドは記念建造物保護の行政的施策に関する様々な問題を提起している。まず一つは法律の問題である。ボーンシュテッドは、都市の拡大、産業形態の変化、生活様式の変化といった「現代生活によって生み出された危険」から美術品（記念建造物を含む）を守るための法的施策が十分でないことを嘆き、こうした新たな危険には「法的措置でしか対処できない」と述べ、各国の法律や学術会議で採択された勧告の中から優れた例を紹介した。とりわけボーンシュテッドは1887年のフランス法を高く評価し、その指定制度(目録の作成を含む)と個人所有の文化財の収用制度を推奨した。²⁰⁾

次に工事責任者の問題である。ボーンシュテッドはこれを「非常に重要な問題」とした。なぜなら「記念建造物の運命はそれに依存する」と考えていたからである。ボーンシュテッドは工事の管理を委任すべき機関として「現在の行政あるいは専門の保存技術者、あるいは公教育省管轄の委員会」をあげているが、最終的にはフランスの歴史的モニュメント委員会 *Commission des monuments historiques* を「モデルとして推奨できる」と述べた。

次に保存事業における経済的な問題である。ボーンシュテッドは記念建造物の維持保存のための経常的予算が多く国で不十分であることを指摘した。また「古き美術品の消失は国全体の損失であり、しばしば全世界の損失である」とし、維持費を工面できない個人所有者に対しても国家が経済的援助を送るべきことを訴えた。

これらの問題をふまえた上で、最後にボーンシュテッドは古美術に対する愛着心の育成と普及の重要性について次のように述べた。

「しかし、記念建造物保護のための最も強力な手段は、おそらく、公の関心を喚起するこ

とだろう。国内の古美術への愛着とその価値への意識が、すべての階層の人々の心に生まれることを期待し、またこの意識を広める為のあらゆる試みが奨励されねばならない。²¹⁾

このように国際建築家会議は、建築保存の問題についてその方法論だけでなく行政的施策についても幅広い視点から議論を交し、また審議によって一致を得た結論については毎回勧告として発していた。こうした姿勢からは国際建築家会議が普遍的原則の確立に対して意欲的だったことが窺い知れる。²²⁾

第3節 勧告に対する反論

だが採択された勧告には後に反論が出されることもしばしばで、とりわけアルマンによる「法律の統一」とカンニツァーロによる「専門委員会」に対しては強い反発がみられた。前稿ではデワールによる勧告に対してカイペルスらの反論があったことを指摘したが、度々みられる意見相違はマドリッド宣言採択に至る議論にみられる一つの特徴である。ここではこの2つの反論について整理する。

i) 各国の記念建造物保護法の統一に関する勧告への反論

国際建築家会議が勧める「法律の統一」に対して最初に疑問を呈したのはボーンシュテッドである。先に述べたように、ボーンシュテッドもアルマンと同様にフランス法を優れたものとみなしていた。従って、第4回会議の勧告のうち、「目録作成と指定制度」を勧める前半部分については賛成したが、「法律の統一」を勧める後半部分についてはその非現実性を指摘した。なぜなら、会議の主要国には独自の法律が既に存在しており、「記念建造物の保存のための法律と優れた公的機関を有する国々はそれらを修正することを拒むだろうし、そうでない国々はもっとよいものにしようと努めるだろう」と彼には思われたからである。²³⁾ 国際建築家会議は第5回会議でスュゾールとステリアンによる提案を採択することで「法律の統一」の実現への意欲をより明確にしたにもかかわらず、この反論によって議長のカイペルスは次のように勧告を補足せざるをえなかった。

「満足な法律をすでに有している国は、この勧告を気にかける必要はない；しかし多くの国の代表者が集まる国際会議で採択された勧告は、未だ満足な法律をもたない国、あるいはそれを全くもたない国が、国会による検討とこの種の法律の可決を政府から得るための援助となるだろう。」²⁴⁾

会議参加者たちの「法律の統一」に対する見解の相違は続く第6回会議にも認められる。スペインのアルティガスは「各国は、自国の法律に、適切な目的の実現をめざした規則や

措置を導入すべきである」と主張している。²⁵⁾ またイタリアのヴィバネット (Filippo Vivonet,1836-1905) の「国際法は、その国の記念建造物と美術品の保存に適した方策の採用のためにも、各国に完全な自由を残さねばならない」という見解はこれを限定的に支持するものといえる。²⁶⁾

ii) 専門委員会への委任に関する勧告への反論

カンニツァーロの勧告案に対しても、審議の際に複数の反対意見がだされた。フランスのマンヴィエル (Ernest Minvielle,1835-1914) は、委員会への工事監督の委任は修復失敗の解決策にはならないと述べ、修復計画が委員会によって承認された後は、「建築家の絶対的責任のもとに」修復工事が行われるべきであると主張した。また、カイペルスも勧告そのものには賛成の意を示したものの、「一人の建築家に修復を任せるべきではない」というカンニツァーロの見解には反発し、委員会の役割はあくまで工事の「監督」であり、その責任は建築家にあることを強調した。さらに勧告採択後には、フランスのルクール (Edouard Lecœur,1887-1827) とドニーズ (Noël Denize,1928-9273) が、同じく保存と修復が「建築家の個人的責任」によって行われることを主張し、この勧告を反対意見の存在を無視した「一方的な結論」であるとして会議執行部を批判した。²⁶⁾ こうして国際建築家会議は勧告に次の一文を追加した。

「また当然ではあるが、修復の方針が委員会に任されたとしても、修復の芸術的責任は、如何なる場合も、この修復事業を任される才能ある人物 *homme de talent* にそのままなくてはならない。」²⁷⁾

この「修復工事の責任者」を巡る問題は次の第6回会議でも議論の俎上に載せられた。フランスのニゼ (Charles Nizet,1841-1925) は、「実際、歴史的記念建造物の修復や保存を任された建築家は、よく知られるように、委員会の監視のもとにあり、ほとんど自由がない」と指摘した上で、「能力と良識をもつ建築家を採用し、彼らからその行為に関する如何なる自由も取り上げてはならない」とした。²⁸⁾ その一方で、「記念建造物の保存と修復の工事は一人の建築家によって実施されるべきだが、修復計画については各地域に設置された記念建造物委員会の意向に従わなくてはならない」というアルティガスや、「これらの工事は自由に実施されながらも、任された建築家は常に調査書と計画書について公的委員会の監査と承認をえなければならないと我々は考える」というビルバオのウガルデ (Frédéric Ugalde y Echevarria, 1874-1968) のように、中間的立場から建築家と委員会による「修復計画の承認」を主張する者もいた。²⁹⁾ こうした「修復工事の責任」をめぐる議論からは、こうした反対意見がだされた背景には、彼らが保存修復工事における建築家参与への危機感、すなわち、自らの職能を保護しようとする意図があったと想像できる。

このように、国際建築家会議は普遍的原則の確立を進めていたが、すべての会議参加者たちが必ずしもそれらを共有したわけではなかったといえる。このことは、国際建築家会議そのものが発言力や決定権において不平等な組織だったことを想像させる。

さて、ここまで第6回会議以前の国際建築家会議にみられる行政的施策に関する主要な論点を整理してきた。その結果、学校教育、国際法の制定、修復の責任者、財政（財源の確保と所有者への経済的支援）、愛着心の普及に関する議論がみられたが、財政と普及の問題はボーンシュテッドによって提起されたただけであり、また勧告の採択によって解決されたように思われた国際法と修復の責任者の問題にも実際には見解の違いによる不和が残されていた。つまり第5回会議までの国際建築家会議は未だ多くの課題を抱えていたといえる。次章では、こうした背景をふまえ、第6回会議のカベロ案の採択過程とその特質について検証したいと思う。

第4節 第6回国際建築家会議におけるカベロの提案に関する考察

1904年にマドリッド開かれた第6回国際建築家会議の議題2「記念建造物の保存と修復」において、スペインの建築家カベロは4つの項目からなる勧告案を会議に提出した。これはクロケの勧告案とともにマドリッド宣言の原案となった。

i) カベロの勧告案の目的

勧告案を提出したカベロの目的は如何なるものだったのだろうか。筆者は「1.はじめに」において、カベロの勧告案の中に行政的施策に関する様々なテーマが内包されている点を指摘した。議事録に記載されたカベロの肩書きには「公教育美術省及び法務宗教省建築家」あるいは「シウダ・ロドリゴ大聖堂修復建築家」あるいは「スペイン観光協会 Société Espagnole d'Excursions 会員」とあり、彼自身の多彩な経歴が勧告案の特徴を反映しているともみなせる。実際、カベロはこの勧告案の提出の理由を、「一方では、私が精通している職業 profession と技術 art に対して抱いている愛情であり、他方では、私が任されている保存工事の専門分野に課せられる義務が私に与える影響である」と説明している。³⁰⁾

しかし、カベロの提案の動機はそれだけではないように思われる。というのも、そこに示された行政的課題の多くは第5回会議までの議論の中で既に話し合われたものであり、また議事録に記録されたカベロの発言からは、残された課題に対して解決を与えようとする姿勢を窺い知ることができるからである。

カベロは、議事録の補遺の中で、建築保存に関わる諸問題の解決のために考慮すべき主

たる要因として次の3つをあげている。

- i 全国の歴史的考古学的な遺産について知り、その記念建造物の総数と構造形式及びそれらがされている状態を把握すること。
- ii 誠実で学識があり、芸術に関する優れた感性と知性をもって修復工事を遂行できる人物を着任させること。
- iii 記念建造物の保存に求められる費用に対応できるだけの十分な財源を確保すること。³¹⁾

これらを勧告案と比較すれば、iに示された考えは第3項における「目録の作成」、iiは第1項における「修復建築家の国家資格」、iiiは第4項における「寄付金制度（財源の確保）」にそれぞれ反映されたとみられる。それと同時に、これらは第5回会議までに話し合われてきたテーマであることにも着目したい。とりわけ「修復建築家の国家資格」の提案は「修復の責任者」に関する議論の延長上にあると考えられる。現にカベロはこれまでの議論を振り返り、「記念建造物の修復を直接任される人物は誰か、その責任と指導のもとにこの繊細な使命を実施すべき人物は誰か、という問題については不確定なままである」とした上で、次のような見解を記している。

「記念建造物には適確な保全と修復が求められる。建築家は、理性をもって、正当性をもって、造詣をもって、芸術家としても建設者としても備えるべきあらゆる事からをもって、この繊細な使命を実行しなければならない唯一無二の存在である。〈中略〉記念建造物の保存と修復は、芸術的センスに恵まれ、また彼らが任される工事に必要な絵画力にも恵まれた芸術的な建築家に委託されねばならないことは明らかである。」³²⁾

この記述からはカベロが委員会よりも建築家の職能を重視する立場にあったことが窺える。平行線をたどっていた議論に「国家資格」という新たな解決策を示したことに意義があるだろう。

この他にもカベロの勧告案には既出のテーマを確認することができる。第3項の前半部には記念建造物の保護が、「本会議の一般的合意」に基づいた「公法 Loi publique」によって、各国政府から保証されるべきことが訴えられているが、これは第4回会議と第5回会議で採択された「法律の統一」に関わる2つ勧告を念頭においた主張と考えるのが自然だろう。また第3項の後半部で述べられた「公権力 Pouvoirs publics による援助」と第4項の前半部で訴えられる「記念建造物に対する愛着心の普及」は、第5回会議においてボーンシュテッドによって提起されたものの勧告として結実しなかったテーマであることは先に示した通りである。つまり、カベロの目的の一つは、それまでの行政的施策に関する課題に対する解決策となるような総合的な勧告を作成することだったといえるのではないだろうか。

一方で、こうしたテーマの観点からみると、勸告案の第2項に示された「国際保護連盟 Ligue Internationale de Défense」の設立は、それまでの議論にはみられない新しい考えといえる。但し国際的な組織によって文化財保存に取り組もうとするアイデアそのものは、1889年に開かれた「国際美術品及記念建造物保護会議」の決議にもみられ、カベロが最初の発案者というわけではない。また、カベロ自身が「国際保護連盟」について「私はこのアイデアを発表したものの、それがもつ重要性についてはほとんど考えていない。私の目的は、もし会議参加者の方々に良いと認められたなら、皆様がこのアイデアを具体化し、我々が実践的で直接的な解決策に至れるように、このアイデアの種をまくことだった」と述べているように、具体的に構想にされていたわけではなかったようである。³²⁾

ここで注目したいのは、国際組織の設立というアイデアそのものよりも、カベロがこの提案を通じて行政機関に対する批判と保存団体の評価とを対比的に示している点である。カベロは「スペインでは歴史的国家的記念建造物は完全に忘れ去られ、疎かにされている」との見解を示した上で、これらの保護を担うべき「公権力」が「その怠慢、機構の欠陥、財源の欠乏、あるいはこれらすべて」によって機能していない現状を非難している。³³⁾ それに対してカベロは民間団体の保存活動を高く評価している。この種の団体の代表的なものとしてはウィリアム・モリス(William Morris, 1834-1896)らによって1877年に設立された「古建築保護協 Society for the Protection of Ancient Buildings」や、モリスの影響のもとにシャルル・ノルマン(Charles Normand, 1858-1934)が1884年にパリで設立した「パリモニュメント友の会 Société des amis des monuments parisiens」などがあげられる。カベロ自身は「スペイン観光協会」という団体に所属しており、会議の中でこの団体がスペインにおける芸術の普及に多大な貢献をしたことに言及し(これは勸告案の第4項に反映されている)、さらに次のように続ける。

「個人の発意は、教育や慈善あるいは他の多くの困難な問題におけるのと同様、記念建造物のために多くのことができる。実践的で一般的な方法によって貴重な建築芸術の保存と修復を援助し管理しようとするこうした個人の介入を軽視してはならない。」³⁴⁾

この発言からは民間団体が文化財保護の分野で果たす役割をカベロが重要視していたことが窺い知れる。

つまり、カベロの提案のもう一つのねらいは、当時のスペインの行政機関が陥っていた機能不全を摘発し、それに代わって国内の文化財保護に貢献していた保存団体に然るべき評価を与えることだったと考えられる。「国際保護連盟」の設立は、各国の保存団体の活動を支援すべく、いわば理想として提唱されたものだったのかもしれない。

ii) カベロ案採択の経緯

カベロの勧告案に対する会議の反応は概ね好意的なものだった。カンニツァーロはこれを賞賛し会議執行部に対して勧告が「カベロ氏に従って作成される」ことを勧めた。またバルセロナのベガ (Emmanuel Vega y March, 1871-1931) と議長のベラスケス (Ricardo Velázquez Bosco, 1843-1923) はカベロ案に宿った「精神 esprit」を讃えた。その一方で、カベロの案にはその実現性を疑問視する意見も多くだされた。マドリッドのラザロ (Juan Bautista Lázaro de Diego, 1849-1919) はカベロの勧告案を評価しながらも「それらの実現は、とりわけ第2項に関しては、困難だろう」と述べた。またベガもカベロを賞賛したものの「実践においては現実不可能である」とし、採択する場合にはそれが部分的に修正されることを提案した。

さらにマドリッドのレプジェス (Enrique María Repullés y Vargas, 1845-1922) からは次のような意見がだされた。

「私は、異なってはいるが、しかし同じ主題に関連する (クロケとカベロによる) 2つの問題を理解し、私はこれら2つの勧告案群は完全に両立し得るものであり、本会議の同意のもとに修正を加え、共に採択することができると思う。」(括弧は引用者注：以下同)³⁵⁾

これらの意見を考慮し、ベラスケスは「(カベロの勧告案の) その幾つかの項目をクロケ氏が作成した勧告案と取り替えてもよい」と判断した。会議はカベロの勧告案には修正を加えて、クロケの勧告案とともに一つの勧告として採択することを決めたのである。

こうしてカベロの勧告案を基礎にマドリッド宣言の第5条と第6条が作成されたわけだが、そこにはカベロの意図が十分に反映されているとは言い難い。両者を比較すると、カベロの提示した4項目のうちマドリッド宣言に痕跡がみられるのは第1項と第2項だけである。これらはそれぞれ第5条と第6条の基礎になったと考えられる。このうち第1項については、後半部が削除されてはいるものの、比較的原案に忠実であり、修復工事の責任者の問題に解決を与えようとするカベロの目的は達成されたといえる。³⁷⁾ それに対して、第2項を基礎としたマドリッド宣言の第6条では、国内における保存団体の協力関係にしか言及されておらず、国際保護連盟の設立 (あるいはそれに付随した行政機構の改善と保存団体の評価) というカベロのもう一つの目的は実現しなかったといえる。

しかし、カベロの勧告案の中で出席者たちの注目を引いたのはむしろ第2項、とりわけ国際保護連盟の設立だった。アメリカのトッテン (George Oakley Totten, Jr., 1866-1939) は次のように述べている。

「私は記念建造物の保存と修復のための国際組織を持つべきだというカベロ氏の意見に全面的に賛成である。記念建造物の国籍がどこであろうと、それが如何なる時代に属しようと、芸術を真に崇拝する者たちにとって、それらは狭い国境の中に閉じこもってはいない、な

「ぜなら芸術に祖国というものはないからである。」³⁷⁾

それにもかかわらずこのアイデアが採用されなかった理由は如何なるものだったのか。一つには国際組織の必要性に各国の認識の相違があったことがあげられる。カベロは次のように述べている。

「他の国々では、国家の記念建造物にもたらす損傷を回避する為のこうした国家的保護について、我々と同じだけの必要性を感じていないことも認める。」³⁸⁾

もう一つは国際組織の設立は時期早々という考えである。フランスのプピネル

(Jacques-Maurice Poupinel, 1855-没年不明) は次のように述べている。

「学会、考古学会および記念建造物友の会の団結が各国で望まれつつある。これらの団体が各国で国家連盟をつくり、その統合が国際連盟となるべきである。」³⁹⁾

マドリッド宣言には、むしろ、このプピネルの意見が反映されているともいえるかもしれない。

このように国際建築家会議においては、保存のための国際的組織への関心はあったものの未だ現実的な段階にはなかったといえる。こうした背景には国際建築家会議自体がもつ内部不和もあったのかもしれない。何れにしても現代のイコモスのような機関が実現するには未だ機が熟していなかったわけであり、その意味においてカベロ案の採択過程には国際建築家会議における国際協力関係の限界を窺い知ることができる。

第5節 小結

以上、マドリッド宣言の第5条と第6条が形成される過程を、第3会議以降の議論を検証することで明らかにした。以下に本章で明らかになったことをまとめる。

国際建築家会議における記念建造物保存の議論は、第3回会議のガイミューラーによる議題書の提出を端緒とし、それ以後の会議では継続して取り上げられるようになった。会議では、理論、教育、法律、協力関係等、幅広い観点から議論が交わされ、その成果は勧告として発布された。一方で会議では採択された勧告に対して反論が出されることもしばしばだった。とりわけ「法律の統一」と「修復の責任者」についての反論を検証することによって、これらに関する勧告が必ずしも会議参加者全員の共通認識とはなっていないことを示し、カベロ案提出の背景には、こうした未解決の課題が残された状況があったことを明らかにした。

また、カベロの勧告案を検証することにより彼の2つの目的を明らかにした。まず一つは、それが既存の行政的施策に関わる諸問題の総合的な解決を意図していたことである。

とりわけ、第5条に示された修復建築家の「国家資格制度」に関する提案は、第5回会議より議論されてきた「修復の責任」を巡る問題について解決を与えようとするものだった。カベロ案のもう一つの意図は、公的委員会、建築家、民間保存団体の組織的な協力関係の確立であり、その理想型として描かれたのが「国際保護連盟」であったと考えられる。この提案に対する会議の反応は好意的だったが、その反面実現不可能とする見解が多く、結果的に「各国の民間団体の協力」のみを推奨するという、いくぶん縮小したかたちで採択された。こうしたカベロ案採択の経緯からは、国際建築家会議における文化遺産保存に関する国際協力関係の限界を窺うことができる。

第4章 註

- 1) 拙稿「国際建築家会議における建築保存論の変遷-マドリッド宣言(1904年)の成立過程の考察(1)-」(『日本建築学会計画系論文集』692号、2013.10)。
- 2) 第6回会議の議事録によれば、カベロはマドリッド出身の建築家で、その肩書きは「公教育美術省建築家、法務宗教省建築家、スペイン旅行協会会員、シウダ・ロドリゴ大聖堂の修復建築家」である。こうした多彩な経歴も彼の勧告案に反映されていると考えられる。
- 3) カベロはこのガイミュラーの議案書の提出を国際建築家会議における記念建造物保存修復の議論の発端とみなしている。なお、1878年7月29日から8月3日にかけてパリで開かれた第2回国際建築家会議では、第1議題として「公的・私的建築の現状：国民性の影響と歴史的記念建造物の保存」が取り上げられたが、ここでは、シルバ(Joaquim Possidónio Narciso da Silva, 1806-1896)によるポルトガルの記念建造物の紹介と、フランスのノール県建築家協会 la Société des architectes du département du Nordによるノール県内の記念建造物の紹介にのみに終わっており、保存修復に関する議論はみられない。なお、第3回会議議事録はインターネット上 (<http://archive.org/index.php>)で入手した版を参照している。
Congrès international des architectes (3e : 1900, Paris), Congrès international des architectes, troisième session tenue à Paris du 17 au 22 juin 1889, organisation, compte-rendu et notice, Exposition universelle internationale de 1889, Paris, Imprimerie Chaix, 1896.
- 4) 議事録の会則によれば、参加者たちは事前の申請によってその他の協議事項を希望することもできた。
- 5) Congrès international des architectes (3e : 1900, Paris), op.cit.,p.232
- 6) Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), cinquième session tenue a Paris du 29 juillet au 4 aout 1900 organisation compte rendu et notices (1906), Paris, Impr. Chaix, 1906,p.172
- 7) ガイミュラーは第3回会議の議案書の中で、講習会の所要時間について前半は二時間、後半は30分としているが、第5回会議の勧告案で「およそ27分」に変更した理由については不明である。
- 8) ガイミュラーが新たに「かけがえのない国家の遺産」と「美学および技術革新の観点から見た建築の発展において、信頼できる指標となるもの」という2つのキーワードを強調した背景には、この『古き記念建造物と遺構の保存』の存在があったように思われる。このガイドラインは、スコット(George Gilbert Scott,1811-1878)が1861年に発表した論文「古き記念建造物と遺構の保存について」に基づくもので、ガイミュラーの勧告案で言及されている「古い建物の修復を推進するための一般的勧告 General advice to promoters of the restoration of ancient buildings」と「古い建物の修理・修復に携わる職人のための助言 Hints to workmen engaged on the repairs and restoration of ancient buildings」は本書を構成する2つの章である。とりわけ「古い建物の修復を推進するための一般的勧告」の第15項「古建築の歴史的価値」には次のような記述があり、ガイミュラーの主張との共通点が認めら

れる。

「古教会やその他の建物の取り扱いにおいて、それらは単によく修理されるのではなく、我が国の古美術の真正な標本 authentic specimen として保存されるべきである。一つ一つの古建築には歴史的価値があり、それはその建物のオーセンティシティが損なわれると失われてしまうことを肝に銘ずるべきである。」(Royal Institute of British Architects, Sessional Papers of the Royal Institute of British Architects, London,1864,p.3) ガイミュラーが新たな勧告案の作成に際して『古き記念建造物と遺構の保存』を手本とした教育を想定していたことが窺える。

- 9) ガイミュラーは第3回会議の議案書の中でも、講習会の後半部ではこの2つのテキストを用いることを推奨している。
- 10) この修正に対し、ガイミュラーは「かけがえのない国家の遺産」及び「美学および技術革新の観点から見た建築の発展において真正な指標」という2つの表現を勧告の文章中に取り入れるよう訴えている。これに対しリュカは「勧告文には今の主張の本質を要約しようと努力します」の述べ、さらに議事録には勧告だけでなく採択までの経緯が記されることを説明し、ガイミュラーの了承を得ている。
- 11) Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), op.cit.,p.304
- 12) 議事録の肩書きによれば、アルマンは建築家ではなく、フランス建築家共済金庫 la Caisse de defense mutuelle des architectes français の法務顧問を務めるパリ控訴院の弁護士である。
- 13) アルマンは、指定制度以外に、取用ではなく所有者との協力によって修復・保存を成功させたブリュッセルのグランプラスの例を賞賛している。
- 14) Ibid.,p.304
- 15) 「国際建築家会議常任委員会」は、、
- 16) Ibid.,p.304
- 17) これはフランスの「歴史的記念建造物委員会」のような組織をさしていると考えられる。当時の主要国の公的委員会については以下の通りである。ベルギーでは1835年に王立モニュメント委員会 Commission Royale des Monuments が設置された。スペインでは1844年にモニュメント中央委員会といくつかの地方委員会が設置された (Comision Central と Comisiones Provinciales de Monumentos)。のちにサンフェルナンド王立アカデミアに吸収された。ドイツ諸国においては、がプロイセンにおいては1891年に地方委員会と地方保存官が任命されたイタリアでは1889年に美術総監督官12人が国内各地方におかれ、1891年にはモニュメント保存地方事務所が設立された。オーストリアでは1850年に記念建造物研究保存中央委員会を設立した。
- 18) Ibid.,p.304
- 19) カイペルスのこの時の肩書きは、「オランダ政府建築家、国立美術館設計者、フランス学士院会員、王立英国建築家協会名誉会員、ベルギー中央建築家協会名誉会員」などである。
- 20) フランス法は4章18条からなる。ボンシュテッドがここで言及しているのは主に次の3項目と考

えられる（各条文については、Challamel, Jules, Loi du 30 mars 1887 sur la conservation des monuments historiques et des objets d' art : étude de législation comparée, F. Pichon, Paris, 1888, pp.27-29、を参照した）。

第1条：公人もしくは私人の所有する元来の不動産 *immeubles par nature*、あるいは不動産の定着物 *immeubles par destination* の保存が、歴史および芸術の観点から見て国益となる場合、その全体もしくは一部分は公教育・美術省によって指定される。

第3条：私人が所有する不動産は公教育・美術省の省令によって指定されるが、それは所有者の同意がなければ行うことはできない。この指定行為の解釈と実行について異論があった場合には、裁判所への訴えがなければ、公教育・美術省が決定を下す。

第5条：公教育・美術省の大臣は1841年5月3日の法に従い、記念建造物の収用を、たとえ私的所有者によって指定の申し出が拒否された物件であっても、遂行できる。同様に、巨石建造物及びそれが建てられていた土地についても収用することができる。

21) *Ibid.*,p.74。なお、これに関連する意見としてはカイペルスのものが挙げられる。「学校では芸術への愛、美しさへの愛を育てなくてはならない。(中略)法律によって記念建造物を守ることはできる。しかし愛に勝るものはない。それには美しさへの愛、芸術への愛を喚起するための趣味 *goût* を形成することである。これは子どもたちに美しさの概念を教え込む教育にかかっている」と述べている。

22) 「本会議は、参加諸国の様々な組織に配慮し、国際式の勧告によって結論を得た。」(p.285)

23) 各国の代表的な法律の制定年。

24) *Ibid.*,p.89

25) *Congrès international des architectes* (6e : 1904 : Madrid, Spain), *Congrès internationale des architectes, sous la haute protection de S.M. le roi d'Espagne et le patronage du gouvernement sixième session tenue à Madrid du 6 au 13 avril 1904. organisation. compte rendu et notices* (1906), Madrid, J.Sastre y c.a,1906, p.163。

参加者リストによれば、第6回会議には Vincent Artigas y Alberti と Joseph Artigas y Ramoneda が出席しているが、議事録からはこの発言がどちらのアルティガスによるものか特定できない。なお、この時の両者の肩書は、前者が「バルセロナ建築学校助教授」、後者が「バルセロナ高等建築学校教授、ピック教区建築家」である。

26) 反対者は皆、地方の建築家である。議事録によれば、マンヴィエルはボルドーの建築家で所属は「ボルドー地方建築家協会、フランス中央建築家協会、フランス建築家共済金庫」、ルクールはルーアンの建築家で肩書き及び所属は「下セーヌ県協会副会長、フランス建築家地方連合 *Association provinciale des architectes français*、フランス建築家共済金庫、フランス建築家同業者支援協会 *Société d'assistance confraternelle des architectes français*」、ドニーズの所属は「リールボンヌ地方建築家協会」である。この反論からは、フランスの地方建築家が保存事業における中央集権的な体制に対して抱いていた不信

感を窺い知ることができる。

27) Congrès international des architectes (5e : 1900, Paris), op. cit.,p.285

28) Congrès international des architectes (6e : 1904 : Madrid, Spain) , op.cit.,p.157

29) Ibid.,p.166

30) Ibid.,p.163

31) Ibid.,p.278

32) Ibid.,p.280

33) Ibid.,p.278

34) Ibid.,p.279

35) Ibid.,p.165

36) これにはポルトガルのアダインス・ベルムデス(Arnaldo Redondo Adães Bermudes,1864-1948)とスペインのフアン・バウティスタ・ラザロ (Juan Bautista Lázaro de Diego,1849-1919) が賛成の意を表明していた。

37) Ibid.,p.156

38) Ibid.,p.164。さらにカベロは次のように続けている。

「ただし、特別なケースや、誰がみても重要である記念建造物が問題である際に、これらの全く特別な状況の中で歩むべき道と用いるべき方策について介入し指導できるような一つの国際連盟を設立することは、承認されてもいいと考えます。」

39) Ibid.,p.156

第 5 章

結論

本研究はマドリッド宣言の成立過程に関して、これまで参照されてこなかった国際建築家会議発行による議事録を参照し、1867年に開かれた第1回国際建築家会議から1904年の第6回国際建築家会議までの会議の内容及び議論を分析することによって、以下のことを明らかにした。

*

第2章「国際建築家会議に関する分析と考察」では、国際建築家会議の起源と沿革、組織機構、参加者と参加国、会議のプログラムとで話し合われた議題を分析することにより、国際建築家会議についてこれまで明らかにされていなかった次の点を明らかにした。

国際建築家会議はフランス中央建築家協会の主催によって1867年にはじまり、その後、各国の代表者による常任委員会の発足とともに主催者がかわり、1939年の第15回会議まで存続した。当初、会議は中央協会の活動を国内外にアピールすることを主たる目的として企画された非公式の会議だったが、第2回会議以降は19世紀中頃から頻繁に開催されるようになった万国博覧会とむすびつくことによって、政府公認の下に開かれるようになった。また会議の公認化に伴い組織機構も整えられた。会議の企画と準備を行う「組織委員会」の幹部は美術アカデミーの会員が着任していた。また「後援委員会」を組織することで政府関係者や海外の建築家を主催者側にとりこんでいた。第1回会議では100名程度だった参加者も政府公認化にともない増加し、250から500名ほどが参加するようになった。海外参加者も次第に増加した。参加者の多くは建築家だが、数は少ないものの芸術家や作家、学者、雑誌編集者、学生などもいた。会議では毎回複数の議題が設定されて話し合われた。会議における主要な議題は「教育」「職能」「資格」「芸術的所有権」だった。記念建造物の保存修復に関する問題は第3回会議より話し合われるようになった。第6回会議では議題2として優先的にあつかわれた。国際建築家会議は設定された議題について議論と審議を重ね、会議としてまとまった一つの結論に達した場合は「勸告 vœux」を發布していた。

*

第3章「マドリッド宣言の成立過程における建築保存論の変遷」では、マドリッド宣言の第1～4条に焦点をあて、保存修復の「理論」をめぐる議論が第4、5回会議を通じて如何に展開されマドリッド宣言の採択に至ったのかを検証し、以下のことを明らかにした。

国際建築家会議は、1897年の第4回会議以降、建築保存論の問題を取り上げて審議しており、既に第4回会議において1つの結論に達していた。それは記念建造物に手を加えることに保守的な姿勢を示したベルギーの建築家デワールの提案を基礎としたもので、保存における構造補強や修復における様式の統一を否定しており、マドリッド宣言の保存の考え方とは大きく異なるものだった。しかし、採択はされたものの、この決議には当初から批判も存在していた。1つは、歴史的建造物の保存修復に関する問題を一般原則によって

解決することは難しいとする見解である。この意見をふまえて、第4回会議は、記念建造物の保存には各状況に応じた措置が必要であるとする決議をデワールの提案とともに採択した。もう1つは、デワールの反修復的態度に対するカイペルスの批判である。彼は、デワールが非難するところの構造的欠陥の改善が、建築の保存において必要不可欠であることを強調した。また、記念建造物が本来何らかの「要求」に応えるために建てられたことを理由に、当初の作者の理念を尊重した修復の必要性を訴えた。こうしたカイペルスの批判は、勧告として採択はされなかったが、マドリッド宣言の保存理念に通ずる考え方を既に認めることができることから、国際建築家会議が修復容認へと転換する契機になったと考えられる。

マドリッド宣言に示された建築保存論は、こうした前々会議から続く議論の蓄積の上に成立したものであった。クロケの提案に示された保存における構造補強の必要性の訴えや、修復において記念建造物の「本来意図された目的」を尊重する態度には、カイペルスからの影響が窺える。しかし一方で、マドリッド宣言には、有用性や統一性、各部分の均整を美しさの要因とみるクロケ自身の建築美論が反映されている。すなわち、クロケはデワール案への批判と彼自身の建築論から新たな保存の原則を案出し、これによって国際建築家会議における修復保存の問題に1つの解決を与えたと考えられる。

*

第4章「マドリッド宣言の成立過程における行政的施策に関する議論の変遷」では、マドリッド宣言の第5、6条に焦点をあて、保存修復の「行政的施策」に関する議論が第3、4、5回会議を通じて如何に展開されマドリッド宣言の採択に至ったのかを検証し、以下のことがらを明らかにした。

国際建築家会議における記念建造物保存の議論は、1889年の第3回会議におけるガイミューラーによる議題書の提出を端緒とし、それ以後の会議では継続して取り上げられるようになった。これらの会議では、建築保存論の問題だけでなく、行政的施策の問題について教育、法律、協力関係等、幅広い観点から議論が交わされ、その成果は勧告として発布された。一方で会議では採択された勧告に対して反論が出されることもしばしばだった。とりわけ「法律の統一」と「修復の責任者」についての反論を検証することによって、これらに関する勧告が必ずしも会議参加者全員の共通認識とはなっていないことを示し、カベロ案提出の背景には、こうした未解決の課題が残された状況があったことを明らかにした。

また、カベロの勧告案を検証することにより、そこに意図された2つの目的を明らかにした。まず一つは、それが既存の行政的施策に関わる諸問題の総合的な解決を意図していたことである。とりわけ、第5条に示された修復建築家の「国家資格制度」に関する提案は、第5回会議より議論されてきた「修復の責任」を巡る問題について解決を与えようと

するものだった。カベロ案のもう一つの意図は、公的委員会、建築家、民間保存団体の組織的な協力関係の確立であり、その理想型として描かれたのが「国際保護連盟」であったと考えられる。この提案に対する会議の反応は好意的だったが、その反面実現不可能とする見解が多く、最終的には「各国の民間団体の協力」のみを推奨するという、いくぶん簡略化されたかたちで採択された。こうしたカベロ案の採択の経緯からは、国際建築家会議における文化遺産保存に関する国際協力関係の限界を窺うことができる。

これらの一連の検証に基づくマドリッド宣言の国際憲章としての性質としては次のことがいえるだろう。すなわち、クロケの提案とカベロの提案がともに既存の課題に対する解決策として提示され採択されたものであることから、マドリッド宣言は国際建築家会議における記念建造物保存の議論の1つの集大成と捉えることが可能である。その一方で第一次大戦以前の時代背景とフランス主導という偏りを考えると、マドリッド宣言は1964年のヴェニス憲章における国際的協調理念には未だ及ぶものではなかったと考えられる。しかし逆に言えば、国際連盟や国際連合と言った国際的組織が具現化する以前に、記念建造物保存の理念と実践において国際協調を指向した点にマドリッド宣言の卓越した先見性が認められるのである。また本研究により国際建築家会議では記念建造物保存にむけて実に多様なテーマについて議論が交わされていたことが明らかになったが、これらのテーマがいずれもアテネ・ヴェニス憲章で結実するものであることにも注目すべきだろう。このことは現代の国際憲章のテーマの大枠がマドリッド宣言の成立過程において既に形成されていたことを示唆しているように思われる。

資料編

DE LA RESTAURATION DES MONUMENTS

4e Congrès Internationale des
Architectes Bruxelles, 1897

記念建造物の修復について¹

第4回国際建築家会議、ブリュッセル
(1897年)

Doit-on dans la restauration des
monuments :

記念建造物の修復において ;

a) Respecter ou corriger le erreurs, les fautes
de construction des anciens?

a) 先人の構造的な誤りや欠陥は尊重するべき
か、それとも訂正すべきか?

b) Compléter leur œuvre dans ses parties
inachevées?

b) 先人の作品の未完部分は仕上げるべきか?

c) Supprimer certains parties de construction
ou d'ameublement pour des raisons
d'unification de style?

c) 様式統一のために構造物や家具調度の一部
を取り除くべきか?

Il n'est pas prudent d'établir des règles trop
radicales pour restauration des monuments,
il convient d'examiner chaque cas et de lui
donner la solution qu'on croit la meilleurs en
s'inspirant toutefois des principes suivants :

記念建造物の修復のための急進的すぎる規範
を確立することは軽率である、各ケースを検討
し、それでも以下の諸原則を考慮しながら、最
善と考えられる解決策を与えることが適切で
ある。

En ce qui concerne les erreurs, les fautes de
construction des anciens, le congrès émet
l'avis que les stades de la technique du
batiment caractérisent le diverses époques
au même titre que les modification de la
forme artistique et qu'il serait, en
conséquence, condamnable de disjoindre les
facteurs qui coopèrent au style architectural
d'un edifice en voulant améliorer, disons

先人の構造的な誤りや欠陥に関して、本会議
は、建物の技術的諸段階が芸術的フォルムの変
化と同じように異なる時代の特徴を示してお
り、従って、当初の要素の改善、すなわち現代
化、を望むことで、建物の建築的様式を生み出
している諸要因を引き離すことは非難される
べきである、という見解を表明する。

1

moderniser, les elements primitifs.

Doit-on completer leur œuvre dans ses parties inachevées?

Oui, a decide le Congrès, si le monument a des facteurs simples peu nombreux et s'ils se trouvent dans un état de construction tel que nul doute ne soit possible à leur égard ; non, si le cas est douteux.

La plupart de nos anciens monuments portent l'empreinte des styles qui se sont succed depuis leur édification. Cette diversité meme leur donne un charme que l'on perdrait sans compensation suffisante en sacrifiant ces adjonctions successives. On ne doit donc pas supprimer certaines parties de construction ou d'ameublement pour l'unique raison d'unification de style.

Le Congrès a émis, en outré, le vœu que les dispositions les plus completes soient prises dans tous les pays pour établir l'inventaire, amener définitivement la conservation et le classement des monuments, des objets d'art qu'ils contiennent, ainsi que des découvertes faites à la suite de fouilles, etc.

Le Congrès souhaite que l'unification des legislations existants soit faite dans le plus bref délai possible pour amener ce résultat.

こうした作品の未完成部分は仕上げるべきか？

もし記念建造物が単純かつ少数の諸要素から構成され、またそれが完成可能であるような状態にあるならば、完成されるべきである；しかしこの要件が疑わしいものなら、完成は控えなくてはならない、と会議は結論づけた。

古い記念建造物の多くは建立以来継承されてきた諸様式の跡を残している。この多様性は記念建造物に1つの魅力をあたえているが、もしこれら付加物を十分な補償なしに犠牲にしたならば、その魅力は失われてしまうだろう。従って、様式統一のために構造体の一部や家具調度の一部を取り除いてはならない。

本会議は、加えて、目録を作成し、記念建造物及発掘による発見物等を含む美術品を確実に保存し指定する為に最良の措置が諸国で取られる勧告を發布した。

本会議はこの決議を実現するために現行の法律が可能な限り早急に統一されることを望む。

DE LA CONSERVATION DES
MONUMENTS

5e Congrès Internationale des
Architectes, Paris, 1900

記念建造物の保存について²

第 5 回国際建築家会議、パリ (1900 年)

De la conservation des monuments.

記念建造物の保存について

Le Congrès émet le vœu que place soit faite dans les écoles d'architecture de tous les degrés a l'étude, même sommaire, des monuments du passé et aux moyens de parer a leur destruction; laissant le soin de leur conservation ou de leur restauration, s'il y a lieu, et des travaux a ce nécessaires, aux commissions spéciales.

本会議は、過去の記念建造物及びその破壊を防ぐための方法を簡潔に学ぶ場が、すべての教育段階の建築学校に設けられること；過去の記念建造物の保存あるいは修復、そして必要ならば、その為に必要な工事の監督が専門委員会に任される勧告を發布した。

Il est bien entendu que, si le mode de restauration est confié a des commissions, la responsabilité artistique doit rester absolument a la charge de l'homme de talent auquel cette restauration sera confiée.

また当然ではあるが、修復の方針が委員会に任されたとしても、修復の芸術的責任は、如何なる場合も、この修復事業を任される才能ある人物に残されなくてはならない。

2

DE LA CONSERVATION ET RESTAURATION DES MONUMENTS

6e Congrès Internationale des Architectes, Madrid, 1904

記念建造物の保存と修復

第6回国際建築家会議、マドリッド
(1904年)

1. Monuments may be divided into two classes: dead monuments, i.e. those belonging to a past civilization or serving obsolete purposes, and living monuments, i.e. which continue to serve the purposes for which they were originally intended.

2. Dead monuments should be preserved only by such strengthening as is indispensable in order to prevent their falling into ruin; for the importance of such a monument consists in its historical and technical value, which disappears with the monument itself.

3. Living monuments ought to be restored so they may continue to be of use, for in architecture utility is one of the bases of beauty.

4. Such restoration should be effected in the original style of the monument, so that it may preserve its unity, unity of style being also one of the bases of beauty in architecture, and primitive geometrical forms being perfectly reproducible. Portions executed in a different style from that of the whole should be respected, if this style has intrinsic merit and does not destroy the aesthetic balance of the monument.

1 記念建造物はふたつの種類に分けられる。死んだ記念建造物、それらは過去の文明に属しているか、あるいはもう廃れてしまった目的に仕えているものである。生きた記念建造物、それらは本来意図された目的に仕えつづけているものである。

2 死んだ記念建造物は、廃墟と化してしまうのをくい止めるために、必要な諸部分を補強することによってのみ保存されるべきである。なぜならこのような記念建造物の重要性は、その歴史的・技術的価値にあり、それらの価値は記念建造物自体とともに消滅してしまうものだからである。

3 生きた記念建造物は、使われ続けるように修復されるのが適切である。なぜなら建築にとって、有益性は美しさの根拠のひとつである。

4 このような修復は、記念建造物はその統一性を保持できるように、本来の様式によってなされるべきである。なぜなら、様式の統一もまた、建築にとって美しさのもう1つの根拠であり、また基本的な幾何学形態は完全に再現することが出来るからである。もし、全体とは異なる様式でつくられた部分が本質的な長所を有しており、この記念建造物の審美的均衡を崩さないのであれば、この部分は尊重されるべきである。

5. The preservation and restoration of monuments should be entrusted only to architects 'diplome□ par le Gouvernement', or specially authorized and acting under the artistic, archaeological, and technical control of the state.

6. A society for the preservation of historical and artistic monuments should be established in every country. They might be grouped for common effort and collaborate in the compilation of a general inventory of national and local

5 記念建造物の修復と保存は、「国家資格を得た」建築家か、あるいは特に権限を与えられ、国家による美的・考古学的・技術管理下で働く建築家のみ、委ねられるべきである。

6 歴史的、美的記念建造物を保存するための団体を各国につくるべきである。彼らは、国そして地方の財産の目録作成に際して、共通の努力のために一団となり、共同して働くだらう。

VŒUX DU CONGRÈS DE PARIS

パリ会議の勧告

Congrès international pour la protection des œuvres d'art et des monuments, Paris, 1889

国際美術品及記念建造物保護会議、
パリ（1889年）

I. DÉCISION FUSIONNANT LE COMITÉ INTERNATIONAL DES MONUMENTS AVEC LE COMITÉ D'ORGANISATION DU CONGRÈS ADOPTÉE DANS LA SEANCE DU LUNDI 24 JUIN 1889.

I 1889年6月24日会議で採択された記念建造物委員会と本会議の組織委員会の合併

Les pouvoirs des Comités nationaux et internationaux d'organisation du Congrès expirant avec l'ouverture du Congrès, M. Charles NORMAND propose d'en perpétuer l'existence en les fusionnant avec les Comités nationaux et internationaux d'Amis des monuments : il montre l'utilité d'une grande organisation de ce genre, permanente et internationale; en ce cas *l'Ami des monuments*, continuant à être l'organe des Comités nationaux et internationaux des monuments, servira de lien commun entre les artistes, savants et amateurs de tous pays.

本会議の国内組織委員会および国外組織委員会の執行部は開会式とともにその役目を終えたので、シャルル・ノルマン氏はそれらの存在を永続させ、モニュメントの友の国内国外委員会とそれらを合併させることを提案した：彼はこの分野において永続的で国際的な巨大組織の有益性を示した；それが実現する際には、国内および国外委員会の機関誌であり続けている *l'Ami des monuments* が全国の芸術家、学者、アマチュアにとっての交流の場として役立つだろう。

A l'unanimité le Congrès adopte la proposition.

満場一致で会議はこの提案を可決した。

II. NÉCESSITÉ DE DRESSER PROCÈS-VERBAL DES ŒUVRES RESTAURÉES.

II 修理報告書作成の必要性

Sur la proposition de M. Eugène Müntz, le Congrès émet le vœu qu'à l'avenir, ainsi que cela se pratiquait à l'époque de la Renaissance, toutes les

Eugène Müntz 氏の提案に基づき、本会議はモニュメントに手を加えるときは必ず、それが建築であっても、彫刻であっても、絵画であつ

fois que l'on touché à un monument, soit d'architecture, soit de sculpture, soit de peinture, l'auteur de la restauration, assisté d'une commission, composée d'archéologues, peintres, sculpteurs, architectes et hommes de l'art, dresse un procès-verbal relatant dans le plus grand détail l'état de ce monument avant et après la restauration. Il serait à souhaiter que des photographies représentant le monument dans ses différents états, fussent jointes à ce document, et qu'un double exemplaire en fût déposé dans les archives publiques et dans le monument.

III. SAUVEGARDE DES FENÊTRES À MENEAUX PAR UNE APPLICATION MODÉRÉE DES RÈGLES FISCALES

Sur la proposition de MM. HORISIN DÉON, et CHALLAMEL, le Congrès émet le vœu que des instructions spéciales soient adressées aux agents des contributions directes pour que, dans l'établissement des rôles de l'impôt des portes et fenêtres il soit fait une application bienveillante des règles fiscales aux fenêtres à meneaux des bâtiments anciens, de façon que les propriétaires de ces bâtiments n'aient pas intérêt à supprimer les meneaux des dites fenêtres pour payer une contribution moins élevée.

IV. CONSERVATION DES OEUVRES D'ART DANS LES CAS DE DÉMOLITION.

ても、修復者は、考古学者、画家、建築家、芸術家から組織された委員会の援助を受け、そのモニュメントの修復前と修復後の状態についてできるだけ詳細に記述した報告書を作成することを望む。

報告書には様々な状態にある写真、その説明文、また関連するアーカイブについて記載があることが望ましい。

III 課税緩和による方立の保護

Horsin Déon 氏と Challamel 氏の提案に基づき、本会議は、戸窓税の目録作成において古建築の方立てへの優遇措置が取られ、これら建築の所有者たちにとって税の支払いを抑えるためこれらのマリオンを破壊することが利益とならないよう、直接貢献できる機関に特別な指示が送られることを望む。

IV 取り壊しの危機にある美術品の保存

Sur la proposition de M. Eug. SAINT-PÈRE, le Congrès émet le vœu qu'en cas de démolition par suite d'expropriation ou toute autre cause, l'administration compétente prenne l'initiative de faire exécuter et déposer dans des collections publiques des dessins et, en cas de besoin, des moulages, des photographies, etc., pour conserver le souvenir de tout édifice ou œuvre d'art, public ou privé, pouvant présenter un intérêt artistique ou archéologique.

V. L'AMPHITHÉÂTRE GALLO-ROMAIN DE LUTÈCE ET L'EXPOSITION UNIVERSELLE.

Sur la proposition de MM. Charles READ et TRANCHANT, le Congrès, constatant le haut intérêt que présentent les Arènes de Paris, félicite le Conseil municipal de la généreuse initiative qu'il a prise pour la mise en lumière et la conservation de ce monument. Il émet le vœu que des mesures soient prises pour que les ruines et le musée constitués dans leur enceinte puissent être visités par le nombreux public que rassemble l'Exposition universelle.

VI. ORGANISATION DE LA CROIX ROUGE. PROTECTION DES MONUMENTS ET OEUVRES D'ART EN TEMPS DE GUERRE.

Sur la proposition de M. Charles NORMAND, le Congrès, établissant que les monuments d'art

Eug. Saint-Père 氏の提案にもとづき、本会議は、収用やそのほかの原因によって破壊の危機にある場合、公的であれ私的であれ芸術的あるいは歴史的価値を有している建造物全体あるいは美術品全体の記憶を保存するためにも、行政当局は率先して図面、必要であれば、その複製や写真を登録簿に記録することを望む。

V ルテティアのガロ・ロマン時代の円形闘技場と国際博覧会

Charles Read 氏 と Tranchant 氏の提案にもとづき、本会議は、パリの諸闘技場のもつ高い価値を認め、このモニュメントを明るみにして保存したパリ市評議会の率先した行動を讃える。本会議はこれらの内部の廃墟や美術館は、国際博覧会に集まった多くの公民たちが訪れることができることを望む。

VI 赤十字の設立。戦時下のモニュメントおよび芸術品の保護

シャルル・ノルマン氏の提案に基づき、本会議は、芸術モニュメントが全人類に属することを

d'objets d'art propres à former le goût, indiquant les différents styles et les époques artistiques des œuvres représentées

XI. CRÉATION D'UNE PUBLICATION

INTERNATIONALE DESTINÉE À ENTRE EUX ARTISTES ET SAVANTS DE TOUS LES PAYS.

M. GRAUL, directeur de la Société des arts graphiques de Vinne, ayant proposé d'émettre un vœu relative à la publication d'un recueil international consacré aux œuvres d'art de tous pays, M. Charles NORMAND fait observer que tel est précisément le programme de *l'Ami des monuments* depuis sa récente extension; il promet de tenir au mieux compte des désirs du Congrès en donnant des soins particuliers à cet organe du Comité des monuments, fusionné par décision du Congrès avec le Comité de patronage du Congrès.

XII. CRÉATION D'ARCHIVES

INTERNATIONALES DES DESSINS HISTORIQUES D'ARCHITECTURE.

Sur la proposition de M. DE GUYMÜLLER, le Congrès émet les vœux suivants :

1° Vœu pour la formation de collection d'anciens dessins d'architecture.

2° Vœu pour que, dans les différents pays, on désigne quelques personnes qui, sous la protection du chef de

XI

全国の芸術家と研究者を繋ぐ国際雑誌の発行

Graul 氏、ウィーングラフィックアート協会会長、は全国の美術品を取りあげた国際刊行物の発行に関する提案を行い、シャルル・ノルマンは、それがまさに活動領域を広げた *l'Amis des monuments* の政策と一致するという見解を示した;シャルル・ノルマンは会議の希望を考慮し、会議の決定によって、後援委員会と合併したモニュメント委員会の機関誌となるこの刊行物に特別配慮することを約束した。

XII 歴史的建築図面の国際アーカイヴの設立

ガイミュラー氏の提案にもとづき、本会議は次の勧告を発する。

1 建築に関する古い図面のコレクションを作成すること。

2 各国において、国家の庇護のもと、個人および王族のコレクションの中から建築に関する

l'État, soient chargées par lui de la mission de rechercher dans les collections particulières et principales les anciens dessins d'architecture avec mission de les faire photographier.

3° Vœu de procéder à un échange de ces photographies, de ces dessins et de ceux des collections publiques afin de pouvoir reconnaître les auteurs de ces dessins et de préparer une publication internationale.

4° Vœu pour la publication des plus importants de ces dessins tant au point de vue des monuments, des maîtres, ou de l'intérêt de l'histoire et de l'art qu'il offrent.

る古い図面を調査しそれらを写真におさめる任務を、国から数名任命すること。

3 これらの図面の作者の国際的な認知の助けとなるために、写真、図面、国家コレクションの図面の交換を行うこと。

4 これらの図面の中で、モニュメント、職人、あるいはそれらがもつ歴史的、芸術的価値の観点から見て非常に重要なものは公表すること。

XIII. ÉTABLISSEMENT DE DIPLOMES DE RESTAURATEURS DE TABLEAUX.

Sur la proposition de M. HORSIN DÉON, le Congrès émet le vœu que des concours de restauration de peinture soient organisés et que les restaurateurs dont la capacité aura été reconnue reçoivent un diplôme qui la constate.

X III 絵画修復の資格の制定

Horsin Dèon 氏の提案にもとづき、本会議は、絵画修復の試験が設定され、その能力が認められた修復家に免状を授与することを望む。

XIV. VŒU POUR L'ENTRETIEN DES PEINTURES.

Sur la proposition de M. HORSIN DÉON, le Congrès émet le vœu que les anciennes peintures, précieuses pour l'histoire de l'art, dont un grand nombre sont menacées de destruction, soient l'objet de travaux de consolidation; le Congrès émet le vœu qu'elles soient

X IV 絵画維持の要望

Horsin Dèon の提案にもとづき、本会議は、美術史上貴重でありながら、その多くが破壊の危機に瀕している古い絵画が、補強工事の対象となることをのぞむ; 本会議は、古き絵画が建築のモニュメントに存在している古き絵画と

reproduites pour former une collection analogue à celles qui existent des monuments d'architecture.

類似したコレクションをつくるために複製されることを望む。

XV . TRAVAUX DE RESTAURATION DES MONUMENTS D'ARCHITECTURE.

X V 記念建造物の修復工事

M. Jules PERIN, avocat à la Cour d'appel de Paris (docteur en droit et archiviste paléographe), l'un des secrétaires du Congrès, propose de compléter le vœu formulé dans la séance d'hier par la disposition suivante :

Jules Perin 氏、パリ高等裁判所弁護士（法学博士、古文書学者）、本会議の秘書の一人、は昨日の会議で次のような意向により作成された宣言文を完成させることを提案した：

Du choix des entrepreneurs et du mode de marché à passer avec eux.

請負業者の選定と彼らと交わすべき取引の方法について。

Les travaux de restauration des monuments historiques, exigeant des soins particuliers, rentrent ainsi dans les prévisions de l'ordonnance du 14 novembre 1887, art. 3, qui permet, dans ce cas, de n'admettre à concourir que les personnes préalablement reconnues capables par l'administration.

歴史的モニュメントの修復工事には特別な注意が必要とされ、また 1837 年 11 月 14 日付の勅令の第 3 条によれば、既に国によってその能力が認められた人物との協力のみが認められる。

L'adjudication de ces travaux n'aura lieu qu'entre ceux des entrepreneurs désignés par l'architecte et appelés par lui à soumissionner, qui auront été agréés par la Commission spécialement préposée à la surveillance de ces travaux.

これらの工事の入札は、建築家によって指名され入札資格者として認められた請負業者の間でしか行われるべきではない。またこの請負業者は工事監督を特に任された委員会にも同意されなくてはならない。

Les marchés sur série de prix devront être préférés aux marchés à forfait.

一連の料金契約は請負額で結ばれなくてはならない。

XVI. ENSEIGNEMENT DU DESSIN.

XVI デッサンの教育

Sur la proposition de M. RAVAISSON, le Congrès

Ravaisson 氏の提案にもとづき、本会議は、良

exprime le vœu que l'enseignement du dessin soit dirigé de manière à développer le goût et à préparer à l'intelligence des monuments d'art et de leurs mérites; qu'en conséquence, tout en faisant la part qui convient à des études préliminaires ou auxiliaires d'ordre mathématique, il soit surtout fondé, conformément aux traditions et aux préceptes unanimes des grands maîtres, sur la considération et l'imitation de reproductions fidèles, par la photographie, la gravure et le moulage des chefs-d'œuvre de la peinture et de la sculpture.

XVII . VŒU TENDANT A EMPÊCHER LES RÉFECTIONS DANS LES RESTAURATIONS.

Sur la proposition de M. RAVAISSON, le Congrès exprime le vœu que dans la réparation des monuments, on se borne, dans l'avenir, à ce qui est nécessaire pour les consolider, et à ce qu'exigent absolument les usages auxquels ils peuvent encore servir. Il croit de sirable surtout qu'on s'abstienne presque entièrement de refaire les sculptures et les peintures.

XVIII . REVISION DE LA LÉGISLATION SUR L'EXPORTATION DES ŒUVRES D'ART.

Sur la proposition de M. Eugène MÜNTZ, le Congrès émet le vœu que la législation relative à l'exportation des œuvres d'art anciennes dans différents pays soit

き趣味を育て芸術モニュメント及それらの美点に関する知識のためにデッサン教育が行われるべきであると望む;従ってその教育は、数学に関する初歩的かつ補足的内容をふくんだものであり、とりわけ、伝統や巨匠たちの教えに従った絵画や彫刻の傑作の写真撮影、複製、鑄造による忠実な熟考と模倣を基礎とするだろう。

XVII 修復における修理の規制

Ravaisson 氏の提案にもとづき、本会議は、モニュメントの修理が、将来的には、モニュメントを補強するのに必要なもの、モニュメントがまだ使用可能となる用途のために必須なもの、に限られることを望む。とりわけ彫刻や絵画の復原はほとんどの場合控えることが望ましい。

XVIII 美術品の輸出規制のみなおし

Eugène Muntz 氏提案にもとづき、本会議は、各国における古美術品の輸出に関する規制が、学問の普遍的利益と、国益あるいは地方益とが

soumise à une revision qui permette de concilier les intérêts généraux de la science avec les intérêts nationaux ou locaux.

両立されるよう見なおされるべきである。

XIX. VŒU DEMANDANT LA COMMUNICATION À TOUS LES GOUVERNEMENTS DES VŒUX DU CONGRÈS, EN LES PRIANT D'Y DONNER SUITE.

XX

本会議の勧告を各国政府に伝達する要望

M. Pedro AMÉRICO FIGUEIREDO et M. José VELASCO émettent le vœu, qui est adopté, que le Congrès communique, soit directement au Gouvernement de la République, soit au moyen des différents délégués aux Gouvernements étrangers, les décisions capitales et les vœux du Congrès lui-même, afin d'uniformiser le plus possible les différentes législations au sujet de la protection des monuments historiques et des œuvres d'art.

Pedro Amérigo 氏、José Velasco 氏は次の勧告を発表し、それは採択された。歴史的モニュメントと美術品の保護に関する様々な法律をできる限り統一するために、本会議は国の政府に対し、直接もしくは各国政府の代表者によって、主要な決定事項と勧告文を伝える。

XX. VŒU RÉCLAMANT LA TENUE DE CONGRÈS ANNUELS FAISANT SUITE AU CONGRÈS DE PARIS (1889), PREMIER CONGRÈS TENU POUR LA PROTECTION DES MONUMENTS ET ŒUVRES D'ART.

XX

パリ会議（1889）、第一回モニュメント及美術品保護のための国際会議につづく毎年の会議開催

Présenté par M. l'amiral Likbatchof, délégué de la Société archéologique de Moscou. (Voir p. 22.)
Sans se vanter d'avoir accompli de grandes choses, les membres du présent Congrès peuvent se séparer avec la satisfaction de pouvoir se dire qu'ils ont posé le premier jalon d'une œuvre qui ne doit pas périr

偉大なことを成し遂げたことを自慢するわけではないが、本会議のメンバーは、失われてはならないある作品についての最善の指標を提示したといえる満足とともに解散することができる。なぜならそれは例外なくすべての国々において、芸術を愛するもの、古物を愛するも

puisqu'elle tient au cœur à tous les amis de l'art, des antiquités et de la civilisation dans tous les pays du monde sans exception.

Qu'il nous soit donc permis, au moment de notre séparation, d'émettre un dernier vœu final : que ce premier Congrès des Amis des monuments de tous les pays, ne soit pas aussi la dernière de nos réunions, que nous puissions nous revoir et nous réunir à de certaines époques plus ou moins rapprochées pour reprendre la discussion et l'étude en commun des questions qui nous sont chères à tous et que nous n'avons pu qu'effleurer dans cette première réunion.

Le commencement peut paraître modeste, mais l'œuvre, si elle n'est pas abandonnée, peut prendre des dimensions considérables et atteindre des résultats pour lesquels tous les pays seront reconnaissants.

Ne nous séparons donc pas avant d'avoir exprimé nos sentiments de cordiale reconnaissance aux premiers promoteurs de l'œuvre de notre Congrès :

A la Société des Amis des monuments parisiens ; cette belle Exposition qui en fournit l'occasion; enfin au Gouvernement français et au Ministre,

Commissaire général de l'Exposition, qui ont sanctionné et facilité notre réunion.

の、文明を愛するものすべてにとって非常に重要だと思えるからである。

従ってこの会議の解散に際して、我々は最後の勧告を発することが許されよう : 全国のモニュメント愛好家の第一回会議はこれで最後ではなく、近いうちに、我々にとって非常に大事でありながら今回の会議では軽く触れる程度だった共通の問題について、議論・検討を行うために再び集まることになるかもしれない。

はじめりは地味に見えるかもしれないが、しかしこの成果は、もしそれが放棄されなければ、非常な大きな意義があり、また各国が感謝することになるような結論に達することができる。従って、我々は本会議の成果の第一のプロモータに心からの感謝の気持ちをあらわさずに解散することはできない : パリモニュメント友の会へ ; この機会を与えてくれたすばらしき今回の博覧会へ ; そして最後にフランス政府と大臣へ、万国博覧会総責任者、我々の会議を許可してくださった大臣へ。

GENERAL ADVICE TO PRO-
MOTERS OF THE RESTORATION
OF ANCIENT BUILDINGS

*Conservation of Ancient Monuments
and Remains, 1862*

古い建物の修復を推進するための
一般的勧告

『古きモニュメントと遺構の保存』
(1862)

1. Before any alteration is decided on a competent Architect should be consulted and requested himself to make careful drawings of the building with accurate measurements. Photographs should then be taken of all objects of interest, especially such as are so dilapidated and decayed that it becomes absolutely necessary to renew them either wholly or in part. In the case of Churches,—these photographs and copies of the drawings should be deposited in the Vestry, Parish Registry, or any public office in the Diocese suitable for the purpose, and the date of their consignment noted.

Before any detailed arrangements are made for the restoration, a clearance should be made, if possible, of such wall linings,—pavements,—flooring,—galleries,—high pews,—modern walls,—partitions,—or other incumbrances, as may conceal the ancient work, provided that they be clearly modern, and that their removal will not involve any interference with the structural features of the building; after which the examination of the work by the Architect engaged should be requested.

2. Careful enquiry should be made for any

1 講じるべき最初の措置、図面の保管、障害物の一掃

如何なる改変も、決定の前に、専門建築家はよく熟考し、また正確な実測によって慎重な建物の図面を作成することが求められる。従って関心のあるすべてのもの、特に大変荒廃し崩壊しそうなるために全体的あるいは部分的な改修が不可欠であるようなものは、写真におさめるべきである。教会の場合、これらの写真と図面のコピーは聖具室、教区の記録庫、あるいは目的に適したその司教管区の事務所に預けられ、その委託の日付は記録されなければならない。

修復のために如何なる細かな調整が施される前に、もし可能であれば、昔の仕事を隠し、はっきりと現代さを与えているかもしれない壁の裏打ち材、舗装道路、床板、ギャラリー、信徒席、現代の壁、間仕切り、あるいはその他の *incumbrances* のクリアランスが行われるべきである。それらを取り除くことが、建物の構造的特徴の妨げを引き起こさないだろう；その後任命された建築家による仕事の調査が要請されるべきである。

2 失われた古い作品の一部の調査

portions of church furniture—stained glass—sculpture, brasses—or other old work which may at any time have been removed from the building, with a view to their restoration to their proper place.

3. Other buildings of the same style, and probably designed by the same architect, in the neighbourhood should be examined, when any doubts arise as to the original character of the design in any part.

4. Diligent search should be made for indications of ancient doorways,—window openings,—reredos,—aumbries,—piscinæ,—sedilia,—Easter sepulchres,—altar stones,—stoups,—rood staircases,—hagioscopes,—low side windows,—recessed tombs,—brasses,—incised stones,—encaustic tiles,—or any other features of ancient character. Should any part be altogether destroyed, careful search should be made for any traces of old foundations, or any detached pieces of masonry, &c. built in with the modern walls, so as to obtain a key to the original design of parts which have been defaced or destroyed. When any such stones are discovered the Architect should be at once informed in order that he may personally visit and examine the work.

5. All plastered surfaces should be carefully

教会の家具、ステンドグラス、彫刻、真ちゅう、あるいは何時でも建物から取り外されてきたかもしれないその他の仕事の如何なる部分に対しても、それらを修復の観点、あるいは本来の場所にもどす観点から注意深い調査が行われるべきである。

3 近隣の建物の調査（類例調査）

どこかの部分で設計のオリジナルの特徴についての疑問が浮かび上がった時には、同じ様式そしておそらく同一の建築家によって設計されたそのほかの建物も調査されなければならない。

4 前者の古い作品を明示するための調査

昔の出入り口、開口部、reredos、aumbries、piscinae、sedilia、Easter sepulchers、altar stone、stoups、rood staircases、hagioscopes、low side window、recessed tombs、brasses、incised stones、encaustic tiles、あるいはその他の如何なる特徴を明らかにするための入念な調査が行われなくてはならない。如何なる部分も完全に破壊されていたなら、破損していたり破壊されている部分の本来の設計の鍵を得るために、基礎の跡やレンガの分離した部分や現在の壁の中に建てられたものを見つけるための注意深い調査が行われなければならない。もしそうした石が発見されたら、任命された建築家には、彼が個人的にその作品を訪れ調査するよう直ちに知らされるべきである。

5 漆喰の外壁は装飾を明示するために調査さ

examined, with a view to discover any remains of painting upon them, and all painted or whitewashed stone or woodwork cautiously cleaned, so that no injury may be done to diapering, powdering, or other colored design, if such exist.

Where it is proposed to renew the roofs, all cleaning of the walls should be deferred until after they are protected from the weather by the erection of the new roofs.

Plastered surfaces of ancient date are often found and should be preserved if possible.

6. Ancient painted glass, with the original leading and iron framework, should be carefully preserved, nor ever be allowed to be taken out of the building,—save for the purpose of re-leading, when absolutely necessary, and this only by competent workmen. It is not generally desirable to remove ancient stained glass—even when small fragments only remain—from the place it occupies without first of all learning with certainty that it is not in its original position.

7. Any remains of old church yard walls with their buttresses, copings or piers—churchyard or other crosses—lich gates,—external monuments,—head-stones,—stone coffins, &c.—should be preserved.

れ保存される

すべての漆喰外壁は、その上に描かれた跡を発見するよう、注意深く調査され、全面に描かれたり、しっくい塗られた石材や木工は、注意深く磨かれなければならない。

屋根の改修が望まれる場所では、壁の全面クリーニングは、新たらしい屋根が立ち上がり天候からまもられるようになるまで延期されるべきである。

古き時代の漆喰外壁がしばしば発見されるが、これはできるだけ保存 **preserved** されるべきである。

6 ステンドグラスは取り除かれるべきではない

オリジナルの **leading, framework** の残っている古いペイントグラスは、注意深く保存され、建物の外に決して持ち出してはならない。本当に必要なときに **re-leading** するためにまもらなくてはならない。そして **re-leading** は優れた職人の手によってしかなされない。古いステンドグラスは、たとえ小さな断片だけがのこっているにすぎなくても、それが占有している場所からを取り除くことは一般に望ましいことではない。それが本来の位置にないという確信をもって学ぶことをしないで。

7 教会の中庭、壁等は保存されるべきである

廃墟となった教会の庭に残された控え壁やピア、教会庭、その他の十字架、門、外部のモニュメント、**head stone, stone coffin** などは保存されるべきである。

Marks of foundations,—trenches,—moats, &c. should be examined and noted.

基礎や壕、堀も調査記録されるべきである。

8. Where upon investigation it appears certain that the earth has accumulated above the ancient level it should be removed, but even this should not be done without professional supervision, as it is often attended with risk to the fabric.

8 土地の蓄積

調査に基づいて、敷地のレベルが昔よりも蓄積されていることが明らかな場合、それは取り除かれるべきであるが、それでもこれは専門家の監督なしには行ってはならないのである、というもそれにはしばしば *fabric* への危険が伴うからである。

9. In the restoration of decayed stonework, no scraping or tooling of the surface of the stone should take place under any circumstances. As a general rule, no new stonework should be inserted, unless under very strong evidence that it is a renewal of the ancient design and necessary to be done. If any part of the masonry be damaged or decayed, it should not necessarily on that account be wholly rebuilt or renewed, but those parts only which are thoroughly defective should be cut out and carefully renewed with stone of similar character, *e.g.* sand stone with sand stone, oolite with oolite, and always the best of its kind.

9 避けるべき石工の引きはがし 必要な注意深い改修 内部石工の硬化

破損した石工の修復において、石材の表面を引きはがしたり細工したりすることは如何なる状況下においても起こってはならない。概して、新しい石工が挿入されてはならない、それが古いデザインの改修であることが明白であり、それを施すことが不可欠な場合をのぞいて。もし石工の諸部分が傷つき破損していたら、全体的な改修あるいは復原ではなく、その欠陥ある部分だけを切り取って注意深く似た性質の石材で改修するべきである。

In all cases the colour which stone has obtained by exposure to the weather should be preserved.

如何なるケースにおいても、自然にさらされることのでついた色は保存されるべきである。内側の石工が破損している場合は、次の硬化法が有用であろう：

Where internal stone work is much decayed the following mode of induration will be found useful :

10. If it be found absolutely necessary to construct a new roof owing to the existing roof being

10 古い屋根 新しい屋根に関する一般規則
完全に破損していたり現代風であったりする

entirely decayed or modern, one of the two following courses should be adopted : either the old roof where it exists should be carefully copied, or the new roof should be made of the same pitch as the original roof, which may generally be discovered by the dripstone against the tower or other walls. Where dripstones of two or three periods exist against these walls, the question of the pitch of the roof will be one of some difficulty : but as a rule it may be said that where there is a clerestory it will be well to keep to the pitch of the roof erected at the time it was built, and when there is none then to the pitch of the earliest roof. Where lead is taken off it ought in all cases to be replaced. Flat roofs are by no means always to be condemned.

11. Ancient buildings will generally be found to have been altered at various periods ; when this is the case, the whole of the old work should be preserved and exposed to view, so as to show the history of the fabric with its successive alterations as distinctly as possible. This may often be accomplished by shewing all the stone and rubble work internally and leaving it unplastered.

12. In no case should anything be done to monumental effigies,—brasses,—sculpture of figures and foliage,—or other ornamental work, beyond carefully cleaning, or resetting them if necessary, and taking care that they shall be

既存の屋根のために、新しい屋根を立てることが絶対に必要であると思われる場合、以下の2つのうちひとつの流れが採用されるべきである：古い屋根がそれがあった場所で注意深くコピーされるか、あるいは新しい屋根が本来の屋根と同じピッチ、それは一般的に塔や他の壁からの雨落石によって明らかになるかもしれない、で作られなければならない。これらの壁に対して2つか3つの区間の雨落石しかないところでは、屋根のピッチの問題は難しいもの一つとなろう。しかし、概して、クリアストーリーがあるところでは当初に建てられた屋根のピッチがよく残っていると見える。Lead が浮き上がっているところは、いかなる場合においても、それは交換されるべきである。フラットルーフは絶対に避難されるべきものである。

11 様々な年代のものでも、すべての作品が保存されるべきである

古建築は一般的に様々な時代に変更が加えられているものである。この場合、その絶え間ない変更をできるだけ区切ることによってその fabric の歴史を示すためにも、古い仕事の全部が保存され晒されるべきである。

12 モニュメント 肖像 その他

モニュメンタルな肖像、brasses、彫像、葉飾り、そのほかの装飾物には決して手をくわえてはならない、注意深いクリーニングや必要な場合の再設置、そしてそれらがさらなる損傷と

protected from further injury and restored, where requisite to their original place. In all church restorations one main object should be to get rid of modern additions put up without regard to architectural propriety ; but on this account the church restorer should not set up an ideal model, but regard the productions of every age with as much respect as is compatible be refixed in some spot where they can mutilate nothing.

13. Mediæval chancel screens and stalls should on no account be moved from their old place—but be carefully restored. They seldom present any obstruction to sight or sound.

14. Where curiosities, fragments of sculpture, or wrought stone or woodwork, of tiles or glass too small for re-use are discovered in the course of the work, it is desirable that they should all be carefully left in some case or chest in the church, arranged and labelled with a short description of their history. This case should be under lock and key.—Care should be taken that the Architect's Specification gives the contractor no claim upon any such things as old materials.

15. In the above suggestions it has been assumed that the promoters of the work have a proper appreciation of what is due to an ancient building,

修復から守られるためのケア、を除いて。教会の修復のその主たる目的は建築的な作法を顧慮しないで現代の追加物を除去することである；しかし、この故に教会修復家はある特定の理想モデルを作り上げるのではなく、あらゆる時代の作品を、修復とその建物の用途と一致と同じくらいの敬意をもって考えなくてはならない。さらに、もしモニュメントが古き良き作品の外観を損なっている場合は、それらが何も台無しにしないような場所 spot に再固定するべきである。

13 内陣仕切りは元の位置に保持される

中世の内陣仕切りは、決してその元の場所から動かしてはならない、が s 注意深く修復されるべきである。それらは滅多に視界と聴音の妨げとなっていることはない。

14 断片と概して珍しいもの

珍しいもの、彫刻の一部や石工あるいは木工の一部、再利用するには小さすぎるタイルやガラスの一部を発見したら、整理して概要（歴史）のラベルを貼付けて教会のケースやチェストに保管することが望ましい。これらのケースには錠がかけられるべきである。担当の建築家の仕様書が、請け負い業者に対して、古い材料によるこうしたものに関するクレームを与えないよう配慮がなされるべきである。

15 古建築の歴史的価値

上述の提案では、この仕事（修復）の後援者 promoters は古建築の恩恵に対する適切な評

and are anxious to carry out its restoration in the most conservative manner possible ; such, however, is unfortunately not always the case. The promoters of restorations, whether clergymen or laymen, are sometimes more bent upon carrying out new works than preserving old ; it cannot therefore be too strongly insisted upon, that in dealing with an ancient church or other building, the object should be not simply to put it in good repair, but to preserve it as an authentic specimen of the ancient arts of our country. Every old building has an historical value, and it should be remembered that this is gone when its authenticity is destroyed.

The duty therefore of all those having charge of ancient buildings should be not so much the renewal of whatever remains as its preservation ; and this should embrace every portion of original work which it is in any way possible to save, for it must be remembered that new works is of no value or interest excepting so far as it serves to preserve the ancient design, and that no interest will ever be attached to it unless original parts remain to attest its authenticity.

There is ample scope for original design in addition which are necessarily made to the size of old buildings, and in these it is usually best to allow the architect to be independent. His work will then have its due historical value ; whereas,

価をもち、またできるだけ保守的な手法によって慎ましくその修復を実行する人物であることが想定されている。しかし、残念なことに必ずしもそうとはいえない。修復の後援者は、聖職者であっても俗人であっても、稀に古き仕事を保存するより新しい仕事の実施を好む；それゆえ、次のことをどれだけ強く主張しても主張し過ぎるということはないだろう、すなわち、古教会やその他の建物の取り扱いにおいて、それらは単によく修理 repair されるのではなく、我が国の古美術のオーセンティックな見本 authentic specimen として保存されるべきである。すべての古建築には歴史的価値があり、それは建物のオーセンティシティの破壊とともに失われてしまうことを肝に銘ずるべきである。

それ故、古建築を任されているすべての者の義務は遺構の改修というよりはむしろその保存である；そしてこの義務にはあらゆる可能な手段によってまもられるべきオリジナルの仕事のすべての部分が含まれる。というのも新しい仕事は古いデザインを保存するのに役立つ場合をのぞいて如何なる価値や重要性ないことを覚えておかななくてはならない。そしてオリジナルの部分はその作品のオーセンティシティを証明していなければ、いかなる重要性もそれにはないだろう。

古建築のサイズにあわせた追加物オリジナルのデザインのための広範な視野が必要である。そしてそれゆえ、通常、担当の建築家は独立していることが最善である。だから彼の仕事は歴史的価値に基づくものとなる；であるがゆえ

if he only makes a very good copy of the old work to which he is adding, great confusion will be felt hereafter as to which part of the work is old and which modern.

16. A vigilant guard should be kept against the indulgence of individual fancies for or against particular features or styles ; and especially against the theory sometimes held, that a restored church must be purged of all features subsequent to some favourite period. All such ideal notions are in the highest degree dangerous, and have rendered many a restored church actually worthless as an historical monument.

に、もし彼が追加したものが古い仕事を非常にうまくコピーしていたら、今後どれが古い仕事でどれが現代の部分かという大きな混乱を招くことになろう。

16 個人の気まぐれの禁止

注意深い監視が、特定の特徴や様式に賛成か反対かというような個人の気まぐれに対して、保持されねばならない；とりわけ修復された教会はいくつかの好ましい時代の後に生まれたすべて特徴を粛清すべきだという理論にたいして保持されるべきである。すべてのこうした理念的考えが、最も危険な段階にあるものであり、多くのものを歴史的モニュメントとして現在価値をもたない修復された教会にかえてしまっているのである。

第4回国際建築家会議（1897、ブリュッセル）

議題3「記念建造物の修復について」

De Waele : 本会議での協議事項としてプログラムに記載された第3の問題は記念建造物の修復である。

我々は研究委員会からこの問題についての研究報告をするように頼まれ、研究委員会は我々が発表した結論に同意した。

我々はこれらの解答を発展させていただき、プログラムに記載した。

しかしながら、我々はここで、古建築の修復を達成した芸術運動に関するいくつかの概論を述べさせていただきたい。これまでの時代の建築家たちは、ある記念建造物について、その破壊された部分を修復したり、それらの部分と同じ時代に取り替えたりすることはしなかった。

前世紀では、二次的様式の流行と、またモニュメンタルな芸術の歴史の指標となるような偉大な様式の支配によって、芸術に対する信仰が存在した時代である。我々の祖先は、衰退期の中にあるにもかかわらず、自分たちが先達たち以上によいことをしていると信じていた。

現代は、現代だけが、芸術的な信念 conviction を欠いている。無意識のうちに過去の芸術を借用し、また過去の芸術の優位を認めている。またわれわれは、今世紀のはじまり以来、当初の様式へと情熱が向けられているのを見てきた。

今世紀は、偽ローマ pseudo-Romain への排他的な愛からはじまる。この時、古代は未だ十分に知られていなかったし、中世は軽視されていた。

政治的な関心が卓越した知性を盲目にし、また中世が感化するものに対する不当な軽蔑を助長した。人々は、中世の芸術が、人類が歩んできた最もすばらしき時代に比肩するものであることを認めていなかった。

まずは、芸術について考える前にルネッサンス以降「ゴシック」という蔑称でつくられた先入観を破壊し、過去の時代において達成された社会的な作品に正当な評価をあたえなくてはならない。

今世紀のはじめの四半世紀に、すぐれた芸術家たちが道を開き、当時評判の悪かった時代の主要な記念建造物も修復するようになった。しかし、先達たちはそういう時代にあって、敬うべき我々の過去の証言者に関する公的意見が生じるまでに、長い月日が流れた。

支配的な世論は、この「現代」社会のために、1つの「現代」建築を求めていた；すなわち、深い眠りの中で混迷し、未だにその表層部しか修正されていなかったある社会にふさわしい、簡潔に定義された、新しい表現をもとめたのである。

こうした情勢によって生まれた解析精神は、幸いにも現代様式の「prematures」支持者の体系的な反対意見に対して戦っている。

だんだん公民たちも公正にはなってきた；公民はついに、ある1つの社会は、人間がもはや自分の存在の一部を否定することができないのと同じく、それがもつ歴史の一時期を biffer できないこと、そして将来の基礎となる芸術的なジンテーゼは、いかなる時代も区別・排除せずに「あらゆる時代」の表現を意図的に研究することによってしか、解放され得ないだろうということを理解するに至った。

実際、過去の芸術作品は我々に、あらゆる時代とあらゆる様式において、芸術家の個性が明らかにされうることを示してくれるし、またこうした証明は我々にある確信、あらゆる伝統的なフォルムとは関係無しに、過去の美しい作品にはある共通項があるという確信、を我々に示してくれる。

いつの日か、必ずや、人々は、傑出した作品の地位を高め、芸術の非常に多様な表現と似ても似つかない社会環境の反映とを併置する共通の質を形成するに至るであろう。

こうした結果は既に、新たな潮流が前者に組入り、それを増強するようになった時点で、芸術の観点からみて明らかだった。

こうしたことから、記念建造物の修復は、術学者たちのこの全く新しい熱望に応えるものだったといえるだろう。術学者たちは現在しきりに、大衆教育のための「講座 les leçon de chose」を奨励している；換言すれば、この芸術的傾向は、教育の場において、「触ることが可能な事物」を言葉や記号に置き換えることに貢献していたのである。

こうした力に刺激されたために、我が古建築の保存を促進している運動が、勝利をおさめたのは当然である。

それは、この目的を逸脱しなくてはならなかった物事の性質においても、同様である。我々の時代、すなわちフォルムの崇拜が ton の崇拜に地位をゆずったような時代では、ある特定の芸術家が、ある重要な記念建造物に対し、たとえそれが打ち捨てられ廃墟の状態にあった時間によって刻まれた老朽というキャラクターをもった記念建造物であっても、「それがなんであれ」、変更をして

しまうのは格別驚くべきことではない。もし彼らの意見が一般的なものであるなら、それらが我々にロマン主義時代のセンチメンタリズムを思い起こさせるだろうということに注目すべきだろうか？

確かに、興味深いけれども同時に我々を悩ませる1つの問題においては、すべての意見を尊重して熟考されねばならないということがあるが、しかし、この考えに賛成しないことは、問題のもつ重要性の一部を。

古き記念建造物を「大衆にわかりやすいもの」にしようとする様々な研究が、苔のはえた廃墟の中にしかぼんやりとした不毛な1つのテーマしか見いださないような安易な個人の満足に勝っている事は明白であるように思える。

私はこうした普及化について、もっとその妥当性を示すことができるだろうが、しかしこの話はここまでにして、主題にうつりたいと思う。すなわち3つの部をそれぞれ検証する事によって辿り着いた考えには、今回取り上げられる問題を含んでいるのである。

記念建造物の修復において過去の構造的欠陥を修正すべきか否か。

ヘレニズム期の人々ほど美の理想に近づいた人々はいなかったし、それについては今後勝る者も現れないと言える。

文明、気候、作品の材料、こうしたものすべてがギリシア芸術を、物質的必要性をまるで考慮していないようにも見えた完全なフォルムへと達する為に協力していたのである。

ギリシア芸術の施行方法は建築家によって夢想された表現とは全く別のものであった。その証拠に大理石でつくられたギリシャ神殿の壁は上塗りされていたのである。それは作品そのものとは一致してはいないが、構造 construction の法則は満足していたのである。

もしこの構造が、後の時代とりわけ中世の芸術の中に、ギリシャ芸術の下位的な役割の一部を残していたら、その構造はあらゆる芸術的フォルムの出発点、源泉となるだろう。

芸術は今後、構造的必要性を簡潔に表現したものとなっていき、建築技術もまたキャラクターとよばれるものに適合するようになるだろう。

我々は、同列におかれる2つの芸術に関する教育方法のなかに、この簡潔なコンストラクションの役割を発見する。

学業がはじまるとすぐに、中世芸術の教育においては、構造 appareil はフォルムと結びつけられるが、古代芸術の教育においては、人は知らず知らずのうち

に構造を無視している。

従って構造は、ゴシックの記念建造物においては、芸術フォルムと同じくらい重要な要素であり、芸術フォルムは構造から生まれているのである。構造はそれ独自の発展をもち、それはフォルムの発展に先立つ。なぜなら芸術的フォルムは新しい工法に従うしかないからである。

太古より建築技術の各段階はその時代に対応したものであり、それぞれの芸術表現と密接な関係にあるので、言わば施工のそのような素朴さは、往々にして建築様式の最も特徴的な雰囲気を与えていると言える。

また古い建物の欠陥や誤りは、現代の建築家の目にはそのように映るのであるが、それによってその時代の建築家たちを責めることはできない。それは13世紀の騎士が鉄砲を知らなかったことを責めることができないのと同じである。

新しいものに替えた材料をみることはできず、逆に、人々はその不規則性をはっきりさせることに苦勞しなくてはならなかった。

もしこの欠陥や誤りが当時の規範に反するものであったとしても、絶対的な理性はなおそうした欠点や誤りをそのままにするよう命令するだろう。それは次のような考えによる：それは歴史の概念が、過去を思い起こさせる重大な出来事やそれと関連していた著名な人物の伝記に限られていた時代だったから。

人間のかくれた性分、その習慣風俗、しきたり、衣装、そして芸術は叙述された出来事の原因、すなわち、それらを公平に評価し、伝統的な誤りを晴らすことができる諸要素、を軽視していたのである。

中世建築の研究は、主要都市に建てられた大きな記念建造物に限られ、中央から離れた記念建造物やさほど重要でない建物は気になれられず、昔の歴史家たちの間では、甚だしい誤りに中に編入され、相対的に無視されていた。

中世の建築に対する研究は不十分であったし、その時代の芸術フォルムの完全なカノンを理解するための情報（資料）を欠いていた。この完璧なカノンは、人の手によるより劣った制作物 *produits* に影響をあたえるほどまでに枝分かれし、広がっている。

時の権力者たちが居を定めた大都市圏は、明らかに人のいない部落が決して手に入れることのない技術の力をもっていた。従って「地方」の芸術は、実際にその言葉が示すとおり存在しており、非常に多くの場合、建造者の未熟さやためらいなどが顕著にならざるを得なかったのである。

ある形式 *formule* の確立とは、かつてある時代より芸術的に優れた建造物

から演繹したものを現在のあらゆる建造物の修復に応用する事であったが、このように現代では1つの誤りであろう。

明らかに評価の基準は失われ、優れた制作者たちを示す指標はなくなっている。それは過去の芸術調査についてとりかかった調査の妨げであった。人々はそこから未来の芸術の新たな方向へと出発するであろう。

私にはこの第1の問題の結論に先立つものを演繹する権利があると思い、次のような定型をつくった。

建物の技術段階は、芸術的フォルムの変化と同じように、中世及びルネッサンスの様々な時期を特徴づけている。当初の構造体を改善、すなわち現代化することを望み、建物の建築的様式を生み出しているこの2つの要因を引き離すことは非難されるべきである。

2 建築作品の未完成のままの諸部分は完成されるべきか？

中世の記念建造物の研究は簡潔に確立された時代区分を再検討することから始まった。それは換言すれば考古学の夜明けと関係していたかもしれない。

やがて、芸術の運動としての連続性が研究されるようになり、そしてその中間期、過渡期は芸術家のひいきするところの時代となった。彼らは、この新たな体系が認められると、そこにすぐに形式のかわりとなるような自発性と発明を見いだした。

ある芸術段階の絶頂点、ある様式の最盛期は分類化、抽象化の結果でしかなく、最初の仮説をひっくり返さなくてはならない、と考えるようになった。最初の分類では言及することしかしなかったこうした様式の変遷に卓越した重要性があると認めることによって。

これらの非常に興味深い時代（過渡期）は、我々に共同作品を示すという利点がある。そこではその縫合を見分けることがむずかしいほどに彫刻家の芸術と建築家の芸術が密接な関係にある。すなわち、これら各芸術家について、できあがった作品における担当部分を決定することは非常に難しいのである。

これらは、なによりもまず、感覚による作品である。これは体系的な研究から逃れる。これらを複製する為には、それを開花させた環境を再検討する必要があるだろう。

我々にとって、1人の現代の芸術家が、その才能がいかなるものであっても、

彼の個性のみによって、ある1つの同じ作品の制作に共存していた諸要因の差異を埋めることができるとは認め難い。従って我々は、これに関しては、提起された問題に（未完成の部分は完成されるべきではないという）否定的な結論をだすのである。

その他のものは「より明確な時代の作品」である。その時代では建築的要素は支配的な音 *note dominant* であり、形式が創造 *invention* にとってかわり、それによって些細な断片をつかって完全な諸部分を再構築することが可能である。（後者の作品：過渡期の時代の作品と対比される）。これらの作品において彫刻的装飾は縫い付けられているように見え、幾何学的平面の弧点を強調する役割しか果たしていない。

過渡期の作品は、その新しい部分が、同じ時代であっても、現存している部分とは全く異なる様相を呈していたかもしれないので、完成させることが不可能なように思えるが、建築的構成が規則的であるような優れたキャラクターをもつ様式の作品は完成させることが可能であるように思われる。

後者の作品（建築構成がすぐれた作品の完成）には、いくつかの完全な要素と、それらの修復（反復？）の確かな痕跡 *indice* があれば十分である。

純粹に芸術的な価値 *interet* は、私の意見としては、過渡期の記念建造物に集約されている。私がここで話したような建物は、むしろメチエ（職業技巧）と関連しており、芸術との関連のもとでは、もはや二次的な重要性しかない。

今考慮しなくてはならないのは、これとは別の要求 *besoin* である。後者の記念建造物（建築構成がすぐれた記念建造物）にとって、それを完全に再建することがまだ可能であり、そのあらゆる諸要素がまだ大丈夫であるような好ましい時期は、後の世代にとってはエゴイズムの象徴（と映る）であろう。というのも後者の記念建造物には、実際に我々が多くの価値みいだす物事のレッスンが必要である

過渡期の記念建造物が問題の場合、我々が提示した原則は明らかに適切なものだろう。

この問題は、加えて、ある本当の社会的価値を示している。謝った理念が普及してはならない。我々の先人の建築 *construction* は、我々の祖先の習慣風俗や衣装についての知識を普及されるのに誠に適切であり、また人々に過去がどのようなものだったか、すなわちある不可欠な諸段階の連続としての過去、社会的な変革のロジックとしての過去、を我々に示すのに適切である。

こうして2番目の問題に対する答えが導きだされる。:

記念建造物のもつ諸要因が単純かつ少数であり（建築的構成のことか?）、また施される付加物を安全に支持できるだけの保存状態にあるならば、完成されるべきである。しかし諸要因が複雑な場合（過渡期の建築の場合）、この結論は大変疑わしい。

3 様式の統一のために建物あるいは装飾 ameublement の一部を取り除くべきか?

中世の記念建造物の大部分において明らかな均一性の欠如は次の事実により説明される。すなわちこれらの建物が一気呵成に建て上げられるのは稀なので、その建造 construction は長い間中断される事がある。

しかしながら、すぐれた作品は様式の統一をもっており、そこでは付け加えられた諸部分を取るに足らないのである。これらにとって、否、これらにとってこそ、全体の中において、消滅しても後悔する事はほとんどないような目立たない不調和をそのままにすることの必要性については疑問がある。

しかしながら、同じく、人々は往々にして混成物をそのまま維持することを、議論の余地がないほど能力のある建築家たちによって修復されたヨーロッパ中に知られる記念建造物においても、認めていた。その中からヴィオレ・ル・デュクによるパリのノートルダムをとりあげよう。彼は調度品から荘厳を生み出していたタペストリーにいたるまで様式を統一したのである。

しかしこの建築家は、ルイ14世紀の様式でつくられた見事な聖職者席は尊重した。会堂の様式と家具の様式が不一致になってしまい、また17世紀の作品に対して彼はそこまで敬意を抱いていなかったにもかかわらず、である。

確かにこの聖職者席のフォルムは、我々がそれを声高に主張するように、またあらゆる時代のあらゆる様式の中でもこの芸術家が確信するほどに例外的なものだった。

しかし、それがパリのノートルダムのような完璧な建物で、かつその維持すべき対立要素が聖職者席だけに限られる場合に、ためらいを感じるなら、（様式を統一すべきという）この疑問は、異なる状況下にある多くの古代の記念建造物、つまり付け加えられた諸部分が創建時の構造コンストラクションの重要性を保持しているような記念建造物においても可能であろうか?

典型的な例をあげよう。アーヘン大聖堂 AIX la Chapelle のドームである。この記念建造物の現状を成り立たせている様々な諸部分を一体どのような様式にもどしたらよいだろうか。

非常にすばらしいバラスターをもつシャルルマーシュによる八角のドームと9世紀の銅製の扉、あるいは14世紀の合唱席、一体これらのどれに、様式の優先権をあたえる必要があるだろうか？

それと12世紀の照明器具、15世紀の、などなど、これら尊重できる価値をもったすべてのものを取りのぞく必要があるのだろうか。

答えは明白であり、みなさんが「現状維持 statu quo」という結論をだされると思う。

様式統一の問題がアーヘン大聖堂のドームに限っていえば、すべての人間が共感すると思われる現状維持というこの否定的な回答は、論理的には、同様の状況下にあるベルギーのたくさんの建造物に適応されねばなるまい。

ベルギーの教会堂の中には、あらゆる様式の家具をもっているものもあり、世界中の芸術家達に親しまれている。

芸術的観点ならびに考古学的観点から、アカデミックな概念によって、こうした過去の堆積が取り払われてしまったら、これは遺憾である。アカデミーの概念は体系的思考に陥っており、堅苦しいフォームを生み出すであろう。このアカデミックな修復には一層の注意が必要である。

しかしながら、あまりに絶対的な原則を確立することは控えなくてはならない。例外的なケースが生じて、非常に賢明な規則は、そうした諸状況に従うことができるものでなくてはならない。

それらが生まれる物事の順序を決定する為に、ここで、これらのケースの1つについて言及しよう。

ベルギーの教会は、内部においても過去の時代に何度も手を加えられている。ルイ15世様式は、我々には、専制的な用途に役立ち、我々はこの様式の天井が石あるいは bardeaux のヴォールト天井を隠しているのを見る。

この種の変更物は消失しなくてはならないであろうことは明らかである。この厄介な装飾（付加物）に「並外れた」利点があつて、それが記念建造物に加えられたこのマイナスをそのままにするだけの動機にならなければ、（付加されたものに価値がなければそれは取り除かれるべきである）

3つめの問題に対する結論はつぎのようなものである。すなわち

3. 様式統一のために建物あるいは装飾の一部を取り除くべきか？：否。古い記念建造物の多くは建立以来継承されてきた諸様式の跡を残している。この多様性は記念建造物に1つの魅力をあたえているが、もしこれら付加物を十分な補償なしに犠牲にしたならば、その魅力は失われてしまうだろう。

Cuypers : ただいまのすばらしい演説とも関連しながら、しかし私は学術的演説ではなく、すこし実践についてふれたい。

私は一技術者でしかなく、またこの理由によって、私は土地工事（基礎事業）という、非常に重要性をもつ問題について。記念建造物の修復に関する問題は、普遍的な規則によって解決できるものではない、というのが私の意見である。この問題に決着をつけるのではなく、各記念建造物のケースに応じて検証するのがよい。深い研究によってのみ解決策が得られるだろうし、そうした研究の後によりよく記念建造物の歴史的・社会的価値を評価することができるだろう。

「修復において、誤りは訂正すべきか」という問題について。

なによりもまず、記念建造物はすべて保存しなければならない。しかしそのための最も基本的の要素は基礎である。基礎は地中であって目に見えないことから、それは建造物とは関係ないと人はいうであろう。それにもかかわらず、もし基礎に欠陥があったなら、それは修正せねばなるまい。この基礎の構造的欠陥によって、記念建造物そのものが改悪を被った。私は重要な改変をうけた幾つかの例を知っている。したがって、欠陥は正さねばならず、自然と記念建造物のかたちも変えなくてはならないのである。

その他にも例はある。ヴォールト天井である。人は様々な時代のヴォールトと天井を、特に中世のヴォールト天井を建造し、それは建物のある部分を廃墟にする恐れがあった。

改善、すなわち「現代化」とさきほどの演説者は述べておられたが、それは違うと思う。改善は「現代化」ではない。逆に、うまく改善したいならば、現代化しないものである。なぜなら現代においても必ずしも皆が誤らずに建物を建っているわけではないからである。

次に材料である。ここにもさらに別の問題がある；十分に欠点を把握せずに使われたであろう中世の材料を用いることができるかどうか？

これらには新材料を用いなくてならないか？ 全くそうではない。新しい材料の使用は避けなければならない。

2つ目の問題だが、不完全な諸部分は完成するべきであろうか？

あらゆる記念建造物は1つの目的に従って建てられた。建てられた当初の目的が存続しているにも関わらず、そして完成されるまで何世紀もの時が過ぎることができるともかかわらず、この記念建造物はいくらか未完成である。こうしたケースでは、記念建造物が建てられた当初の目的を達成するために必然的に「完成」が求められる。記念建造物は考古学者達のために建てられるのではない、それらは要求 *besoin* に応えるのである。これらの問題はすべて理にかなっている。

3つ目の問題。様式の統一はするべきか？

私はこれには否定的である。

もしこれが単なる様式の統一でしかないのなら、それはするべきではない。

これは記念建造物の歴史と用途 *destination* に関わる問題である。例えば、兵舎に変えられた教会が、その後、礼拝への場へ戻される。これはありうることである。しかし別の例もある。それはある教会が、数世紀の間、ある共同体の所有となり、その教会を建てた本来の共同体とは別の用途につかわれる場合である。では、この2番目の共同体は滅び、また本来の共同体が再び所有者となった場合、何をすべきか？それは歴史をふりかえり、記念建造物をその本来の用途、その本来のフォルムに戻してやらなくてはならないのである。

もしある教会が略奪され、偶像破壊時代だったためにその祭壇が破壊され、そしてこの教会が再びその設立者達の所有になったとして、どうしてそれを礼拝の場に戻さないことがあろうか？破壊された状態のままにするということは、芸術的利益に反する行為であろう。

私の意見は、(De Waele 氏によって)提案されたような規則を承認する事によって、我々が後に嘆くことにならないよう、慎重になるべきだということである。私はみなさんが、慎重さをもって行動しなければならないということ、そしていかなる記念建造物もその歴史、その構成、その建築構造について調査され、各ケースに応じた専門的な方法によって調査されなければ修復する事はできないという意見に賛同してくれると信じている。これらの問題は現場で研究されねばならないし、現場においてのみ記念建造物の修復の為にすべきことがあると言えよう。しかし、記念建造物における歴史的・芸術的価値をもったあらゆる事物を気にかける必要があり、それらは破壊されてはならないと言うことができよう。

議長： 素晴らしい演説のあとに私がしゃべるのを御勘弁下さい。しかしながら私は認識しなくてはならない。Cuypers 氏の見解の中では、あらゆる芸術家が気にかけるべき 措置、暗中模索、研究、嫌悪ためらい、についてふれられていた。それと同時に De Waele 氏の結論を、それがいかに価値あるものであれ、弱めるための根拠を説明しているように思われた。

私は、慎重に言えば、記念建造物の歴史の研究について、今だされている結論は採択されるべきだと固く信じている。しかし私は非常に当惑している。私は序文と終わりの文章がこの結論に付け加えられたらよいと考えている。

さらにもう少し意見を言うとしたら、私はこれについて議長のとなりに座っておられる本会議の 2 人の名誉議長のご意見を賜りたい。私は彼らが発言しないことが残念である。

文学は、40 年以来、特に Taine 以降、枠組みを研究するもの、物質的環境だけでなくさらに精神的環境を調べるものとして定着した。Bruyn 氏は今朝遺跡 sites について述べた。Bruyn 大臣、あなたが今朝私におっしゃったことを皆様に繰り返してもよいでしょうか？ 今日、あらゆる建築家は、自分の学術的知識として、修復をできるだけ悪くしたい為に十分な考古学的知識をもっており、そして『都市の構造』という注目される研究を発表したもう一人の名誉議長にも目をむけよう。私には Bruyn 氏と Buls 氏はともにこの遺跡の問題をとりあげているように思える。

遺跡は記念建造物にその意義を保持するために必要不可欠である。これは、みなさんが記念建造物の修復において過去の作品をできるだけ模倣しながら、これらの脆弱なプロポーシオンに従って修復した場合に、もし記念建造物を取り囲んでいた小さな場所のかわりに、本来あった路地に、記念建造物を大通りの真ん中にもっていくことではない。

遺跡の問題には注意を払うべき価値があり、大臣のお考えでは、この結果、原因が判明し、これがベルギーにとっての記念建造物修復問題の研究のはじまりである。

私はみなさまに私が大変関心をもちながら De Waele 氏と Cuypers 氏の見解を聞いたと述べたが、記念建造物の問題とりわけとくにパリのノートルダムの問題はうかんだ。

まとめ「決して過去の諸作品を軽視してはならない」；そして、もし遺跡が保存における偉大な幕開けであるのなら、les objets familiers は、記念建造物の保存と関連するすべてのこと幸福なエピソードでなければならない。

われわれは建築家や考古学者である前に、人間である。ラテンの詩人は次のように言った；私は人間であり、自分を異邦人とは考えないような人間性とは無縁である。

Harmand : De Waele 氏によって提示されたこの興味深い問題は複雑な問題である。既に賛成、不賛成の意見が出されている。実際、これは肝心な問題である。

私は助言者というよりもむしろみなさんの友として、弁護士という私の職業、フランス建築家相互保護基金の法的顧問委員としてお話しするというをまず申し上げたい。そしてなによりも私が興味のある事は、この会議において、この問題に関してこれからみなさんが発する決議の国際的な実践面である。

De Waele 氏による報告と Lucas 氏の演説は、アーティストであるみなさんの心をうった。教育は、この問題について後に採択されるであろう結論に含むことができるし、また歴史的記念建造物所有者である行政にとっては熟考すべき事柄である。私は政府に関連したいくつかの事柄を提案する。政府の代表者たちがここにおり。それは世界のさまざまな場所から人があつまり、記念建造物の保存と修復について議論するこの機会に、世界中で、一般的な方法 *une façon générale* を確認することである。これはみなさんとともに、みなさんがいるからこそ、できることです。

王の前で話すことができればなお、また政府が保存に関する効果的な規制を完成させるのに忙しくなるほど、私はより、

私は陛下の大臣の一人、法務大臣の Begerem 氏が、1894 年の Anver で、みなさまもその一員であるところの文学芸術協会のもとに開かれた芸術的所有者の会議で我々に申されたすばらしい言葉を、たいへんうれしく覚えています。彼は我々が高貴なる保護者の一人だと申されたのです。

Begerem 氏は、現在存命の芸術家の中でもっとも自由かつ完璧なお人でおられますが、その方が 1885 年芸術家保護の為の法律に関する議論が行われた際に、陛下の政府(ベルギーのこと)が、私が秘書を務めさせていただいていた文学芸術協会の意見を採用されたことを知らせてくれたのである。

この協会は協会自身に払われていた多大な敬意を理解しており、1894年の会議メンバーは、生き生きとした感情をもって、Begerem氏が次のように話すのを聞いた。すなわち、みなさんの政府は1885年の会議の宣言文、そして協会によるこの法律作成の一部をよく思い出してほしい、と。

これこそ陛下の政府が国際的な文学芸術協会のためにぜひ行ってほしいことであり、私はこの国際会議に集まった建築家協会に関しても、記念建造物の修復が問題になった際には、それをよく行ってほしいと思っている。そうすれば、この会議はもはやこの問題に関して不明瞭でしかない意見をだすことはないだろう。そしてさらに私はこの称賛すべき実例を他の政府も模倣することを願う。実際、De Waele、Cuyper、シャルル・Lucasの各氏が話したこと、それは記念建造物の保存と、過去の芸術遺産、その国の芸術遺産についてであり、それについてベルギーは、芸術へむかう熱い精神を喜ばせてくれる素晴らしいコレクションを所持している。

したがってこれらの記念建造物を保存しなければならない；このことは、こうした記念建造物を改善するか、あるいはできるだけ完全な状態に維持することによって行われるが、ここにみなさんが評価すべき問題がある。

私が如何に議論のこの部分で門外漢のままだったかをみなさんにお話しした。しかしながら私はみなさんに一つの提案を發したい。それは次のようなものである。

目録を確立し、芸術品および発掘による発見物を含む記念建造物の決定的な保存と指定を保証するための最大の配慮が各国でとられること、をのぞむと表明する。

本会議はこの結論が保証されるためにも、現行の規制の統一が近いうちになされることを望むと表明する。

この声明を提示する事によって、私はよい仕事をしたと思っている。ご存知のように、それぞれの国で大変異なる方策が取られていました。優れた方策の普遍化は必ず好ましい結果をもたらします。

同じく、ベルギーでは記念建造物の指定と、発掘による発見物の保存に手一杯であることは私も承知している。これに関して、チュニジアの法律と1887年のフランスの法律はもっとも完璧なものの一つであり、その方策が一般に採用

されることが望ましいだろう。

一方で、各国において、収用のシステムが採用されたが、しかししばしばこのやり方は、いつも費用がかかり、予算を非常に圧迫するだけでなく、この法が求められるのは、建物がほとんど廃墟の状態になりかけていた時に達成されるという、重大な不利益をもっている、しばしば考えられていた。同じく私がとりわけ外国の建築家の方々へ申し上げたいのは、ベルギーでは、市と自治体行政のイニシャティヴは、建物の活用を普及するのがよいという喜ばしい方策を確立した。これは Bruges やヘント市でも同様で、そこには可決された予算があり、その予算は所有者が芸術的価値をもつ邸宅を修復し、その装飾を保存するのを援助するのに充てられる。

さらに、歴史的記念建造物だけでなく、建造物群の保存も大事である。

同じく、おそらく最も喜ばしい事は、ここブリュッセルで、私が著名な Buls 氏の前でそのことについてしゃべる事ができたことだろう。数々の試行錯誤の結果、ブリュッセルは、大広場グランパレの建築群の修復と保存の為に、法を用いず、すなわち収用を行わず、30年もの間、これら邸宅の所有者たちをむすびつけ、その出費への市の参加によって。だからブリュッセルは、収用をしたならばかかってしまう膨大な予算を課す事なく、グランプラスのような芸術的宝を今後も保存できるだろう。

私はこの例を外国の皆様にも知っていただきたい。なぜなら記念建造物の保存はすばらしいことではあるが、その周辺環境 *le cadre du monument* の保存はもっとすばらしいことだから。Lucas 氏がのべたように、その高貴な対話者の威厳が加わるからである。

私はこうした理由から、みなさんが提案した3つめの議題への結論に私の希望を加えていただけたらと思う。

De De Waele : 世界的に高名な専門家である Cuypers 氏の発言におこたえしたい。私は彼の各問題の諸部分の結論に反対する論拠に留意したので、それについて反論する事を試みたい。

建物の基礎に関しては、建築家ならみな彼が正しいと認めなければならない。しかしとりわけ私は記念建造物の目に見える部分のことを言っていたのである。

Cuypers 氏は危険にさらされていたに違いない部位について話された。彼は当初の建物に用いられていたであろう材料によって、ぼろぼろになって取り替え

なければならぬような石についてお話したと思う。ああ、もしこの石材が幾世紀を耐えてきたものであるなら、同様の性質をもった石に取りかえましょう。この石材は幾世紀も耐える事でしょう。

2つめの問題については、記念建造物の完成を考慮して主張された。これについては私たちは全く異なることがない。

最後に、私は記念建造物に手を加える事は危険だと考えるし、どうしてその記念建造物のもつ歴史の一時期を消そうとするのか理解できない。これは明らかに誤謬をまねくであろう。したがって私は、高貴なる反対者の意見にもかかわらず、最初の意見を保持したいと思う。

Guypers : 建物の基礎（土台）について話したのは、基礎に問題があったことによって、記念建造物が、この基礎の上の変更物すべてを 変えることができた、という見解を示したかった。

その諸部分が完全に崩れてしまった記念建造物を見つけたら、重要なのは見えがかりの部分であることは間違いない。例を挙げるなら、それに関する 10 ほどの例を示す事ができるが、ここでは少々長くなってしまふのでしない。従って私は、我々は十分な慎重さをもって行動しなければならないし、また我々の記念建造物の保存のための一般的規則を定めることを欲するあまり、我々がそれについてのぞんでいないところまで至らせる事ができる帰結としての結論をうけいれてはならない。

私は、Lucas 氏の生活と実現性に関する中身のつまった講演につづいたのは大変興味があったからである。私は、我々に先祖の生活を思い起こさせ、その慣習や使用を教え、また我々を過去の中に投じてくれる非常に謙虚な建造物 plus modestes への関心を失って、主要な記念建造物の重要性(だけ)が我々の心を捉えないようにするためにも、彼の意見に同意する。彼の言った事の繰り返しになるが、「決して過去の作品を軽視してはならない」のである。

Charles Buls : 私は、建築家によってのみ解決されねばならないような 1 つの特別な問題について話そう。もしわたしがそれをやったら、私の意見はむしろ行政の視点からのものになるだろう。

私は De Waele 氏の結論に全面的に賛成できると思う。彼はこの職業の専門家である。しかしながら、現在の結論では軽視されていた問題の一要素だと思わ

れる Cuypers 氏の意見も、私は認めるところである。というのも過去の記念建造物の修復は、いつも同等の条件下で行われるものではない。当然、これらの記念建造物の修復をやりたいという行政当局が追求する目的を考慮しなければならないし、この目的というのはおそらく異なる。そういうわけで、たとえば、政府が ヴィラル修道院の廃墟が修復を必要としていた時、明白なことは、それが特別な視点に置かれていることと、その唯一の気がかりが残念な事にその廃墟の状態が非常に進んでいるこのすばらしい記念建造物を、その建築技術にしたがって保存することだったことである。この条件の下、建築家によって追求されるべき目的とは、この記念建造物を発見されたままの状態に維持することであり、それを完成させることや、部分的に再構築することは問題外である。

しかし、Cuypers 氏が言及したように、別のケースもありうる。保存したい大修道院に修道院の断片があったと仮定しよう。こうした場合、記念建造物を修復する為に従うべき規則は、さきほどのケースとは全く異なる。できる限りそれらを見つけた時の廃墟の状態に保存しながら、記念建造物がかつて意図された使用に供するために完成させることが、非常に好ましいと認めることができるのである。

我々はいくつかの修復行為を追求してきたが、この問題の視点に立ったものは興味深い。最も重要なものの1つはグランプラスの修復である。それは外国のかたがたの称賛をえていると私は考える。ああ、我々はそこに解決すべき様々な問題があることを知っている。1693年の爆撃の後の再建期に完成されていた邸宅が複数ある。これらの邸宅は時間による破壊、そして所有者による無関心に耐えてきた。我々はそれらをできるだけ当初の状態にもどすことを試み、これらのメゾン修復した。しかしそれ以外のメゾンは決して完成されるものではなかったし、それらの完成は基礎の不十分やその他に理由、自己や戦争、によって延期されていた。何をすべきか？我々はそのメゾンの計画が当初どのようなものだったかを示すような建築家のデッサンを所持しているのに、これらのメゾンを発見した時の状態を維持する必要があるか？祖先達がたつてグランプラスに与えようと夢見た輝きを、ふたたび与える事を我々はあきらめなければならないのか？

我々は、これら邸宅の創造者である建築家がかつて考えていたようにこれらを保存し、思慮深く行動した。

似たようなケースは他にもあり、もっとデリケートなものは王の邸宅である。

王の邸宅は決して完成されることはなかったし、爆撃の後、大変いたんでしまったために、その時代のスタイルで修復されてしまっていた。

この建物の一部分から、我々は建築家の意図を理解していた；発見された諸部分は、我々にその建物についての正確な外観を教えてくれたが、しかし王宮は決して完成される事はなかった。では「王の家」はそのような状態のままにするべきだろうか？それともかつて建築家が構想していたような姿に完成するべきだろうか？

我々は完成しなければならないと考えた。しかしこれには難しい問題があった。というのは我々には完成されるべき「王の家」の姿の一般的イデーを教えてくれる記述書と、手書きの指示書をもってはいたが、しかし図面（デッサン）がなかったのである。ではこの修復を任された Jamaer 氏は一体どうしたか？彼は Van Pede 氏、この建物を計画した建築家、の他の作品にインスパイアされ、彼の作品の断片を参考に、また我々のもっている指示書にも従いながら、それを完成させたのである。

従って我々は、こうした慎重さをもって、できるだけのことをやったと考えている。我々は追求されるべき目的を尊重したがそれは私の考えでは最も考慮すべき要素のうちのひとつである。

さらに例をあげれば、ヘントにある Comtes de Flandre 城、De Waele 氏が追求しているが挙げられる。私は行政当局の意図は、この建物を決定されたある1つの使用に供することでも。それを完成させることでもないと考える。それは人々が歴史の名の下に保存したいと望んでいる考古学的な性格をもつ記念建造物である。

わたしはこれまで挙げた例をみなさんにお話ししなければと考えていた。というのも、これらは古い記念建造物を修復において通るべき道についての様々なイデーを確立するために必要なものと思われたからである。

M. Aitchison (Buls が通訳)：Aitchison 氏はこの問題について発言する事をのぞんでおられた。というのも彼はこの問題を非常に重要なものとして捉えているからである。氏は記念建造物の修復に関する規則を定める事は非常に微妙なことだと考えておられる。というのも発見した記念建造物の状態はしばしば、当初のイデーを探るには難しい状態にあるからである。かくして倒壊した堂宇を再建 réédifier することは非常に危険である。というのももの輪郭 lignes の正

確な方向を誤る可能性があるから。材料もまた、この記念建造物の基礎がうけた変形の結果、ゆがめられてしまうかもしれない。

私も申し上げたように、英国建築家協会の名誉会長のエイチソン氏は、修復にあたっては追求されるべき目的を気かけなければならないとの意見をお持ちだ。この目的は、単に考古的観点から記念建造物を保存することが問題となる場合と、次の世代へ残すために打ち捨てる事は避けるのがよい場合とでは異なる。逆に、もしこの記念建造物を新たな使用に供することが望まれる場合には非常に心配である。というのも、この記念建造物を完成させる事によって、当初の理念が湾曲され、将来この記念建造物を見る者に、それが古い時代にもっていた外観を伝えられない恐れがあるからである。名誉会長のお考えは以上である。

Saintenoy : De Waele 氏が提起した問題は、英国建築家協会会長の Aitchison 氏が非常にうまく見解をのべたように、De Waele 氏が強く勧めるような一般的規則では決して解決不可能な複雑な問題である。しかしこれら規則と Cuypers 氏が導入しようとした規則との間には大きな隔たりがあるが、2人の主張の間に本当の答えがあるように思われる。

私は、これらの問題を実際の記念建造物に即して解決しなければならないとする Cuypers 氏の考えに大変敬意を払いたい。

もし、記念建造物に即して提起された3つの問題を検証するなら、その答えは、この場、すなわち純粋に学術的な議論の中、で生まれる答えとは、おそらく非常に異なるだろう。

過去の建築技術の欠陥は訂正すべきか、それとも尊重すべきか？

De Waele 氏はこれを尊重すべき、とした。なぜならこれらの誤りや欠陥も歴史の一部だからである。この構造 construction の欠陥は、実際、過去の時代の建築の特徴あるいは名残のひとつでもある。親愛なる De Waele 氏は完全に考古学的であり、それについては私も同じである。私は彼の意見、考古学的ではあるけれども、に賛成ではあるけれども、それを絶対的なものとはしない。

Cuypers 氏はそれについて次のように述べた。過去のものを尊重することを口実に、経験からその不備が証明されたり、求められた意図 but に応えていない基礎を、保護することはできない。私は Cuypers 氏に賛成である；そしてまた私には、これらの基礎を、我々の時代に可能なあらゆる科学を用いて作った新

しい基礎に取り替えることも可能であるように思われる。もしある建物にあがって、他の要素を取り上げ、私はかつて使われていた小屋組みによって変形された屋根、教会の身廊の壁を検証するとしたら、この身廊の上に古い欠陥のある小屋組みを設けるために私の考古学的見解というのは、十分なものであろうか？みなさんは次のように言うだろう：過去の尊重！しかし一方で、もし私が同じ小屋梁を設けたら、私は壊れた建物を作ってしまう事になる。わたしはここにおいて、De Waele 氏の結論は非常にカテゴリーックであるように思われ、その点は Cuypers 氏の見解に賛同する。私は、De Waele 氏が彼の提案の中に次の一文を加えてくださることを望む。

一般的議論では予想困難な特別なケースを除いて、過去の建築構造の誤りや欠陥を修正せずに尊重すべきである。これが一点である。

同じく重、古きコンセプトを尊重することを理由に、ある特定の石材をつかうことは重要であるか；建物によっては重力に耐えていた石材を使うこともあると思う；しかし、これらの石材が建物を廃虚化し亀裂を生じさせる新たな要因となりえるという確信をもっていたら、同じ石材を用いることは褒められることではない。こんな時どうするべきか？これらの非常にもろい friable 石材をより耐久性のある石材と取り替えなければならない。しかしまた、この耐久性のある石材をつかって、この建物を建てた人々が考えていたのと同じ建築的原則を再現し imiter、保持するように努めなければならない。これらより耐久性のある材料を使うことによって、少なくとも過去の建築工法を踏襲しなければならない。

これに De Waele 氏は大変満足されている。なぜならもし、高品質の材料をつかって、その品質の悪さが証明された材料を置き換えれば、少なくとも我々はこれらの発展の段階を保存したことになるからである。

これについて私は氏の提案に、私が証拠 les temoins とよぶべきことに関する簡単な一言を入れてもらえないかと思う。我々の行う修復のほとんどに証拠が欠けているのである。

我々の記念建造物のいくつかはたいへんよく修復され、その古さは完全に失われ、もはや見てもわからないような状態である。

もし De Waele 氏が許容するなら、将来考古学者が将来再び発見し認識できる

ような証拠が求められるように提案を修正すべきである。

次に 2 番目の問題：不完全な部分は完成すべきか？

これも大変な問題であり、デリケートな問題である。そしてここに Cuypers 氏は私がそれを放棄することを許すだろう。

私は過去や古い記念建造物を絶対的に敬う事に賛成であるし、現代の使用に適応させることを理由に古い記念建造物を新しい建物にしてしまうことは認めない。教会は教会として使われるためにつくられたのだから、教会のままにするべきである。市庁舎も同じ目的 but で保存されなければならない。したがって過去の絶対的な方法を敬いなさい。

しかしこれには例外もあるのだ！

Malines 市にはとても美しい教会があり、そこには、この教会を建てた建築家のオリジナルの記録が残っていた。この建物は壊すべきか、完成させるべきか、はたまた未完成のままにすべきか？ある人がこの教会の塔は完成させることができるかと教えてくれ、私は建築家の記録をよみ、そして、この塔は完成させなければならぬ、と言えるだけの理由があるように思った。それは政府も望む所であった。なぜならこれは世界でもっとも高い記念建造物（石造でできたものでは）だったから。これが過去をする私の見解である。

これで最後にします；ある人が次のように言っています「ある建物が芸術が何年もの間安定しているような決定的ではっきりとした時代に属している場合」このように、美術史の中に、25 年間もつづく理念の不振な時期がある。私は、こうした時代に建てられた建物を完成することに De Waele 氏は賛成するだろうか？と思う。

世界的な建築物、例えばパリのノートルダムをとりあげよう。ノートルダムの双塔を完成させたことを考えて見なさい。これこそ 13 世紀、13 世紀初頭の真正銘のスタイルをもった建物である。

みなさんもわたしと同様にそうした記念建造物は敬うべくだと言うでしょう。私は従って、みなさんの提案を修正することを要求します。

ここで、2 時間前から興味深く講演を聞いておられた陛下は会議を一端やめる旨を伝えられた。議長は会議を中断し、事務局は再び閣下へ始まりのセレモニーを行った。

事務局が休憩を取ると、陛下は Bruyn 大臣と Dumoritier 議長に対し、記

念建造物の修復に関してうまれた興味深い議論のおかげで、大変な喜びを覚えたことを表明された。陛下はこの会議の成果が、建築芸術はたまた建築家にとってより大きな成果をもたらすことを望まれた。

会議は再開され、Stubbern 氏が話した。 (Buls 氏による翻訳)

Stubbern 氏は、もし記念建造物の修復が Cuypers 氏に託されたならば、規則を設ける必要はないだろうし、すばらしい建築家による仕事の結果は絶対的に信用されるものだと申している。しかしこの仕事があまりよろしくない建築家に委託された時には、講演者は De Waele 氏の提案が採用される必要があると考えておられる。

第一の問題については、できる限り、記念建造物をそのままの状態に維持すべきである、というのが話者の意見である；Stubbern 氏は、記念建造物は基礎からてっぺんにいたるまで、その原形について、求められた目的の明確な理念を有しているので、破壊してはならないという意見から、Cuypers 氏に賛成する。

2つ目の問題については、氏は、記念建造物を完成してはならず、それは発見された時の状態のままに維持しなければならないとしている。しかし彼は De Waeles 氏の結論に賛同し、様式が純粹であるとか、過渡期の様式でない場合には、De Waele 氏が言うところの完成の可能性を認めている。

3つ目の問題については、Stuberrn 氏は、やはり De Waele 氏と同じく、記念建造物を、過去が伝えたように保存しなければならないとした。しかしながら、一般規則について、彼は次のようにも考えている。この問題については明確にすぎる規則を描いてはならず、議論を通じて全国の意見をきくのが望ましい。これらの問題は各記念建造物に応じてとりわけ検証されなければならない、というのもあまりに明確で確固たる結論を採択したことを後悔するかもしれないから。

Suzor : これは非常に重要な問題であり、展望がみえないように思われる。この問題は作者、すなわち死者の権利の問題である。彼らはもはやこの問題に関する議論で自身の意見を述べる事はできない。私はこんなことを考えた。非常に大きな才能をもった今の若い人達は、もし後の時代に自分たちの作品を変えられてしまうとしたら、どんか顔をするだろうか、と。私は、なによりもまず、作者の当初のイデー*idée premiere* を尊重しなければならない、という意見は正

しいと思う。

Buls 氏はこの問題をブリュッセルではどのように対処しているかを示してくれた。したがって最もよい方法は記念建造物を修復する人々へ次のことを伝えることである。

ブリュッセルでそれをどのようにやったか参照しなさい、と

Vandenberghé : 私は考古学者ではなく、ただの建築家です。この時代の人間として簡単に。これは Saintenoy 氏の言葉です。

私は、現代の人間として、ある教会のケースをみなに問いたいと思う。というのもこの教会は常に重要なものであり、また他のものにも同様にいえる問題だと思っただけである。私が言いたいのは終わらせたいケース、例えばゴシック教会において、完成させるべき内陣がまだ残っているケースである。私がなぜ我々がゴシックをするのかわからない。ゴシック教会の中の非常にみごとなルイ 14 世の聖職者席が、それを現代建築にすることだができるという考えにいたる人はいない。我々の時代には著名な建築家達がいるが、彼らは保護する為にそうするのであろうし、また彼らは教会の内陣を完成する事ができるという為にそうするのであろう。しかし今存在するものは必ずしも一級品の傑作でわけではない。

私は過去を敬う。しかしそれは過去の仕事がいずれも以上に美しいことをみず。こうした仕事のために世界中の最も優れた建築家達に是訴えることは、コンクールをするということである。かつて昔の間には、たしかに有能な建築家がいた。しかしみんながそうではないでしょう？仕事の失敗が過去にあったこともまた事実であり、それは現在にも未来にもおこりうるのである。私としては、繰り返しになるが、未完成のままの過去の作品を、それが建てられた時代の様式で、完成させることのできる建築家が不在である、という意見は認めることはできない。

したがって次が私の主張である；みなさんにこの考えを共有することを強制はしない。そこにはおそらく、率直さ、というひとつの美点しかない。私は我々の祖先と同等の能力をもち大変尊敬されるような人物、が皆さんの中にもいらっしゃる、ということが言いたいのです。

議長 : これまでだされた意見から、我々のうちの多くが De Waele 氏の結論に賛

成していることがわかったが、しかしまた多くの人々が、その結論に誉まれ高い報告者が与えたのと同じくらい革新的な意味がそこにはあるように思うことを欲していなかった。彼らは、Aitchison、Buls、Saintenoy、Cuypers、Stubbenら、その他の人のように、各ケースにおいて、問題を検証し議論することを望んでおられるようだ。一見するほどには対立していないこれらの意見を調整するために、みなさん、私は建造物修復という題材において、革新的すぎる規則をもうけることは慎重なことではなく、また各ケースを検証し、それに最もふさわしいと考えられる解決策をうちださなければならない、ということを皆さんに提案したい。次に De Waele 氏の結論にうつろう。

このように、我々がかたにはまった宣言文をつくるべきではないが、それにもかかわらず提起された問題について、1つの見解を示すべきであろう。この提案はみなさますべての意見をくんだものになっているでしょうか？

会員の一： De Waele 氏について意見を述べたい。

議長： 申し訳ないが最初の文章は可決している。これらの結論に先立っている。

Vandenberghé： 私は結論を出さないほうがよいと思うし、公正な判断としてもそうだと思う。

議長： この問題に答えるべきではないとお考えですか？

Vandenberghé： 私と同じ考えの人がいるかもしれない。答えをだすのは不可能である。

議長： そうおっしゃるのなら、まずこの前提問題について問いましょう。

Roussel： もし私がこの提案に賛成なら、： 記念建造物を修復する必要があるケースで、私は記念建造物を地上面まで引き上げ、基礎はそのままでしたが、あらゆる計画を総合し記念建造物を再建しました。もし 13 世紀様式の部分があつたら、もしルネッサンス様式のがあつたら、私はこれらをこれら 2つの様式に修復します。しかし当初の様式の部分については、私には不可能であるように

思います。私の意見としては、こうしたケースでは、学識をもった建築家を採用し、その人に権限をあたえる必要があると思います。

議長：文字にして提出して下さい。よく理解できませんでした。他の方よりさらにラディカルな意見ですね。修復するよりまず破壊しろとおっしゃているように思われましたが。

Russel：壊したいとは言っていない。

議長：皆様の多くもわからなかったのではないのでしょうか。

数名：理解できませんでした。

De Waele：議論に参加した人全員が明日また話し合う事を提案します。次の会議を調整すれば、我々は草稿について理解し、結論達するでしょう。

前提問題はどうか！

議長：そうです。前提問題について評決をとりたい。簡単な事です。この問題に答える必要はあるだろうか？必要があるとお考えの人は手をあげて、、では反対の人は、、

議長：大多数の人がこたえるべきとお考えのようだ。（拍手）

De Waele 氏と Harmand 氏の提案は可決された。

第 5 回国際建築家会議（1900、パリ）

議題 5 「記念建造物の保存について」

第 5 回会議

1900 年 8 月 2 日午前会議

議長：P. J. H. Cuypers

総書記：Poupinel

会議は午前 9 時半よりはじまった。

議長：総書記の Poupinel 氏に、第 4 会議の会議録を読み上げてもらいます。

Poupinel が会議録を読み上げる。この会議録案は採択された。

議長：本会議を代表して、Poupinel 氏が傑出かつ迅速な方法で議事録を作成してくれたことに感謝をおくります。

ご周知かとは存じますが本会議の日程は変更にされた。ここでは Bohnstedt 氏に発表していただく問題、「記念建造物の保存」について取り上げる。

しかし、Bohnstedt 氏に話していただくまえに、この主題についてブリュッセル会議でなされた事についてお伝えしなければならない；すなわち、記念建造物の修復のための急進的すぎる規範を定めているこの決議を採択するのは慎重なことではないということ；その記念建造物の起源や歴史、目的、設立時に用いられた工法、使用した材料、そしてその記念建造物がおかれている保存の状態、あるいは破損の状態の原因について調査がなされた後に、特に各ケースについて検証し、最もよいと考えられる解決策をうちだすのが望ましいということ、である。

歴史的記念建造物の保存に関しては、非常に明確な 2 つの思潮がある。その 1 つは、我々が知っている古代の芸術的な建造物を後世に伝えるという名目のもとに、記念建造物に手を加えることを禁止し、保存よりも絵画的な廃墟と化すことを好む思潮である。

これに反対するその他の潮流もある。私もこのグループの1人であるが、彼らは次のように考える。すなわち文明人は、記念建造物が時間によって破壊され絵画的な廃墟と化するのを見て喜ぶために、単純にそれを建てたのでは決してない、という考えである。どんな記念建造物にも1つの用途があり、それは単に目を喜ばす為だけに建てられたのではない。その最も基本的な使用法は明らかに自然の厳しさから我々を守ることである。

それゆえ、私は次のような意見に存している理論に賛同しかねる：記念建造物の保存にあたっては我々が発見した時の状態のままにせねばならない。

もし我々がそのようにふるまったら、我々は、価値のない材料の不完全なよせあつめしか後世につたえないだろう。我々の短い一生の中でさえ、いくつかの記念建造物が、無視によって、またイギリスで設立されたある団体の理念を適応することによって、失われるのを目撃することができた。この団体の目的は、古き記念建造物に手を加えさせないことと、絵画的な価値を最大にするためにその作品を自然の状態のままにすることである。

もう1つの解決方法も同じく危険である。それは記念建造物を現代の要求のために活用することを主張する。これには、市政側の法的選択が不可欠である、なぜならある記念建造物をよく活用するには、それが当初もっていたのとは別の用途を、その特性を奪う事なく与えなくてはならないからである。しかし、もし修道院の中に兵舎をつくったり、もし教会の中に階段をつくり、そしてそこに大寝室を設けたりすれば、これはもはや記念建造物の保存ではなく、私からすれば、考えられる最もひどいヴァンダリズムの罪深き行為である。

幸運なことに、我が国は何かしなければならぬと確信しており、この点に関しては、状況は改善されている。

私は同じく、修道院として改築された中世の古兵舎を博物館とアーカイブの保存庫として使えるようにした。私はこの記念建造物に、それがかつて有していた特性 *caractère* を、再び与えることができた；教会は美術館の大広間になり、資料保管所が身廊に設置された。

私はこのように申し上げたのは、ただ単に、用途の変更によって記念建造物を損わないためにも、如何に市会議員がこうしたケースにおいてどれほど注意深く行動しなければならぬかを例によって示したかったからである。

記念建造物は保存しなければならないが、例えば、もし屋根の状態を復旧 *rétablir* しなければ、それは不可能である。非常に多くの場合、屋根、庇、軒

樋は損なわれていました。もしそれらを復元 *refaire* しないのなら、その記念建造物が受ける損害とは、最後にはその堅牢性の損失であり、それ故その特性の損失である。

これは次の問題とも関連しています。それは：『記念建造物の修復において、過去の誤りや欠点は尊重すべきか、それとも修正すべきか？』という前回の会議で結論が出された問題である。

『建造物の技術的發展段階は、芸術的フォルムの修正と同じ理由で、中世やルネッサンスのいろいろな時代を特徴づけている。当初の構造体の要素の改善、いわば近代化を望み、記念建造物の建築的様式を生み出しているこれら2つの要因を引き離すことは非難されるべきだろう。』

と Waele 氏はかつて述べた。私はこの結論に賛成できない。3年前のブリュッセルで三年前に、基礎に関して述べたことを、繰り返したくはない。次のことに皆が同意してくれるだろう。中世においては、建物を建てる土地について知識がなく、しばしば巨大な記念建造物の基礎は補強しなければならなかった、それは原始的な基礎は十分深くに基礎を築いていないか、あるいは不十分な方法で作られていたからである。

別のケースもある。河川の近くでは、移動と河川との接触は、記念建造物の耐久性に大きな影響をあたえ、建物の保全と保存のために新たな建築に不可欠であることがある。

沖積土のうえに建設された12世紀の大聖堂の例があった。2、3世紀前から流れている河が砂の層を残し、その上に建っていた。固い地面の上にあると信じて建てられたのである。この記念建造物は、常に動いており、非常に多くの亀裂がはしり、ヴォールト天井は変形し、側壁は垂直方向から65cmも外へ傾いた。

もし、この破損した基礎を、よいものに交換しなかったなら、記念建造物は決して耐えられなかっただろう。しかし、新しい基礎をつくるためには、私は記念建造物を固い地盤とつなげるために基壇を拡張しなければならなかった。この実施方法はさきほど私が申し上げた結論、そして3年前の議論を考慮すれば、非難されるかもしれない。この結論によれば、たとえ基礎や目につかない部分の修正が可能でも、目につく部分に変更してはならない。こうすることで、いわゆる近代化をせずとも、この記念建造物は当初の建築家がそれに与えたと

信じていた堅牢性 *solidité* を簡単に取り戻した。この建築家はしっかりした地盤に建てたと信じていたが、きちんと確認した訳ではなかった。実は地面を掘って土の堅さを調べることをせず、砂の上に建てたのである。私は、この修復が報告の意味における、改善あるいは近代化、だとは考えない。それは必要であった。ここでは、そのように行動して、記念建造物の特性を奪わなかった。

ルネッサンス以前の、中世の記念建造物において、建築的フォルムは分割不可能である；ひとつの建築的フォルムとひとつの構造的フォルムについて話すことはできない。構造的フォルムと建築的フォルムはルネッサンスまでは同一のものである、というのも構造的フォルムが建築的フォルムを与えていたからである。ひとつの記念建造物に対し、建築家は、技術者と芸術家という2つの人格をもつことができるという現代の普及している考えは不可能かつ誤った考えである。建築家は建てる者 *constructeur* であり、したがって技術家を兼ねなければならない。この名前(技術者)をつける必要はない、なぜなら建築家という言葉には中世に建築家につけられた「*maître de l'oeuvre*」という意味があるから。従って建築家は記念建造物の建築的フォルムと同様に構造的フォルムについても考えなければならないのである。

中世という時代は各記念建造物ごとに1つのプログラムを要求していた；私が記念建造物について話すとき、偉大な建造物 *les grand edifice* だけを考慮するつもりはない。多くの人間が、中世の建物を思い浮かべるとき、それは市庁舎や教会である；しかし彼らは、今日と同じように、日頃感じていたすべての要求 *besoins* を満たす為に建物を建てたのである。私が対象としている記念建造物は、従って、城や要塞、邸宅、焦点建築、もふくまれるだろう。今日、日常生活のこうした要求、や要請 *exigences* に応えるために、我々は遠い昔の人々が用いていたのとは別の方法を用いる。それでもなお中世記念建造物の保存と修復に関しては、なによりもまず、その建造に先立っていたプログラムと、構造を支配している原則とが一致しなければならない、ということは変わらない真実である。

そういうわけで、たった今述べたプログラムの要求を満たすことができるような材料を建築家は第一に考えねばならない。この材料とは、できるだけ、その時代に用いられていたもので、さらにできるならば、記念建造物にあたえられるフォルムが材料の性質と関係するように注意しなければならない。ギリシア人も例外ではない。私は言いたい。石材に適応したフォルムは木でなされる

ことはできない。なぜか？ なぜなら石材は分子、粒子によって耐力を発揮するのに対して、木材は繊維がその役割をはたすからである。そうした石造のフォルムは、木材のフォルムとは異なるものでなければならない。材料の性質というのはすべて同じではないのである。

これは金属については一層いえることである。金属はもっとも多様なフォルムに適合し、石造や木造とは全く別の外観の建物を生まなくてはならない。

このように建物のフォルムは使う材料の力、性質 nature、質に関係したものでなければならない。

これらのすべての問題は、これまでの会議において大きな切望とともに議論されることはなかった。私の目には極めて重要にうつるこれら問題の詳細については、軽視しすぎてきたように思う。

この点について会議で話し合うべき議題は2つに分けられた。第二の問いが作成された。

‘未完成のままになっている諸部分の中の建築作品は完成されるべきか否か？’

その答えは次のようだった：完成されるべきである。もし記念建造物がシンプルで多くはない要因をもっていたり、そこにほどこされた付加物を安全に支えることができるような保存状態にあるならば。しかしそうでない場合、応えはうたがわしいものになる。

これはつまり、『過去の時代のある記念建造物の未完成部分は、もしその要因が多くない、すなわちそのフォルムが単純であれば、(記念建造物を)完成せねばならない、と言いたいのである。では、とりわけ中世において、シンプルとはなにか？複雑とはなんだろうか？

未完成の記念建造物を完成させねばならない！確かにそうである。しかしこの規則は絶対ではない。もしこの結論がいつも法的な効力をもっていたのなら、我々は決して今のケルン大聖堂を見ることはできなかつただろう。同じく未完成のケルン大聖堂も、驚くべきものである。過去の建造物、例えば市庁舎、城郭など、あらゆる種類の建物で未完成の状態なものは多い。それでは、もし建築が複雑ならば、それらを修復する必要はないのだろうか？たとえば例として、もしエンタブレチュアとシンプルな円柱でできたトスカナ式あるいはイオニア式オーダーの記念建造物があったとしたら、それは要素 facteur が少ないために、完成しなければならないだろう。それに対して、もしルネッサンス以

前の時代の記念建造物、例えばとても複雑な市庁舎建築があったとしたら、それを廃墟の状態のままにしなければならないだろう。この規則はもはや絶対的なものとはならない。それではもし建造物を修復して完成したければ、どうすべきだろうか？

記念建造物の一部が欠落していて、その一部は壊れていないままの部分と同じフォルムでなければならないケースは稀である。その部分には実際には別の用途を持っていたかもしれないし、特にこの状況においては、記念建造物の本来の作者の理念 *idée* に一致させなければならない。もしこの欠落している部分が満たすべき要求に気づいたなら、当然これから行う拡張事業や竣工事業の中で、それに応えるよう努力しなければならない。

時々、基礎が作られているが、その上物(一部)が失われていることが時々ある。私も2、3回こうした状況にでくわした。1度は、1つの部分と完全に竣工された建物の2つの角に基礎をみつけた。土台も同じく接合部を示していたが、3階より下の階を知るためのプランは失われていた。全くこれは3世紀の間未完成のままの状態、ピトレスクな廃墟の状態、イバラが茂っていた。私はこの保存されていた廃墟を修復し完成させるように頼まれた。廃墟の状態を保持する事は愚かしいことである：人は風景画家や造園技師がよろこぶように建てるのでも、芸術家がすばらしい水彩画をかけるように建てるわけでもない。私は記念建造物の当初の作者の考えを見抜くことはできたが、しかし次のようには考えなかった：

「そのような建物の一部をそのままの状態にしなければならない、なぜならそれは絵画的で、我々の眼前に3世紀という時間を示しているからである。」

この文句はブリュッセルの会議で何度も発言された事である。私たちの目はこの光景をうっとりとする習性があるので、それは保存しなければならない。さて、繰り返しになるが、次のことは建築家のへりくつではない。

「記念建造物はピトレスクの為につくられたのではない。それは、なによりもまず、諸要求に応えるものでなければならない。」

そして私は同じく作成されることが出来る第3の問題についてきっぱりと断言したい。

『建物あるいは建物群の一部を、様式を統一するために取り壊さなければならないか？』

私はすぐに応える事ができよう。原則としてはだめである。例えばもし13世紀

の教会にルネッサンス様式のポーチがあったとしても、それは教会堂 temple ために建てられたのであってサロンのために建てられたわけではないので壊してはならない。しかし、もし教会や大聖堂の آپスにこのポーチが建てられていたなら、それは取り壊さねばならないだろう。というのも、ポーチはこの建物の エントランスとして機能しなければならないのにもかかわらず、 آپスは祭壇であり礼拝の場であるから。たとえ時代がそのポーチの用途を変えても、当初建てた時の要求はなお存続しているのである。したがって私は、古い記念建造物は完全な姿で保存されなければならないけれども、このポーチは、それが職務の妨げとはならない側廊にある場合をのぞいて、保護される必要はないと考える。この場合、ルネッサンスであろうと他の様式であろうと、このポーチは修復しなければならないだろう。なぜならこれは 2 世紀前の人々が作っていたものに関する 1 つの規範を与えてくれるから。

従って、私はつぎのように結論づけたいと思う。修復をするにあたって、芸術の歴史のために、そして過去からの伝統のために、芸術価値、歴史的価値をもつすべてのものを保存し、そして建築のどんなに細かな部分も軽視せずに、この道をできるだけ全うしなくてはならない。「歴史的記念建造物の保存」は第 1 級の記念建造物に限定されるものではない；実際、私たちは先祖が残してくれたすべての芸術を保存しなければならないのである。

非常に地味な modestes 建築は、人々の慣習や使用方法を私たちに伝え、また我々を過去に生きさせることで、当時の家族の暮らしを鮮やかに思い出させてくれるだけでなく、その動産、家具や道具は我々の規範としても役立ち、また貴重な資料となるだろう。

皆様、私のスピーチはここで終わりにして、Geymuller 氏のスピーチに移りたい。しかしながら終わる前に一言、これまでオランダの仲間と私は、過去の会議にも出席し、ベルギーとフランスの友人達によってとてもあたたかく受け入れられた。今後の会議では、今度は我々が皆様をお迎えできればとても幸いである。オランダはすごしやすいし、外国人をととても歓迎する。繰り返しになるが、もしみなさんが今後会議の開催地としてわれわれの国を決めてくれたら、それはハーグかアムステルダムになると思うが、我々は歓迎します。

Bissuel : 会議の日程について簡単な質問がある。私は別の日において、建築家の資格に関する提案を作成した者だ。昨日の夕方の会議で発言するために登

録をすませてある。今朝返事が来て、本日は歴史的記念建造物の保存の問題だけが取り上げられることを知った。自分の発表が会議のいつになるのか教えて欲しい。

議長：ここで話し合うべき議論を2つにわけないためにも、今朝の会議でそのことを言って欲しかった。あなたの発表は本日の夕方になるでしょう。

Davoust：それでは「建築家の資格」の問題は本日の2時半から5時半の会議で取り上げられるということによろしいか？

議長：その通りです。

Normand：今は会議の日程について話す時ではありません。

議長：次はBohnstedt氏のお話です。

歴史的記念建造物の保存について

Bohnstedtによる論文

1900年8月2日 国際建築家会議

歴史的記念建造物の保存は、その国の古き芸術を、前史時代の人間からはじまりすべての時代のすべての様式を通して我々に近い過去に至るまで、そして偉大な芸術からインダストリアルアートのようなもっと地味な文化活動まで、包括しなければならない。

この意味において、歴史的記念建造物の保存はこの万国博覧会を通じて、輝かしい世紀の偉大なる進歩のひとつに数えることが出来よう。というのも過去の時代では、古物や、絵や彫刻のような一部の芸術品にしか関心をもっていなかったからである。

ご存知のように、教皇領で14世紀にローマ帝国の古物のための法律がはじめて発布され、そしてラファエル自身が、最初の記念建造物の公式保存家だった。

ヨーロッパのその他の国々でも、スウェーデンではグスタフアドルフ王のもと、18世紀のノルウェー、デンマーク、ポルトガル、オーストリアハンガリー帝国、それぞれ歴史的記念建造物の保護が芸術愛好家の王によって設立された。

これらすべては厳密な役割を確立しておらず、歴史的記念建造物を規制していなかった。

この取り組み service が発展したのは今世紀にはいつてからである。とりわけそれは、これまで軽視されてきた時代、中世や近代、をみつかった考古学や歴史の研究を推進力として発展した。各国が歴史的記念建造物や貴重な芸術作品を保存することを名誉ある義務とみなしたのは今世紀だけである。残念な事に、この考えは未だ国民の意識に根付いてはいない。どれだけ多くの人間が未だに、優秀な学生や大変高名な学者でさえも、記念建造物の愛好家たちの努力を笑っていることか。また歴史的記念建造物に関する業務を法的に規制することは大変難しい。

いったいどうしてフランスが 1887 年 5 月 30 日の法律へ至るまで多くの時間が必要でなかったというのか？第 1 期の歴史的記念建造物委員会が任命されてちょうど 50 年である。イギリスでは John Lubbock 卿が 1882 年に“古記念建造物保護法”の採択に 10 年以上を費やした。

イタリアでは、よりよい法案が 1872 年以来存在しており、1878 年に上院に承認されたが、しかしながら未だに公布されていない。

オーストリアハンガリー帝国では、歴史的記念建造物の研究保存のための中央委員会が 1850 年以来活動している。ハンガリーでは 1881 年に発布された法をもつのみである。その他の君主制の国家は法すらもたない。

我がドイツでは、歴史的記念建造物の保存は連邦諸国の管轄である。従って今ある法も大変異なっている。いくつかの国 *etats* は、組織をもたず、また別の国では *un controle* が公的記念建造物を管理し、公式の保存建築家を任免している。多くの国が 10 年前から州内の記念建造物の目録をつくっている最中である。

この仕事に携わる者はみな、自らの職業あるいは専門のために、あるいはもっと単純に芸術への愛ゆえに、現代生活が生み出した危険から過去の時代の芸術作品を保護するための措置が不十分であることを嘆いている。というのも時間、火、水、戦争、そして革命のように、彼らを常に脅かしている危険とはまた別の新たな危険が突然生じたからである。これはとりわけ、都市の急激な拡大、運搬方法や商工業の並外れた発展、工業によって、生活条件の豹変によって、また同様に不幸なことに美しく飾りたい完成させたいという新たな情熱によって、脅かされた建築家としてのわれわれを惹き付ける問題である。

新たな交通路をつくるために、市壁や市門、公的、私的建造物が破壊された。あたかも直線的で幅広な大通りや方形な街区をもったアメリカのある都市が理想であるかのように。

衛生を理由に、実際のところ新鮮な空気と日光が欠乏していた古い区域が破壊された。古い邸宅は、住めないという理由で廃屋のまま放棄された。古い市庁舎、教会は完全に再建 *reconstruits* された。人口が増大したからである。その付属建造物から主屋となる古建築を解放するという大きな誤りから、一体的な調和を形成している取り巻き *entourage* を破壊する。しかし、誰1人として、国際博覧会の古パリ *Vieux-Paris*、古ブリュッセル *Vieux-Bruxelles*、古アントワープ *Vieux-Anvers* に対し敬意を払わない人はいない。人々はオリジナルよりも石膏やスタッコでできたこれらの模倣物により趣味 *gout* をみいだしているように見える。

長い間、十分な注意をはらって、様式の浄化と統一というこの全く現代的な誤りに対して費やさなかった。前回のブリュッセルの会議では、この問題が取り上げられ、この現状変更 *transformation* が許容される限度を検討した。しかし、非常に理性的であるこの限度がどんな場面でも尊重されるものではないということ、そして非常に貴重な芸術作品がしばしばどんな代価を払っても純粋な様式を目指そうとする幻想によって脅かされていることは忘れてはならない。

人々が、都市の魅力とその当初の特性 *cachet* を保存するために、交通路を遮断したり衛生面をないがしろにして、都市が発展するのを阻止しようと考えなかったのはいわば当然のことといえる。しかし各ケースにおいて厳密な調査を行い、最大の注意を払ってことを進める必要がある。

これらすべての危険には法的措置によって対処する事しかできない。それゆえ、Harmand 氏、フランス建築相互扶助公庫の法務主任、がブリュッセルで提出し、採択された提案は大きな好意をもって認めなければならない。

それは次のような提案である。

《会議は、各国で目録が作成され、記念建造物および美術品(発掘による新たな発見物も含む)の最終的な保存と指定を保証するための最良の措置が取られる事を望む》

《会議はこの結論を保証する為にも、現行の規制が近いうちに統一されること

を望む》

目録の作成とは、この場合、記念建造物をその細部まで明らかにし研究することではなく、単に記念建造物およびその国のすべての芸術的遺産をカタログ化し、フランスの指定記念建造物のリストのように、それらを1つのリスト中に集めることである。

指定 classement によって、数ある記念建造物の中から1つを指定することが、損傷や廃墟化から記念建造物を守ることにはならないだろうと、考えてはならない。指定すること、それは法の保護下におかれた記念建造物たちを登録し、記録することである。

すべての記念建造物を愛するものが、この要望の前半部分について全面的に協力するであろう。しかし後半部分が様々な国の政府に受け入れられることについては疑がわしい。

記念建造物を保存に関する法律やうまく組織された課をもっている国々は、それらをあえて修正することを拒否するだろうし、そうでない国々はもっとよいものにしようと努めるだろう。

フランス以外の国で、次に挙げる国々は政治、法、制度、に適した規制を所持している。1834年ギリシア、ハンガリー、インド、エジプトは1881年から、イギリスは1882年、トルコは1894年、ブルガリアは1889年、ローマは1892年、チュニジアは1894年である。これらを改訂しなければならないだろうか？

長期的な外交によって和解をえることでしか、この提案にまで達することはできないだろう。最終的には、現行法によって既に実現しているか、あるいは新たな法律に導入される可能性のある一般原則でしか一致しないだろう。

もちろん本会議は、その絶対的な権限 *autorite* や権力 *competence* によって、これら一般原則の制定を求めたり、もちろん指図することもない。会議によって採択、賛成されたこれらの一般原則は、すべての記念建造物の保存についての法案が、公や法文化の中で間違いなく遭遇する反抗や、ためらい、反感に打ち勝つために役立つ。なぜなら、保存の概念は今世紀中に広く浸透したにもかかわらず、我々の記念建造物は過去からの貴重な遺産のひとつで、我々にはそれを次の世代に無傷の状態を受けついでいく義務があると考えている人間は実にわずかであるからである。

もし仮に、ある1つの法律がモデルとなりうるなら、それはフランスの1887

年の法律であり、それは歴史的記念建造物の保護保存ためにフランスにおいて採用されている措置のすべてであり、実にすばらしいものとして世界的に認められている。

この法律は指定制度に基づいている。

《歴史的記念建造物》によって理解されるものに、十分正確な定義を与える事は決してできないだろう。1881年5月24日に施行されたハンガリーの法律には次のように記されている。《「芸術記念建造物」が示すものには、地上および地下にある建造物と解されるすべてのもの、およびその付属建造物で、芸術および歴史的記念建造物の価値を有しているもの、が含まれる》、結局のところ、これは回りくどい表現でしかなく定義とはいえない。

1834年5月のギリシアの法律は第110条と111条によりはっきりと明示されている。《彫刻的、建築的作品の他に、入念に仕上げられた大理石、その他の石材のマッスの古物を、また絵画やモザイク、つぼもあらゆる種類の貨幣や既述も同様にして》

これらのことはすべて現在の法律では理解されていることである《同じく遠い昔からの、すなわち中世からの、キリスト教芸術に由来する作品も現在の法律に含まれないわけではない》

古美術屋や芸術批評家はこれらの指示をよく吟味すれば、こぼれおちるもの、すなわち法の適用外になるものを決定することができるだろう。では単なる所有者や同様の美術品を発見したひとびとにも同じことを要求することができるだろうか？否、それはできないのである！彼らは、自分の所有物を自由に処理する権利をもっていることを認識しなくてはならない。

この点について疑いをはらす為の手段はたった1つしかない。法の保護下におきたい作品をひとつひとつ数え上げ、その国のすべての芸術、歴史記念建造物の un relevement general に基づいた完全リストをつくることである。

これは長い歴史を有する国にとっては膨大な作業である。記念建造物の目録はずっと以前から多くの国でつくられはじめており、コレクション作品、特別な作品、モノグラフの詩集、刊行物、今世紀に現れた写真の数が膨大であることはわかっていたが、この偉業は迅速に達成されている。まず手っ取り早く列挙することがなにより重要である。その後できるだけ早く記述と歴史的細部へと続くべきである。

イタリアでは、古い芸術作品の目録作成を、その数があまりに多いので、諦

めた。しかしながら、フランスのように、少なくともその登録簿 un registre をうちたてることは可能だろう。あるいは不動産を登録することは可能だろう。同様にそのカタログに番号を加えることで、あるひとつのコレクションを示すことが可能だろう。

完成された目録では、記念建造物は指定され、すなわち「歴史的記念建造物」に登録 declares され国家の管理下に置かれる。この規制基準は私的所有権にかかるものであり、取り決めるのは容易でない。

もし所有者が国、州、区、郡、自治体、一般人のあるいは教会の組合、国家が監視している機関であればそう困難は生じない。それに対して、もし所有者が個人であれば非常に注意しなければならない。フランスの法律はこれについて有効な指示をあたえてくれる。それはまず記念建造物を国管理下におくことについてのお願いあるいは同意を所有者に求め、次に国が維持費用を負担することによる任意の参加（強制ではない）を要請し、最後にそれが拒絶された場合は、買い上げを認めている。

リストが完成されることは非常に重要である。制限された登録簿、例えばイギリスの法律のように、68 の古物しか含んでおらずそのほとんどがプレヒストリックであるような登録簿、は危険である。というのも、指定外の記念建造物がすべての保護の対象外になってしまうからである。

法による保護はどういったもので構成されるか？ドイツの歴史考古学脅威会は、昨年ストラスブルグで開かれた総会で、次のような4つからなる原則をまとめた。

《1 国家にとって、あるいは公的権利をえた自治体にとって芸術的歴史的価値をもつ不動産記念建造物は破壊されてはならないし、修復、修正工事の対象にもならないし、管理を任された行政当局との一致なしに打ちすてられてはならない。》

注目すべきは：

どのような方法で管理を行うのか、どんな機関 autorités に委託するのか、現在の行政かあるいは特定の保存技術者か、それとも公教育省管轄の委員会か。これは各国が抱える問題であり、また保存工事の監督と指導を行うすべての課にとっての問題だろう。これは非常に重要な問題である、というのも記念建造物の運命 sort はそれに依存するからである。確かに、重要な決定が、特別な敬

意を払うことを義務づけられた政治的機関のおもうままになされることはあってはならないし、その芸術とは無関係な土地の委譲がなされてはならない。そもそも普遍的提案などできない；せいぜい、フランスの制度をモデルとして推奨することしかできない。フランスでは多数名による委員会が業務を率いている；委員会は、まず4人の総監査員 *inspecteurs generals*、(三人の名高い建築家を建築関係の仕事のために、一人は学者で芸術品のためである)、事務局の力をかりて日常の業務を迅速に処理する、と；つづいて所有者として関係する様々な省の大臣、パリの国立博物館の館長、主要都市の高級官吏、偉大な芸術家や科学者、芸術批評家、蒐集家、作家たちのなかで特に優れた者で構成される。このように構成された委員会は、方針が決定されることなしに物事が処理されたり、あらゆる様式、ジャンル、芸術史の時代がその代表作を持ち得るための確かな保証をもつ。彼らは、修復あるいは変更について、記念建造物に関する法律の施行に関する1889年の1月3日の政令において非常にうまく定義を、よく理解しなくてはならない：

『以下のものは、その計画案が大臣の承認を得るよう提出されねばならない工事である：すなわち壁画、古い絵画の修復、新たなステンドグラスの施工、古いステンドグラスの修復、指定記念建造物を大きくしたり、隔離したり、保護するという目的のための工事、また暖房や証明、給水設備を設置する工事、その他記念建造物の任意の一部を変更したり、それらの保存を危うくする工事同様に指定記念建造物に対応して建てられるべき付属建造物の建設もこれらの工事のひとつに含まれるべきである。

2 芸術的価値および歴史的価値を有し、かつ国や公共の権利を目指す協会が所有する動産 *un objet mobilier* は、管理局 *autorité chargée du controle* の同意なしには、放棄されたり、修復されたり、根本的に修理されたり、変更されてはならない

3 国や公共の権利を目指す協会が所有する土地では、管理局の同意なしに、考古学的発掘および何らかの研究は、始められてはならない。

4 芸術的価値および歴史的価値をもつ私有の不動産、あるいは現在の所有者のもとに危険に晒されている不動産および、不動産や考古学的価値を有する動産がある私有地は、収用されるべきである。』

これらの条文は、さきほどのものと同様に理解されるように、フランス法と関連しており、一般的に採用されることが可能かもしれない。

私有権を扱った最後の条文はとりわけ重要性をもつ。なぜなら、もしそれがなければ、国は、救助がもっとも早急におこなわれるべきものでも、介入する術を全く持っていないからである。これは無知や悪い意思によって世襲の所有権が疎かにされたからではない。それは大概、無力さによるものである。なぜなら、なぜなら現代の要求にそぐわない古建築を維持するには多大な費用がかかるからである。似たケースにおいて、国は仲介し、所有者の助けとなるようにし、同じように彼の不動産を買い取ることによってそれを完全に解放しなければならない。

最後の条文は同じく個人所有の動産でも一定の範囲において適応可能であり、それら動産を脅かす危険には、誤った修復、修理 reparations、変更のように第2条で示されたものだけでなく、国外の流出もあてはまる。確かに国は、公的機関が所有する美術品に対するのと同じように、私有権を侵害せずにすべての放棄行為を禁止することはできない。しかし、もしその美術品が国の起源に関わるものであったり、国益となるものであれば、先買い preemption の権利を優先することができる。この原則は1820年に教皇国家のカメルレンゴによって発せられた有名なパッカ法 lex Pacca や、1834年の5月10/22のギリシア法のなかに見られる。イタリアの法案でも、先買いの権利が要求されているが、それに加えて、国は、もし美術品の輸出が許可されたら、その鑄造やデッサン、写真、そして任意の方法で再生産しコピーとして保存している。

もちろん、輸出の禁止をその国の昔の巨匠の作品すべてに拡大することはできないだろう；なぜなら古物や美術品の取引は、多くの失われてしまっていた作品の保護に大きく貢献し、また古美術の研究と評価にも貢献しており、それを絶やすことは望ましくないからである。また博物館や収集家が外国の作品を獲得することができないという状況は望ましくない。(輸出禁止の対象は)傑作や唯作、貴重な歴史的記憶をもつ作品だけであろう。それらはもし紛失してしまったら取り返しのつかない、いわば国宝といえるものである。

Charles Lucas氏が前回のブリュッセル会議で強い説得力をもって発展させたこの考えに従えば、このような諸作品が少なくとも本来の意図されていた環境の中にとどまることが主張されるかもしれない。しかしこれは実現にはほどとおい理想である。従ってそれらが国内に残っているだけでも満足すべきである。

またイタリアの法案では、同じく公的もしくは私的所有物にあたる美術品が

その研究を妨げるような方法で保存されるケースを懸念し、一時的に仮説のギャラリーに移す必要性を予想している。

その根底には、傑作芸術作品は数名の愛好家を喜ばせるためだけにあるのではない、という非常に正当な考えがある。愛好家は自分を喜ばれることができるだろうし、皆から搾取する事が出来る嫉妬する所有者：また天才芸術家からインスパイアされたいとのぞむ若い芸術家の勉強にも役立てなければならない。それゆえこれらの作品は公へ開かれていなければならない。そうでないにしても好奇心をもつ群集や、少なくとも普通の人より多くの関心をもっているすべての人々が見ることは可能にするべきである。もし宮廷の門や領主のシャトーの公開に支障がなければ、古代の住居や私有の芸術歴史コレクションも同じように訪れることが可能になるだろう。こんな風に、公の管理を訓練し、国は国宝の番人として、全ての違反を禁止し、適当な折にその権力を行使するために自制しなければならない。

国は、こうした制約の中で、毎年予算を組めるよう配慮しなければならないが、このことは今日非常に重要なことである。多くの国で、稀に記念建造物の保存と修復やコレクションの購入にとんでもない額が費やされる；しかし、普段の記念建造物の管理 service や他の不動産及び美術品を維持するための費用をまかなうための定期的な資金は非常にやせほそっている。国家はその国の記念建造物、その国のコレクションだけに配慮すればよいというわけではない。国家は、既に示されたように、協会や 機関、あるいは古物の保存のための費用さえも工面できない個人所有者に、援助を送らなければならない。なぜなら古き芸術作品が消失してしまったら、それは国全体の損失であり、またしばしば全世界の損失であるから。

記念建造物保護のための最も強力な手段は、おそらく、公の興味を喚起することだろう。国内の古美術への愛着とその価値への意識が、すべての階層の人々の心に生まれることを期待し、またこの意識を広めるためのあらゆる試みが奨励されねばならない。現在、考古学や芸術に関する協会がいくつか存在するが、それらの組織と記念建造物を愛する者たちの考えとその特徴について公を啓発するという観点から生まれた雑誌が、その基盤を整え、これ以上ない貢献をした。

フランスで記念建造物の指定制度が良い成果をあげているのは喜ばしいことである。不動産や美術品がリストに登録されたという事実は、人の目により大

きな価値を与え、畏敬の念や敬虔心を喚起する。

前回の会議では、ベルギーでは、記念建造物をうやうやしく保存するだけでなく、さらに過去の栄光を蘇らせるために、記念建造物群 ensemble の保存に配慮している都市があることが報告された。他の多くの国々ではこの考えにはほど遠い！

私がこれまでに示した簡単な法的施策によって、すべてものを現代生活の要求に適応させようとする者たちのヴァンダリズムから、また今世紀のはじめにヴィクトルユゴーが、その著書《Guerre aux demolisseurs》で強調したようなヴァンダリズムから、我々に残された記念建造物を守ることができればこれ以上ない喜びである。

Bohnstedt
カッセル政府主任建築家

議長： Geymuller 氏にお話いただきます。

Le Baron Henri de Geymuller： 皆様、私はぜひともこの会議で私が概略を示したようなジャンルにおける提案が、それはみなさんに配布されている冊子にも転載されているが、地味ではあるが有益な方法によって、古き記念建造物の保護に貢献できるかどうかを問いたいと考えている。

私の提案は極めて地味なものである。それは歴史記念建造物委員会のような大きな組織の変革をもとめるものではない。それはより地味で、しばしば指定されていない記念建造物を対象としている。しかし、それらは少なくとも、所在する地方や地域にとっては現実的価値をもっているのである。

私はこの感情によって、古代建造物についての重要な概念を、ある環境の中で発展させ、次にそれらが、これまでどこにおいても明白な意思で語られたことがなかったと思われる別な分野からの危険を避けるようにしたい。この危険はある特定の建築家の性向と慣習によるものであり、しかし、じっくりと熟考せずに、また記念建造物をしっかり調査せずに、この分野の仕事の特別な責任を知らずに、修復をはじめることを決してしないように細心の注意をはらった。

私は、補遺の分冊の 62 頁のレジエメの提案が、木曜日の会議でしか議論に上がらないだろうと考えているので、みなさんに私の考えをはっきりとお伝えするための準備をしたい。日程が変わってしまったために、自分のアイデアを整

理し正確にする時間がなかったし、おそらく私の発言も大変聞き苦しいものとなるだろう。ご容赦ください。

しかし、できるかぎり悪くならないように表現することによって、かえってシンプルに聞ける提案となった。その提案は私が 1889 年の会議で行ったものである。それはこの会議の成果を報告した冊子の中にある。従って、この提案をきいて頂きたい。そもそもそれは短いものであるが。

その前に、私が成長させなかった亀裂に関する別の提案が、現在の私の提案の中で更新されねばならないことに触れなければならない。なぜならその提案がみなさんに、あまり繊細でないように思われるのでないかと心配だからである。しかしながら、もしみなさんが、この提案を少しでも有益と考えるなら、私は、みなさんがこの見解を好意的に受け止めていただき光栄です。

以下が 1889 年以降の私の提案です。

《私は皆様にある問題について意見をあおぎたい。というよりむしろ、心の底からつぎのことをよく検討していただきたい、つまり、各国において、建築家とその協力者へ与えられる教育に、謙虚ではあるがしかし現実的な有益性を備えていると思われる補講教育(おそらくそれは 2 時間半程度のもので十分であろう)を加えることの妥当性を問おうというのである。これは、今世紀の始めには未だ認知されていなかったある状況を対象とする。今世紀の始めという時代には、建築家になった学生たちは、この状況とそれが内包している課題のおかげで、彼らのより正当な情熱とは矛盾した状態にある。

この教育は、いくつかの重要なポイントについて、現行の学校を卒業して遅れながらも記念建造物や個々の興味深い作品に気がついた学生たちを武装解除させないことを目的としたい。

建築家は、こうした記念建造物の守護者であり、また我々はそれらを保存するためにまさに彼らを頼っているのである。しかし、みなさんがご存知のように、建築家とは、その生来の資質からいって、「創造者 créateur」でもあります。それは創造者たちがしばしば「世界の創造者 l' Architecte de l' Univers 」と呼ばれていたことからわかります。

歴史的記念建造物の保存は、反対に、徳を必要とするものであります。それは彼らの輝かしい称号である天性の資質とは相反するものであり、創造者としての役割の放棄であります。また歴史的記念建造物の保存は建築家たちに自制

をもとめます。つまり彼ら先進者たち progressist(わたしはあえて革新者 radicaux とは呼びませんが)がとりわけ「私欲のない保存家」となるよう要求します。

私は、教養課程の適当な時期に、この建築家という職業の難しい側面、インスピレーション靈感の炎とは矛盾した状態にあるこの側面、 について学生達から特別気を引くことには意味があると考えています。

私はあらゆる過去の記念建造物が保存できると信じるほどおめでたくもないし、またさきに主張した2時間半という時間が歴史的記念建造物委員会に着任できる程の人物を育てるに十分であるとも考えていない。しかし私自身の経験から判断するに、これらの行動以外にも、なすべきことは多いのであります。

4半世紀の間、アルプスの北と真ん中の記念建造物とともに生きてきたのにもかかわらず、私は、はじめて、中世の教会の実践的修復を勉強するように求められた時、そうした教育をうけられたことはとても幸運だったのかもしれない。私が申し上げる2時間半は、多くの場合において、建築家や職人、そして所有者に意志をもたずなってしまうことを防ぐだろうし、無知によって現代の破壊者になることを防ぐだろう。

この教育は次のようにわけられます。

まず2時間は講義によって壁やヴォールトのひびわれ、亀裂の理論を示すことを目的とする。これは高等科学によってではなく、ダヴィンチがやったように、あらゆるものに理解可能な明晰さと良識をもって行われる。そうすれば各節は要約し簡潔にすることが容易です。

同じく建築家たち、そして所有者たちにはひび割れにたいして過度の不安を抱かないよう、そして容易に破壊と再構築にはしらず、むしろ基礎のひび割れよりも2つの陣営の間で繰り広げられる一時的な口論のほうが害悪であるような状況での保存にむかうように習慣づけるべきです。

残りの30分の講義は、軍人に求められるような国旗への忠誠の宣誓にも似た、特別な厳粛さに包まれるであろう。それは学生達が将来、古い記念建造物に手をふれるというこの神聖な使命のもとに召集された際に従うべき実践的指針と遵守すべき慎重さについて要約したものを読んで聞かせることに捧げられるであろう。多くの国では、おそらく、これに関する優れた手引書を持っていることだろう、フランスの芸術記念建造物歴史委員会のそれのように。しかしこの手引書は、4巻という複数の巻からなり、しばしば、必要な時に、建築家はそ

これから実践的な教えを抜き出す時間がないでしょう。

従って、私の考えに応じているものとして、2つの著書を引用したい。これらは各国の要求に従って修正されることができるだろう。ぜひこの短い講義の中に加えたいと思う本のタイトルは次のものである。

- 1 『古き記念建造物と遺構の保存』「古い建物の修復を推進するための一般的勧告」Conservation of Ancient Monuments and Remains, general advice to promoters of the restoration of ancient buildings;
- 2 「古い建物の修理・修復に携わる職人のための助言」Hints to workmen engaged on the repairs and restoration of ancient buildings.

以上が私の1889年時の提案です。現在の提案は以下のようなものです。

1 建築家と技術者のための学校、および構造 construction や装飾芸術あるいは建築一般について教える施設において、学生たちは学校が年に1度開催する特別講義に出席したことを証明しなければ *diplôme, brevet, certificat* のいずれの免状も交付されないことを、各国の政府が承認するよう努める。その講義は歴史的記念建造物を次の2つの視点から取り上げなくてはならない。

- a) かけがえのない国家の遺産
- b) 美学および技術革新の観点から見た建築の発展において、信頼できる指標 *jalons authentiques* となるもの。

次に、学生達には、王立英国建築家協会が1865年に発行し1888年に改訂された2つの手引書か、もしくはそれと同じようなものを読んできかせる。そのレクチャーにはおよそ27分を要する。この手引書のタイトルは次の2つである。

- c) 古い建物の修復を推進するための一般的勧告
- d) 古い建物の修理・修復に携わる職人のための助言

2 様々な建築家協会や技術者協会が、毎年発行する年報の中で前述の2つの《手引き書》を常時掲載することによって、前述の王立英国建築家協会のように、この諸概念の普及に可能な限り努めること。

議長： 続いて、Cannizzaro氏にお話いただきます。

Cannizaro: 私は Bohnstedt 氏の報告による結論と Geymüller 氏の提案に全く賛成です。私はフランス語でいくつかの言葉を加えるつもりでしたが、日程の変更されたために、みなさんにお伝えしなかった私の考えを準備することができませんでした。したがって私の発表はイタリア語で行うことをお許しください。これによって私の発表の即興性は助長され、さらにこの会議が大きな国際性をもつものになるでしょう。

みなさんはドイツ語と英語の報告を聞いた。今からとても短い発表をイタリア語で聞いてください。

(以下は Cannizzoro 氏の短い発表をフランス語に翻訳したものである)

修復とは何か？人はそれを様々な解釈をあたえてきた。《in pristinum restaurare》、いくつかの古い記述を読むと、修復とはある建物や古き記念建造物を、丈夫でない部分を再建し réédifier、完成させて、きれいで新しくすることによって、建物自体を新しい状態にすることを意味する。

私は、ローマ文化建築協会 la Societe dei cultori di Arcitectura di Roma の代表として、また一個人として、この種の修復を受け入れることはできないだろう。

我々は、実際、記念建造物を新しくするよりは、もっと価値があるようにその古さを守るために修復をしていると信じている。

記念建造物の保存が必要とされるのは、なにも我々の時代に限ったことではない。いつの時代にも人間は修復を行った。この仕事はしばしば著名な芸術家のもとに行われてきた。

我々は、とてつもない危機的状況にあり、この種の作品における古代の工匠が不十分であることを嘆いている。それは正しいが、しかし他人の欠点ばかり見て、自分の欠点に気付いていないともいえる。

今日の建築家、ここで私が言いたいのは真の意味での建築家すなわち芸術的で科学的で古き芸術に通じている建築家である、がある古い建物を修復する際、彼らは過去のすぐれた芸術家、パラディーオ、ベルニーニ、ジュゼッペ・ヴァラディエールたちが行った修復とほとんど同じ誤りをおかしているのである。

現代の芸術家や学者、折衷建築家の誤りは今日あまり明白ではないという違いがあるだけで、将来の世代は、今以上に明らかとなると思われる我々の誤りを明確に指摘し、我々の行った修復について、われわれが過去の時代に修復を行った人々に対して述べるように、我々について言うであろう。

自分自身の個性をきちんと把握し、自分の育った環境あるいは労働環境から受ける一般的影響から逃れられる芸術家などいない；作品は、それがどのようなものであっても、その時代の一般的性格を帯びるのである。

私は、数年前に、R. Accademia dei Lincei in Roma で父子アルベルティの自筆デッサンを見つけて、発表したとこと思い出す。この二人の偉大な芸術家は非常に注意深く古代ローマの記念建造物を、測量を用いて最も細かい部分まで再現した。しかし鋳造物やグレコロマンの大変美しい装飾彫刻はほんの少しふくらんでおり、知覚できないほどのカーブをもっていた。それは全体としてバロック的特徴を呈しており、2人の芸術家たちが正確に再現したと信じていた真のフォルムとは全く異なるものだったのである。

我々はほぼ正確な再現をすることができる、しかしおそらく、それは、同時に不完全なものでもある。

他時代のものを正確に再現しようとする行為は人間性に対する思い上がりである。

ではその結果として、我々は、あらゆる種類の修復をあきらめ、時が古い建造物を破壊するに任せるか、あるいは不完全なサポートだけでそれらを助けなければならぬのだろうか？

私はそのような極論へは至らない。

我々はできるだけ多くの記念建造物をできるだけよい状態で保存し、もしそれらがまだ実用に供されねばならない場合は、最大の配慮をもって必要な現状変更をしなければならない。それには、補強や再建、継ぎはぎが不可欠である。

しかし古物を良い状態で保存すれば足りるわけではない。それらが本当にあった当時に即してそれらを理解しなくてはならない、従って絵画だけでなく、その絵画がおさまっていた枠にも配慮することが有益であり必要であると私は考える。

また建築家においては、できる限り記念建造物のまわりを取り囲む二次的な重要性をもつ建造物群についても配慮しなければならない。

芸術記念建造物は、その決められた場所のために構想されたものなので、それを取り囲んでいたものが取り壊されてしまうと、しばしば記念建造物のフォルムのいくつかをもはや理解できないという状況におちいる。少なくとも周囲の建造物 *entourage* についても同じように改築 *renouveler* し、一般的なプロポーションを保たなければならない。

こうした考えから、私は、我がローマの協会のように行うことを推薦するという結論に至った。この機関は一人の建築家に記念建造物の研究や修復を任せるとはせず、建築家たちによる委員会を組織している。

もちろん修復の実行者は この委員会のメンバーうちの唯一人だけだが、その他のメンバーは常にその場において、実行者が必要以上のことをやってしまうという我々すべてにありがちな性向に陥るのを防ぐべきである。そして個人的な考えではなく、共通の考え、そして複数の専門家が議論して生まれた考えによる修復が行われるべきである。

以上のことから、私は芸術的歴史的記念建造物の修復が実施されるときには、修復工事の指導と管理監督を行うための専門委員会が任命されることを提案する。

みなさんは私の提案をご理解いただけたと思う：ある芸術的歴史的記念建造物の修復が行われようとする度に、建築家の仕事の管理する委員会が常に存在することである。

Charles Lucas : 我々は、たいへん興味深く Bonstedt 氏の注目される仕事についての講演を聞き、また我々の仲間であり、私の友人である Geymuller 氏の大変おもしろいお話を聞きました。つづいて Cannizoro 氏の話は聞きましたが、私は、彼の投げかけたいくつかの点について簡潔にお応えしたい。

もし私が、州や地方に散在している記念建造物についてお話しいただいた前半部の見解をきちんと理解できていたなら、氏は廃墟に対して強く同情的であるように私には思えました。

みなさんは、廃墟とそのピクチャレスクな外観に有利な証言をした。偉大な芸術家の愛着は破壊を未然に防ぐためにはおそらく不要であろう。しかしながら、私は修復を任される建築家の選定を奨励する施策に理解を示すとともに、政府や市会議が、記念建造物の保存への予算を拡大してくれることを期待している。

今事務局のほうでは、この会議で読み上げられた諸意見を、勧告というある具体的なかたちのもとに結論づけることができるかどうか心配であった。どうかにかこうにか私は仲間と相談し、我々が異なる立場にあることがわかる各個人の意見を決して傷つけないように、自分の考えを以下の勧告にまとめることができた。これは皆さんの希望を反映したものである。

《会議は、建築学校のあらゆる段階において、過去の記念建造物について学び、それらの破壊を回避するための方法を学ぶための場をもうけることを望む》我々はそのままでなくてはならないと思う。それは記念建造物を歴史的廃墟の状態に保つことを望む人々とて同じだと信じている。

さらに加えて、次の語によって私は勧告を完成することを提案する。

《記念建造物の保存と修復に配慮し、もし必要であれば、この必要な仕事の指導を、専門委員会に任せる》

私はみなさんが、我々を分裂させないすべてがこの勧告の中に要約されていることを理解してくれると信じている。

Cannizaro: 自分の考えを伝えるために一言申し上げたい。私はさきほど、歴史的記念建造物とその取り巻きの保存が必要だと述べたが。それは《できるだけ》ということである。もちろん、専門委員会があるのなら、この委員会が歴史的記念建造物だけでなくそれを取りまくすべてが保存することが可能かどうか判断すべきである。

Le Comte De Suzor : Cannizaro 氏、お許しください、といたしますのも私は氏がおっしゃった国際的な場にはついていけないでしょうから。私は自分の無経験にもかかわらず、この会議に出席されている皆様の前では常にフランス語で話すよう心がけています。というのも、もしこの場でロシア語を話すと、誰も理解できないという危険があるからです。

まず最初に私はさきほど Lucas 氏によって起草されに提出された勧告に賛成することを表明します。しかしながら私は、歴史的記念建造物の保存と修復に従事するすべての国々の法規に関する、また別の勧告を追加することが適切だと考えます。我々が各国の常任委員会の中で、確固たる関係を各政府と築くことはとてもよいことだと私は考えます。

既に、これまでの会議で、この重要な問題に関する複数の勧告が発せられています。今回の会議では、1889年のパリ会議で採択されたとある勧告の更新しかなされていないように私には思えます。これらの勧告が実現し始めていると感じられるでしょうか？ 我々はこの点について何もしられていません。この会議でのお話を聞くかぎり、これらの勧告が残念ながら決して実現されていなかったことがわかりました。

従って、私は 1889 年の勧告、過去の記念建造物の保存を保証する原則となる法規制の問題に立ち返りたい。もし我々が、若い建築家に特別講義 *etudes specials* を強制するという方法と、Geymuller 氏がたたえた 27 分間の恩恵だけによって、愛情をもって古い記念建造物を保存するならば、私はそれが幾分プラトニックであることが心配である。政府と市会議は我々の協力を得て、力強い悲壮感の全くない法律をつくる必要がある。しかしこのためには、これらの政府が、関係者たちによって採択された決議について知らされている必要がある。この目的のために、私は常任委員会、それはあるにはあるが未だに厳密には機能していない、がより重要な役割をもって、様々な政府機関に会議で採択された決議を、それらが将来ちゃんと執行されるためにも、伝えなければならぬことを、私は提案する。

Sterian: 皆様が記念建造物の保存と修復の実践の観点からみた次の感情に共感してくれると私は信じています。そこには、複数の実行や異なる方法があってはなりません。

私は完全に《法律の統一が全ての国で試みられる》という SUZOR 氏の提案に賛成であります。しかし私はイタリアにあるものをそれに加えて採択するのがよいかと思えます。それはすなわち、修復規制です；なぜなら、そこには修復の観点からみても的確な規制を作成できる諸原則が示されているからである。私は記念建造物に関してピトレスクを排除しようとする者ではない、というのも、私はなによりもまず、記念建造物をできるだけ絶対的な保存をしようとするからである。修復できないが、しかし保存しなければならない記念建造物については、すくなくとも屋根や囲いによって守らねばならないと私は考える。

また私は、修復に関してやむを得ない場合は古代の失われた要素に従って完全に再建するかわりに、例えば柱頭では、フランスやイタリアのいくつかの建物で実施されたように、簡単にかどを削ぐことが許されるべきであると考えている。

他に認められている作業のうち、必然的に狂信的で個人的なものとなる復元については、それが一人の建築家では、たとえ才能にあふれていても、できないという理由によって規制ができると私は考える。従って私は、全ての国々の為の法律の統一によって、芸術における根本的で絶対的な修復の諸原則を定めるために諸規制が確立されることを提案する。

議長：不変で絶対的な規則をつくることはできない。修復の実施方法はその記念建造物とともに変えることができなければならない。

私は全く Bohnstedt 氏の考えに賛成であり、それは Lucas 氏の提案にも同様に引き継がれている。また記念建造物保存のための国際法をつくろうとする SUZOR 氏の提案にも全く賛成である。しかし残念ながらそこまで至るのは大変難しいだろう。常任委員会執行部に、建築家以外に弁護士を加えれば、そこまで達することができるかもしれない。

Geymuller 氏は学校の中に、中世記念建造物に対する愛情を育むことに捧げられる 2 時間程を見いだすことを推奨した。それ自体は素晴らしいことである。私についていえば、私はアカデミックな教育をうけた。キャリアをスタートしたときに、中世記念建造物の研究へとすすみ、そして私は自分が生まれた街にギリシアやヨーロッパの記念建造物たちと張り合うことができ、規模は小さいにしても、最初から最後まで非常に科学的で理論的な記念建造物あることに気がついた。

次のように言うことはとても些細なことにつっこみすぎているようにも思う：ある階層にはこれを教えて、また別のある階層にはこれを教える。フランスでは時代が芸術の最も偉大なる表現、国全体の美に対する愛情の表現としての記念建造物を残した。というのもこれらの記念建造物はあるひとつの階層の人々によって建てられたのではなく、国民全体によって建てられたからである。従って学校では芸術へ愛、美しさへの愛を育まなければならない。それはフォルムのためではなく、国民のなかに生きなければならない芸術の中にある真実、美、有用性への愛のためである。これは愛さなくてはならないフォルムのことではない。真摯な分析が不可欠なのであって、尖塔アーチや柱頭と関連する外部の分析だけでなく、その記念建造物の歴史をすべて分析することである。この記念建造物歴史はその国自身とわけて考えることはできないものである。我々は自分がわからないことを愛する事はできないし、それはその原理を考察しないからわからないのである。法によって保全することはできる。だが愛に勝るものはない。それは美に対する愛、芸術にたいする愛を起こさせる趣味 *gout* を形成することである。これは子どもに美しさの概念を教え込む教育にかかっている。絶対に確かな方法の 1 つは初等教育における素描の義務教育である。視覚とデッサンの関係は話し言葉と聴覚との関係にあるから、デッサンは国境をこえた全ての国々で普遍的な言語である。美への愛が広まったとき、みな

ついてくるだろうと私は確信している。そしてもし皆様がなにか提案をしたら、それに我々はこの国と国民の中に生きなければならないこの芸術のための愛を再び生き返らせようと努めるだろう。

それでは、表明された様々な勧告を審議にかけよう。

Hodl : もし私が Canizzaro 氏の発言よく理解しているのなら、彼はたった一人の人間が修復を担当することを許可しないというお考えを示したかったのではないか。

Lucas : 我々は専門委員会に任せています。

Hodl : わかっております。しかし氏が望んでいるのは、建築家個人が修復に彼の様式 *son style* をもちこめないようにすることです。私はこれに全く同意し、この考えを支持するために、わがオーストリアでは、何か重要な修復が行われる度に、政府は歴史的記念建造物保存中央委員会との合意によって、特別監査委員を設置していることにも注目してほしい。

Lucas : 専門委員会はほとんどのすべての国にあり、我々はその専門委員会に参照させているので、Canizzaro 氏に満足していただきたい。

Normand : なぜ勧告の中で、「les monuments historiques」と言ったのですか？

Lucas : 実際、この表現はフランスでは特別な意味をもっている。「les monuments du passé」というべきであった。

Geymuller : 教育の文章中に、国家のかけがえのない遺産としての、また美学の観点からみた建築の発展の信頼できる指標としての記念建造物という重要な概念を発展させるための理念を導入する事はできないだろうか？

Lucas : 我々は勧告の中に、今おっしゃられたような本質を要約しようと努力します。これは各政府の代表者からその政府に伝えられなくてはなりません。さらに、これらの勧告が掲載されるのは、会議録の中で会議メンバーやその見解の記録が約 40 ページにわたって掲載された後であることを忘れてはなりません。

これは必ず条文前の考慮として役にたつだろう。

また、貴殿が特に興味をもった事柄についても、満足していただけるでしょう。

私は古パリ Vieux-Paris 委員会の会議で 1889 年の会議録を再び取り上げたのですが、英国王立建築家協会の手引きは委員会の注意を引きました。パリ市会報の中で、この RIBA の手引書の翻訳は、私の提案に基づいてセーヌ県知事の勅令によって作成されており、パリ市会報の中にみることができるところを付け加える。

Geymuller: Lucas 氏の説明に感謝します。

議長: Lucas 氏の勧告に賛成します。

《本会議は、過去の記念建造物及びその破壊を防ぐための方法を簡潔に学ぶ場が、すべての教育段階の建築学校に設けられ、また過去の記念建造物の保存あるいは修復、そして必要ならば、その為に必要な工事の監督が、専門委員会に任されることを望む》

この宣言は採択された。

議長: 次に Suzor 氏と Sterian 氏の提案に移りたい。

《国際建築家会議常任委員会は、可能な限り過去の記念建造物の保存と修復に関する法律の統一に努め、各国政府に対し、1900 年会議の勧告と決議を遵守することを望む。》

これはベルギー会議のすべての要望にこたえたものである。7、8 年来、ベルギーではフランスの法律をもとに法律をつくろうと試みてきた。そのフランスの法もローマ帝国のパッカ教皇の名高い法律をもとにつくられた。

Denize: 最初の勧告を分割することを要求します。建築教育を強化するという前半部分にはみな賛成だが、修復のために専門委員会の参照については同様にはできないだろう。

メンバー数名：それは可決された。もどることはできない。

議長：第2の審議に進んでいる。最初のものは可決された。

Lucas： Cannizaro氏は私と同じ考えを説明するように頼みました。われわれは過去の記念建造物の保存と、もし必要であれば修復の管理、そしてこの不可欠な仕事を専門委員会にゆだねる。

我々の勧告が普遍的かつ国際的な性質があれば幸いである。

フランスでは、これを歴史的記念建造物委員会がおこなっている。

ベルギーでは各州に記念建造物委員会があり、それらはブリュッセルにある記念建造物大委員会の管轄である。ベルギーについて話したのは、それをよく知っているからです。

イギリスでは SPAB が地方団体をつくろうとこころみている。

スペインには、サンフェルナンド王立アカデミーの庇護のもとに非常に大きな委員会がある。

これらを考えて、私は各国で悪訳される可能性のある言葉や限定的な意味の言葉は用いないようにしています。

あなたの国籍を私は存じ上げませんが…

Denize：フランスです。

Lucas：フランスでは、我々は地方分権化を進めている。各県に記念建造物委員会がある。我々はできる限り多くの建築家になるべくその委員会に加入するよう努力している。そして、シャトーブリアンとヴィオレ・ル・デュクの運動以来、いたるところで過去の記念建造物に対する愛が次第に普及している。我々の勧告に危ないところは一切無いと思うので、みなさんに賛成していただきたい。

議長：その勧告はもう採択されているので、この議論は無益である。

Suzor と Sterain によって提案された2番目の勧告について審議をおこなう。

《国際建築家会議常任委員会は、可能な限り過去の記念建造物の保存と修復に関する法律の統一に努め、各国政府に対し、1900年会議の勧告と決議を遵守

することを望む。》

十分な法律をすでに有している国は、この勧告について気にかける必要はないだろう；しかし国の数が大きく代表された会議で採択された法律は、未だ十分な法律をもたない国、あるいは完全にそれが欠落している国の仲間達が、それぞれの政府から国会 *Parlement* による調査や、その国の法律可決をひきだす為の助けになるだろう。

この勧告は可決された。

議長：《一人の人間によって一つの修復が任されてはならない》 という *Cannizoro* 氏の見解を示したが、私は修復の責任は一個人が負わなくてはならない、と考える：8あるいは10人の委員会は、責任という観点からは如何なる価値ももたない。修復を実際に行う人間に責任がなければならぬ。

Minvielle：委員会とでは全く成果をあげられないだろう。

議長：全員が責任を負ってるような集まりが一体何ができるというのか？委員会の役割、それは監督することです。それは必要なことですが、しかし建築家の責任というのもなくてはならない。

Minvielle：私は会議が次の勧告を発することを要求する。

《過去の記念建造物（歴史的であろうとなかろうと）の修復が行われる前に、その修復計画は、この目的の為に設立された各県の専門委員会か、もしそれがダメなら、その記念建造物が位置している県の歴史的記念建造物委員会と公共建造物委員会に委ねられ、その後これが好意的にうけとめられれば、この仕事は建築家、計画の立案者の絶対責任のもとに行われるのである、その結果として、これらの委員会のいずれかがどんなやり方もない後で介入しなければならないことはなくなる。》

一度計画が採択されたら、委員会は定着して、これが建築家に迷惑をかけてはならない。

Lucas：これは絶対だめ。問題にすらなりません。特に中央の委員会が出向くべ

きではないでしょう。

Geymuller: 一度計画が技術委員会の審査によって採択されたら、建築家は新たに委員会と相談をしなければ計画を修正できない、ということは非常に重要である。

何人かのメンバー: いうまでもないことだ。それはわかりきったことだ。

第 6 会議 1900 年 8 月 2 日 (木) 午後会議

議長 : Repulles y Vargas

会議は午後 2 時半よりはじめられた。

Poupinel 総書記が、前会議の報告を行った。

Denize: 報告について話すことを求めます。

議長: 認めます。

Denize: 議長、我々本日 8 月 2 日の午前の会議すなわち記念建造物の保存の問題を取り上げた午前の会議に参加した者たちは、謹んで議事日程に沿って問題を討論する目的をもつ会議を開催し、討論を行い、会議の意思を汲んだ勧告を発し、そして本日の会議の決定に与えられたかたちに対して強く講義することを表明する。

会議は、協議をしなかったので、実際に提案された勧告についての考えを伝えることができていない。それはただ事務局によって読み上げられただけであり、その勧告は採決をすることなく採択されたと考えられ、従って会議はわれているようにも見える。

実際、すべての段階の建築学校において修復あるいは実際の現場において古き記念建造物の特性を必ず尊重することを教える必要性に皆が合意したように

思えるが、何人かのメンバーはこれらの修復を責任のない専門委員会に強制的に委ねることに対して抗議を行った。

この抗議書の提出者たちは、建築家の個人的責任は、本会議がもつめる芸術教育のうえに成り立ち、古き記念建造物を知的に保存し修復することを一層保証するだろうと考える。

複数の会員： 抗議者の名前は？

Denize: Denize と Lecœur 氏。

Suzor: みなさま。私はこれには誤解が潜んでいると思う。議長をふくむ我々すべてが、今朝の会議で、この責任が建築家に帰すること、そしてこの委員会に役割が純粹かつ簡潔に古き記念建造物の修復のためにすべきことも検討にあること、に合意した。現実的に、ひとつの修復を一度に8人あるいは10人の人物がすることはできない。

私には さきほど Denize 氏が述べられたことは、午前中の会議で可決されたことに対する抗議ではなく、むしろ説明の要求であるように思われる。

lucas: 過去の記念建造物の保存と修復という問題についての多方面から示された見解に続いて、会議をしきる親愛なる Cuypers 氏の助言、そして先ほどお話しされた Suzor 氏の後に、私は午前の決議の結論として役立つものとして1つの勧告が詳細に立ち入れなかったことを指摘した。各国政府の代表者たちが、あるいは会議に代表された様々な協会の代表者達が、各国に戻って、この勧告が具体的かつ普遍的なかたちで表現されるために、必要な宣伝ができるように、この勧告は国際的なものたるに十分な一般性をもっていなくてはならない。

私はこの点について、午前の会議で意見書の作者たちを理解し、そして Sterian 氏と Cannizarro 氏にそのことを話した。彼らは、作成された勧告がこの問題の全部について議論を明らかにしている一般的意見をよく要約しているという意見をお持ちで、この問題に関する細かな問題すべてを、ある明白な方法によって、包括したものを作成するという要求をお持ちではなかったと思う。

私はこれにほとんど原文どおりに付け足した。

この種の勧告文はある意味で法案のものに似ている。勧告の精神がいかなるものか、またそれを発表した会議の意図は如何なるものだったか、こうした条件のもとに採択された勧告の実現と研究のために感化されねばならないであろう情報と所与とはいかなるものか、を明確に示す、というのが一般的な議論である。

確かに、Geymuller 氏とそのあと Suzor 氏がおしやったように、8人10人も責任者によって建てることなどできないし、それはとても優れた専門家たちによって構成された委員会であっても同様である。

したがって議長および事務局側が不正に勧告を賛成へともっていったと言っ
てはならない。この会議で採択された勧告はすべて、それが芸術的所有権に関
するものでも、建築教育に関するものでも、過去の記念建造物の問題にかんす
るものでも、繰り返しすぎかもしれないが、その実現のために、議論の中で多
方面からだされた見解を熟考して採択されているのである。あなたのただいま
の抗議に対して、私がお答えできるのはこのぐらいである。今、もし本当に不
正があったなら、私はどのように再採決をとったらいいかわからない。

Denize: 不正という言葉はおおげさです。我々は不正だと言ったのではあり
ません。私たちが指摘したのは単に、この採決には意見の分離という明白な問
題があり、それに賛成しない者もいるという事実です。今後もこのようなこと
がありうるのか私たちは疑問です。

Normand: この問題についての勧告に反対の者がいるかどうか尋ねたはずで
す。

誰もこたえず。

Suzor: これは我々すべてに関わることである。誰が修復の責任をとるかとい
うことははっきりさせる問題である。私はさきほど、この責任は工事を監督する
建築家に任されるべきだと述べた、そして私は、議長がこの意見に賛同してく
れたと思っている。意見のあるものがいなければ、それはこの勧告が満場一致
で採択されたと考えてよい。

議長：この事項は終わりにします。他の意見がなければ報告は採択されたとします。

第 6 回国際建築家会議（1904、マドリッド）

議題Ⅱ「記念建造物の保存と修復」

議長：Muthesius

名誉書記：Weber

このテーマに関して Cloquet（ベルギー）による以下の結論が読み上げられた。

1 記念建造物はふたつの種類に分けられる。死んだ記念建造物、それらは過去の文明に属しているか、あるいはもう廃れてしまった目的に仕えているものである。生きた記念建造物、それらは本来意図された目的に仕えつづけているものである。

2 死んだ記念建造物は、廃墟と化してしまうのをくい止めるために、必要な諸部分を補強することによってのみ保存されるべきである。なぜならこのような記念建造物の重要性は、その歴史的・技術的価値にあり、それらの価値は記念建造物自体とともに消滅してしまうものだからである。

3 生きた記念建造物は、使われ続けるように修復されるのが適切である。なぜなら建築にとって、有益性は美しさの根拠のひとつである。

4 このような修復は、記念建造物とその統一性を保持できるように、本来の様式によってなされるべきである。なぜなら、様式の統一もまた、建築にとって美しさのもう 1 つの根拠であり、また基本的な幾何学形態は完全に再現することが出来るからである。

5 修復家の個人的嗜好の影響は排除しなければならない。

6 全体部分と異なる様式で実施された諸部分を尊重しなければならない。もしこの様式がそれ自体において賞賛に値するもので、モニュメントの美的平衡を著しく（野蛮に）損なうものでないならば。

Gabelle y Lapiedra（マドリッド）はこのテーマに関する以下の結論を読み上げた。

i 記念建造物の保存と修復は、国家資格を有し、保存と修復だけを目的とした国家公的機関の一員である建築家にのみ委ねられるべきである。建築家は

適正審査と選抜試験に合格してはじめてこの機関の一員となることができる。その際、各国の現行法のもとで取得した資格は尊重する。

ii 芸術的歴史的記念建造物の為の《国際保護連盟》を創設すべきである。本連盟は、美術愛好家および自らの仕事や研究、調査によってその専門能力と記念建造物に対する興味関心を示した人々から組織される。

この国際保護連盟は、こうした記念建造物の愛好者たちで組織される地方団体 Sociétés locales にとって貴重な援助となるだろう。この地方団体は、不可欠でありながら現在は機能していない自律性と団結力が機能するよう再編成された公的委員会との合意によって、芸術的建造物の保存を厳重に監視するだろう。

iii 本会議の一般的合意に基づき、記念建造物に必要な保護が、保存を規制する公法 Loi publique によって、各国政府から得られるよう努めるべきである。さらに、できるだけ綿密に記念建造物を掲載した完全な目録を作成し、各国で国民の教養にとって大変重要なこの分野に必要な精神的物質的援助を国から受けられるよう努めるべきである。

iv 記念建造物を愛する精神が、(既存の民間団体、そしてこうしたすばらしい活動のために再編されるその他の団体によって計画された)見学会や、講演、展示会、及びその他のこの感情の普及に適切なあらゆる方法によって、広められるべきである。また、各記念建造物に献金箱を設け、各人からの寄付金によって、この歴史の証人、この美の表明が何十年何百年という年月による冒涇から無傷でいられるようにすべきである。

議論

Gannizzaro は、Cloquet の結論にいくつかの点では賛成の態度を示し、イタリアにおけるモニュメントの保存と関わるすべてのことに関心を示した。氏は Cabello の結論にも言及し、その功績をたたえ、また事務局に対し、このテーマの結論が出されるときには、Cabello に従って結論が作成されねばならないとした。

Cuypers は Cloquet の結論の第 2 項を明確にするために議論に参加した。

Totten(アメリカ)： 私は、モニュメントの保存と修復の為の国際組織を持つべきだという Cabello 氏の意見に全面的に賛成である。そのモニュメントの国籍がどんなものであろうとも、またそれが属する時代がいかなるものであっても、真の芸術文化を有するすべてのモニュメントためには、狭い国境の中に閉じこもってはならない。なぜなら芸術に祖国というものはないからである。

我々の偉大なる考古学者達は遠くはなれた国々でも偉大なる発見を成し遂げた、ということでは同じである。非常に著名なフランスの Latruilles(この有名なフランス人の学問はルネッサンス期のローマで大きな影響力を持った)~の名をあげるまでもない。Peurose, Stuart, Revette, Gruner また同様に著名な人名。

この国際委員会はこの人物の中から選ばれねばならないであろう。そして各国の委員会は 祖国の芸術の研究に生涯を捧げた人物によって構成されねばならないであろう。

同じく我々アメリカ人も、まだまだ未熟ではあるが、同じような委員会の必要性を痛感している。我々の国にも植民地化の初期段階を過ぎたコロニアルアートがないだろうか？我が国の芸術はその起源をオランダ、フランス、イギリスといった多くの国におっており。また彼らと祖先の芸術は彼らによってもたらされた。

これらのいくつかのアイデアは建築芸術にとって有益であるに違いない。私も最も熱心で献身的な建築芸術の愛好家の中の一人である。

Poupinel(フランス)： 私はこのテーマの結論を三分割して注目したい。アカデミックな問題(理論的、科学的問題)、協力関係の問題(モニュメント友の会、考古学友の会、芸術家の会)、行政的問題(建築家の選定、公的委員会、維持 *entretien* や修復の取組みと執行の問題)である。

モニュメントの友 *Amis des Monuments* のように、専門家たちと考古学者たちの団結が各国で望まれつつある。これらの団体が各国で国家連盟 *une Ligue nationale* をつくり、その統合が国際連盟となるだろう。

アカデミックな議論へ再びもどりたいが、しかしながら私は会議側の人間として、個人的な意見をここで述べたいと思う。フランスにおいて全ての県におけることである。政府は何年も前から、毎年重要な助成金に合意し、その補助に多大な注意をそそいでいる。私はすべての善意に訴える。今こそ公

的代表者は、この議論や審議された結論をより多くの人々に知らせ、各国においてさらによい方へ向かう努力がなされるために、自らの影響力を利用しなければならない。

我々が一つのことを目指し、ほとんど国際的な一致を達成すれば、それは我々はみなすばらしいことを成し遂げられるかもしれない：会議の参加者は各自の専門分野でそれを行うことができる。私はここより Cabello 氏の主張を支持します。

Nizet (フランス)： 歴史的モニュメントの修復に関する Poupinel 氏の感情に賛成することについて、フランス中央建築協会の代表への発言を許可して下さった事務局に感謝します。

私はこの意見に賛成であるし、提出された解決策に口をだしたりはしない。しかし私は特別なケースにおいては、採択された措置が必ずしも適切でないことをここに訴えたいと思う。

実際、歴史的モニュメントの修復や保存をまかされた建築家は、よく知られているように、管理委員会の監督のもとにあり、ほとんど自由がないに違いない。私は次の例を挙げたいと思う。

1 まだ有用性をもつ記念物、たとえば病院や裁判所、大聖堂、教会堂といった記念物は、過度な規制化によって建物の使用やその現実的な必要性への適応を妨げられるべきではない。

2 当初と同じ材料を義務で使用するのはいよいよ不可能である。もしそれが手に入らなかつたり、実現するのに大変な費用がかかる場合である。こうした状況において、フランスの歴史的記念建造物委員会 la commission française de monuments historiques は当初の建築に使われていたのとは違う材料の使用を強制したのである。我々の子孫がこれを数世紀先の未来において、これを真の古物と混同して作り直さないためにも。

この気遣いは時おり行き過ぎた。例としてパリのアウグストフィリップの城郭の堡壘が挙げられる。ここでは欠落していた石材はすべてブロックに換えられてしまった。

最後にニームのアウグストの門の修復についての話をさせてください。

Quessel 氏は調査研究を行い、古代の石切り場を再び利用し、またモルタルを使わずに材料を継ぎ合わせるためにローマ人による施工方法を採用した。そのよ

うな完璧さによって、今日では既に当初から使われたものと修復されたものを見分けるのは不可能なほどである。

結論：私は能力と良識をもつ建築家を採用し、彼らからその行いに関するどんな自由も取り上げてはならない。

Adaes Bermudes (ポルトガルの建築協会代表)： 議論された2つの結論、Cabello氏とCloquet氏について、私は前者に賛成である。というのも彼の案はとてもよく考えられていて、実践的で、また我が国が抱えている興味関心や要求と共通していると思うからである。私は非常にうれしく思う。というのも、ポルトガルのように芸術記念物の保存の問題が未だ多分に改善の余地がある国々に、本会議の決定は大変有益な結果を与えたからである。

Cannizzaro氏は事務局に、この問題に関するイタリアの充実した法律のコレクションと、自国のモニュメントの完全リストを提出した。

Poupinel氏はフランスでは既に専門法がとても充実していることを述べた。

我々の状況としては未だに、厳密な規制が存在しないこと、そして2人の建築家と24人の批評家などから構成されるモニュメント保存委員会の存在にすべての機能が集まっていることをみなさまにご報告しなければならないことが大変残念である。

モニュメントの保存を建築学や考古学に関して確かな知識を有する建築家の手に任せるというCabello氏の意見は、わたしを喜ばせまた心をつかんだ。つきましては、私はこの賢明な会議がこれを喜んで受け入れてくれることを願う。それが芸術とポルトガルの役に立つだろうことは確実である。賛同する勢力が強いおかげで、われわれの国と関係すると思われるこれらの抗議reclamationsは、有益な結論に達するより多くの機会となった。

Ramalho Ortigo (ポルトガル)は、は、彼と同郷の著名人Bermudesがポルトガルの国家記念物委員会を2人の建築家と数名の批評家から構成される集団と見なしていたことに対して次のように批判した：ポルトガルの国家記念物委員会に批評家はいません。この委員会がすべきことに対する批判があっても、これら素晴らしい批評家たちを悪くいつてはならない。ポルトガルにおけるモニュメントの保護は複合的な委員会に任かされている。スペインとほとんど同じで、類似した公的機関が王立歴史アカデミーに任かされている。

Adam Bermudes : 訂正。Ramalho Ortigao 氏への回答として、私はポルトガルの記念物保存委員会を批判しようという気持は全くなかったことを申し上げたい。なぜならここは批判の場ではないからである。私はポルトガル委員会の普通とは違った組織(2人の建築家と24人の建築家でないものたちで構成されるという)の構成を会議で指摘したかっただけである。

もう一度、これら大変気品のある人々へ、次のようなモニュメントの保存についてのおかしな理論を示したい。すなわち《古きモニュメントにふれることは冒瀆であり、すべきことのすべては、ひれふしてそれを眺めることである》芸術的視点からみれば非常に危険だと思われるこの思想に対して反対するための委員会の中に、建築家たちがほとんど選出されないことを、私は非常に残念に思っていた。

Ramalho Ortigao 氏個人について言えば、私は彼を親愛なる友人の一人であり、最も輝かしい現代ポルトガル作家の一人と認識していると申し上げたい。また不快な気持ちにさせてしまうような発言をしたことを深くお詫び申し上げたい。

Ramalho Ortigao 個人について言えば、私は彼を親愛なる友人の一人であり、最も輝かしい現代ポルトガル作家の一人と認識していると申し上げたい。また不快な気持ちにさせてしまうような発言をしたことを深くお詫び申し上げたい。

Vivanet(イタリア)はCabello氏とCloquet氏の意見に賛成の意を表したが、国際法については、その国のモニュメントと美術品の保存に適した方策が採用されるためにも、各国に完全なる自由が残されるべきとした。

Lazaro(マドリッド)はスペインを代表して会議に感謝し、またスペインの最初の話者として話す。

彼はCloquet氏の結論すべてに賛成する。そして6番目の結論に関連して、スペイン興味の見地から、スペインの大聖堂の外陣中央の聖歌隊席を維持するのか、それとも取り除くのかということに関連したいくつかの事柄について議会で回答を仰いだ。

またCabello氏の申し出に関しては、第1項の採用は非常に重要と考え、他の項についてもすべて受け入れてよいとしたが、それら、特に第2項については、実現化は困難であることを述べた。

議長は午後に会議を延長した。

議長：Frans de Vestel(ベルギー)

名誉書記：Mariscal(メキシコ)

議題 2 についての議論が続く。

Vergaga (グアダラハラ学士院代表)は、多くの時間を使わないために、もし採択可能であれば、以下の事項をカベロによってだされた結論に付け加えることを会議に申し出た。

第 2 の結論について：記念建造物の公的委員会は、次にあげる以外の人物が組織内に入らないように再組織されるべきである。すなわち、自らの業績と出版によって芸術的歴史的建造物に対する関心を示した者、そして自らの所属する委員会が管轄する土地に実際に住んでいる者。

各記念建造物公的委員会は、その目的を達成するための財源を考慮しなくてはならない；これについては、各国の予算の中から必要な費用を確保し、さらに中央の行政当局は、地方使節団たちがその予算の中に、記念建造物委員会が建築的記念建造物の保存に専心するために十分な予算を割り当てるよう取りはからうべきである。地方の建築的記念建造物には、国家的な価値はないにしても、地域博物館の設立、あるいは現存しているものの増加をもたらすための重要な地域的価値があるかもしれないのである。

第 4 の結論について： 記念建造物への愛情を形成するために、各国政府は、各国の芸術アカデミーの指導のもと、国民性を表明している記念建造物の観点からコレクションを刊行しなくてはならない。このコレクションはあらゆる教育機関へ捧げられ、美術、歴史、地理の研究のための科学的教材として役立つであろう。また学生たちはこれを通して自国を代表する建築に親しむようになるであろう。

Carvalho (ポルトガル)： 私にはこの場で、この非常に美しいスペインという国の言葉で話したいという強い願望がありますが、十分にスペイン語をはなせるわけではありませんので、私はほかの言葉を選んで話さなくてはなりません。

ん。私の仲間から、母国語をつかって話すよう求められています。この会議中、すべての国の言葉が話されているにもかかわらず、本会議が閉会するまでに、みなさんがポルトガル語をお聞きにならなかつたら、私は残念な気持ちになるでしょう。

これは愛国主義という名の罪かもしれませんが、この機会に、この会議で、私はポルトガルが非常に美しい国だと知りました。

本会議で発言するのはこれが初めてでありまして、ポルトガルの代表者という私の身分から、非常に遠いところからその知的なコンクールと知をもたらしてくれた本会議の著名な参加者たちへの深いオマージュを、表明せずにはいられません。（省略）

議論中のテーマにもどると、私は有益な結果がではじめている今回の会議を嬉しく思っています。特に記念建造物保護のための敬虔な改善運動において実を結び始めていると思います。

国際保護組織とはすばらしいお考えだと思います。しかし設立の方法としてよりよいのは、本会議の様々な代表国の委員会すべてが、執拗かつ徹底的な方法によって、自国で同様の宣伝することだと思います。

記念建造物はその国の伝統が石と化したものです。だから私は、たとえそれが廃墟の状態であっても、美術史の一ページを刻んでいるすべてのものを尊重する事は有益なことだと思います。ある一つの記念建造物は、常に芸術の一つのドキュメントです。これらのドキュメントを、われわれは時間による破壊、そして人間のヴァンダリズムから護らなくてはなりません。これは不可避の義務であります。

Artigas (バルセロナ)は次の結論を発表した。

- 1 国指定された著名で権力あるものだけでなく、謙虚 humbles で無名のものを含めたすべての記念建造物の保存に関するわれわれの希望を一致させること。
- 2 一度指定されたら、我々は記念建造物の保存と修復に必要な費用の供託を政府に要求するための多大な支援を期待する。
- 3 各国は、自国の法律に、ふさわしい目的の実現をめざした規則や措置を導入すべきである。
- 4 別の様式でつくられた諸部分が芸術的価値を有していような特定の記念建造物については、修復家はこの部分を無理矢理はぎとって様式の統一を試み

てはならない。

5 記念建造物の保存と修復の工事は一人の建築家によって実施されるべきだが、修復計画については各地域に設置された記念建造物委員会の意向に従わなくてはならない。

Cabello y Lapiedra : 私はまず、発話を許可してくださった建築家の皆様に感謝の意を示します。

これまでの方々の発言と、時間のなさを考慮しまして、私が議会で発表した結論の理由をご説明いたしましょう。

まず1つは、愛情であり、それは私自身の職業と芸術のために強く感じるところです。もう一つは、私が任されている保存という特別な分野に課せられている義務からの影響です。

国内外の多くの人々の注目を引いた国際機関設立に関して、私は率直に告白しよう。私はこのアイデアを発表したが、このアイデアのもつ重要性についてはほとんど認識していません。私の目的はこのアイデアの種をまくことでした。といいますのも、もしこのアイデアが会議参加者の皆様に認められたら、参加者の皆様にこのアイデアをかたちにしていただき、そして1つの実践的で直接的な解決策に至ることができるように。

この場での皆さんの発言を聞くと、国際機関の設立は現実的に難しそうだということがわかりました。この機関は他の機関そして人間文化の3つの分野のためのものです。そういうわけで、私は、カニッツァーロ、カイペルス、スュゾール、の各氏の意見を考慮すると、自分の結論を修正することにどんな不都合もないと思っており、その与えられている重要な使命を達成する為に不可欠な権力と有効性をもつ国際連盟は、それについては Artigas 氏が強く申されたように、その理由がいかなるものであれ、他の国々では、国家の記念建造物にもたらす損傷を回避する為のこうした国家的な保護方策について、我々と同じだけの必要性を感じていないことも認めます。

ただし私は、ある特別なケースや、誰がみても重要である記念建造物が問題である場合には、こうした全く特別な状況下で歩むべき道と用いるべき方策について介入し指導できるような国際組織を設立することは、承認されてもいいと考えます。

私は Cloquet 氏を讃えるが、残念ながら彼の意見に賛成できない。

生きている記念建造物と死んだ記念建造物があると彼は述べた。人間に生命があるように記念建造物にも生命があり、人間はみな、記念建造物から人類の伝統や偉人の物語、あるいは彼らの創作物の起源、彼らの科学を学ぶことができる、これらはまさしく Cloquet 氏が提案の中でのべられたことだが、それ故、私としては、もしこの区別(生きていると死んでいる)が存在したとしても(記念建造物への愛と同じように)、人々はいかなる場合にも死んだ記念建造物を、それが建てられた時の目的とはまた別の用途に供したり使用したりしたことはないだろう。

私の望みは、記念建造物が人類の文化と教育のための大きな要素として役立ち、また消すことのできない明白な証拠となる美術の歴史のページを構成するように保存され、そしてかつて芸術家によって構想されたものとして保存されることである。

Vargas : 古代の記念建造物の修復というテーマは大変重要である。それゆえこれらの結論の起案は慎重に行わなければならない。

これらの結論は、私の意見としては、二つのグループに分けられると思う。Cabello 氏と Cloquet 氏のものである。

Cabello 氏の提案は、お役所的な問題の一部、すなわち修復がうまく行われることを保証するためにしなければならないことすべてに関連している。

すなわち記念物保護法、芸術の愛好者たちの団結、あるいは記念建造物の公的委員会の改善、そして最後にこうした修復を行うために建築家を指導する方法である。

こうした修復の為に、Cloquet 氏は、まず記念建造物を分類し、それから記念建造物の様式と美を保存するための規則について述べ、技術面に関するいくつかの方法論を定めた。

従って、異なってはいるが関係性のある2つの問題を知ったが、しかしながら私はこの2つのグループが全く相反するものではあるが、議会の一致による適切な修正を加えることによって双方とも承認できるものと考えている。

私はこの結論の大部分に賛成だが、修復の際に使用する材料に関するもう1つ別の結論を付け加えたいと思う。

私の考えでは、修復において、材料の質が建造物を興廃させた要因でないのならば、修復の際には同じ材料を出来る限り使用しなければならない。この場

合、新たなダメージを避けるために良質の材料を使うのではなく、類似の別物によって質の悪い材料に取り替えなければならないだろう。

Ugalde(ビルバオ) が Goytia - Carlevaris - Acebal. - Oriol. - Bastena. - Olazabal. を代表して次の提案を発表した。

午前の会議で、このテーマの結論に関するさまざまな意見を聞きましたが、私たちは Cabello 氏の作成した結論のいくつかを修正しなければならないというイタリア代表者に賛成です。しかし、それと同時に、私たちは、また同じ理由によって、芸術記念建造物の修復と保存を検査するための監督における建築家の排他的な参与に関する結論の第1項で示された良識は保持されなければならないと考えます。しかし他の方々が提案されたように、我々はすべての修復と保存工事の指導が国の公的委員会のみ委ねられねばならない、とは考えていません。換言すれば、これらの工事は自由に実施されながらも、常にこれらの工事を任された建築家は調査書と計画書について公的委員会の監査と承認をえなければならないと我々は考えます。

従って結論の結論については次のように考える。

芸術記念建造物の保存と修復は、建築家たちの排他的指導と調査によるべきである。

記念建造物の所有者は建築家を任意で指名できるが、その主任建築家は保存・修復に関する調査計画を5人の建築監査員に提出する義務がある。5人の建築監査員のうち3人は、最低20人から構成される地方協会から選出され、残りの2人は国から任命される。

結論の第2項は次回の議会に検討の余地を残すものである。

我々は3、4、5番目の提案に全く賛成であるが、これらの実践的実現は我々の結論の前半で示したような委員会に任されなければならないと考える。

バルセロナの Vega 氏は、輝かしい講演で自身の意見を発した。Cabello 氏の提案は偉大な見地からの注目すべき精神が宿ったものであるが、実践においては現実不可能であるとし、その特徴を尊重しながら部分的に修正することを提案した。

最後に Velazquez 議長が議論を総括した。議長は Cabello 氏の結論を支配している精神に同意し、その幾つかの項目をクロケ氏が作成した結論と取り替えることができるとした。

Velazquez 議長は、記念建造物の修復をうまく終わらせるために用いなければならない様式 mode と形態への熟考に話題を戻し、それは、スペインに関しては、この目的に達するためにもっとも不可欠なことであり、この意味において、意見を示すべきとした。

パリの Poupinel 氏が Cabello 氏との合意によって作成された結論案をよみあげ、以下の建築家たちがそれに署名した、イタリアの Cannizzaro 氏、ロシアの Suzor 氏、オランダの Cuypers 氏、オーストリアの Hodl 氏。この結論は以下の通りである。

1 記念建造物はふたつの種類に分けられる。死んだ記念建造物、それらは過去の文明に属しているか、あるいはもう廃れてしまった目的に仕えているものである。生きた記念建造物、それらは本来意図された目的に仕えつつけているものである。

2 死んだ記念建造物は、廃墟と化してしまうのをくい止めるために、必要な諸部分を補強することによってのみ保存されるべきである。なぜならこのような記念建造物の重要性は、その歴史的・技術的価値にあり、それらの価値は記念建造物自体とともに消滅してしまうものだからである。

3 生きた記念建造物は、使われ続けるように修復されるのが適切である。なぜなら建築にとって、有益性は美しさの根拠のひとつである。

4 このような修復は、記念建造物はその統一性を保持できるように、本来の様式によってなされるべきである。なぜなら、様式の統一もまた、建築にとって美しさのもう 1 つの根拠であり、また基本的な幾何学形態は完全に再現することが出来るからである。もし、全体とは異なる様式でつくられた部分が本質的な長所を有しており、この記念建造物の審美的均衡を崩さないのであれば、この部分は尊重されるべきである。

5 記念建造物の修復と保存は、「国家資格を得た」建築家か、あるいは特に権限を与えられ、国家による美的・考古学的・技術管理下で働く建築家のみ、委ねられるべきである。

6 歴史的、美的記念建造物を保存するための団体を各国につくるべきである。彼らは、国そして地方の財産の一目録作成に際して、共通の努力のために一団となり、共同して働くだろう。